

# **第13次漁業権切替 漁場計画（免許の内容等）**

**平成25年5月**

**熊本県農林水産部水産局水産振興課**

# 熊本県有明海区における 漁場計画（免許の内容等）



漁場計画番号 有共第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、にし漁業、ばい漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	あみ張網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 荒尾市地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱)

基点2 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界)

ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2,272メートルのところ

イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるころ

ウ 基点1から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角(有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治擲の南東角(同漁場境界標石柱)を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線の交わるころ

エ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治擲の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線の交わるころ

オ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点1から4,050メートルのところ

カ 基点2から真方位246度12分22.7秒・4,054.5メートルのところ

2 関係地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満

3 制限又は条件

(1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、あみ張網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 荒尾市牛水地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界)

基点2 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標識)

ア 基点1から真方位246度12分22.7秒・4,054.5メートルのところ

- イ 基点2と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ  
73度30分・2, 250メートルのところ
- 2 関係地区 荒尾市牛水

漁場計画番号 有共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、あみ張網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名郡長洲町地先

- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標識)
- 基点2 熊本県漁場基点有第4号(玉名郡長洲町大字長洲字下外浜と長洲町大字上沖洲との海岸線における境界)
- ア 基点1と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ73度30分・2, 250メートルのところ
- イ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ75度6分・2, 760メートルのところ
- ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ75度6分・1, 895メートルのところ
- エ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ5度32分・2, 836メートルのところ
- オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ23度48分・816メートルのところ
- カ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ23度48分の線が海岸線と交わる

2 関係地区 玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業、おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名市岱明町鍋地先

- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第5号(玉名市新川漁港北側防波堤突端中央下部点から1.1

5メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界)

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2,470メートルのところ

イ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・3,040メートルのところ

2 関係地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎

3 制限又は条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業、おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名市岱明町山下、浜田及び高道地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界)

基点2 熊本県漁場基点有第7号(旧玉名郡岱明町大字高道と玉名市との境界(新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ))

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ95度3分・3,040メートルのところ

イ 基点2から真方位215度38分42.3秒・3,422.4メートルのところ

2 関係地区 玉名市岱明町山下、浜田及び高道

3 制限又は条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名市滑石地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第7号(旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界(新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ))

基点2 熊本県漁場基点有第8号(玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ)

- ア 基点1から真方位215度38分42.3秒・3, 422.4メートルのところ  
 イ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・3, 325メートルのところ  
 ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・935メートルのところ  
 エ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ308度28分の線が玉名市菊池川左岸堤防と交わるところとオとの中央点  
 オ 菊池川右岸河川堤防と海岸堤防との境界点(基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ226度37分の線が菊池川右岸堤防と交わるところ)
- 2 関係地区 玉名市滑石及び小浜  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。  
 (2) 漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおぶぎ(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名市大浜町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点有第8号(玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場基点有第9号(旧玉名市と旧玉名郡横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))  
 ア カと基点1を見通した線からカを基点として右へ308度28分の線が玉名市菊池川左岸堤防と交わるところ  
 イ アとカを結んだ線の中央点  
 ウ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・935メートルのところ  
 エ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・3, 325メートルのところ  
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分・3, 240メートルのところ  
 カ 菊池川右岸河川堤防と海岸堤防との境界点(基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ226度37分の線が菊池川右岸堤防と交わるところ)
- 2 関係地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。  
 (2) 漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業、おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおぶぎ(ばがい)漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで

	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 玉名市横島町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市と旧玉名郡横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市唐人川左岸堤防上))

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・3,240メートルのところ

イ ウから上天草市大矢野町湯島を見通した線上、ウから5,400メートルのところ

ウ エとオを結んだ線の中央点

エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ122度39分の線が玉名市唐人川右岸堤防と交わるところ

オ 基点2から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ

2 関係地区 玉名市横島町

3 制限又は条件

(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじやく(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに東北へ352メートルのところ(玉名市唐人川左岸堤防上))

基点2 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界)

ア 基点1から玉名市唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ

イ アとオを結んだ線の中央点

ウ イから上天草市大矢野町湯島を見通した線上、イから5,400メートルのところ

エ 基点2と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点2を基点として右へ76度3分・6,260メートルのところ

オ 基点2と百貫港灯台を見通した線から基点2を基点として右へ64度3分・1,760メートルのところ

2 関係地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内

3 制限又は条件

(1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
------	-------	-------



第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、うみたけ漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、あみ張網漁業、いかかご漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市西区松尾町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界)

基点2 熊本県漁場基点有第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端)

基点3 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)

ア 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ64度3分・1,760メートルのところ

イ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6,260メートルのところ

ウ イからサを見通した線上、イから873メートルのところ

エ オとシを結んだ線とクとウを結んだ線の交わる場所

オ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2,065メートルのところ

カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1,113メートルのところ

キ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度45分・546メートルのところ

ク ケとコを結んだ線の中央点

ケ コと百貫港灯台を見通した線からコを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川右岸堤防と交わる場所

コ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)

サ スと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からスを基点として右へ248度47分20秒・4,972メートルのところ

シ スと熊ノ岳山頂を見通した線からスを基点として右へ248度47分20秒・902メートルのところ

ス セと基点3を見通した線からセを基点として右へ110度49分40秒・1,378.3メートルのところ

セ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ

2 関係地区 熊本市西区松尾町

3 制限又は条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市西区小島下町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とに よって 囲まれた 区域  
 基点1 熊本県漁場の基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河  
 内と西熊本市松尾町漁場の基点有第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端)  
 基点2 熊本県漁場の基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防  
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)  
 基点3 熊本県漁場の基点有第17号(熊本市西区沖新町新地旧海岸堤防北西端「白川口の  
 左角」)  
 アイ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)  
 ウ 基点2と宇城市三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度4  
 5分・546メートルのところ  
 エ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1,11  
 3メートルのところ  
 オ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2,06  
 5メートルのところ  
 カキ 基点4から真方位62度15分・273メートルのところ  
 ク ケと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からケを基点として右へ248度  
 47分20秒・4,972メートルのところ  
 ケ セと基点3を見通した線からセを基点として右へ110度49分40秒・1,37  
 8.3メートルのところ  
 コ 基点4から真方位62度15分の線が熊本市西区白川右岸堤防と交わる  
 サ シアと熊本市西区百貫港灯台を見通した線からアを基点として右へ93度の線が熊本市  
 西区坪井川右岸堤防と交わる  
 ス ケと熊ノ岳山頂を見通した線からケを基点として右へ248度47分20秒・902  
 メートルのところ  
 セ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28  
 5.5メートルのところ  
 ソ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6,26  
 0メートルのところ

2 関係地区 熊本市西区小島下町及び小島1丁目から小島9丁目まで

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおぶき(ばがい)漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、いかかご漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業、ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先

(3) 漁場の区域 次の基点2、ア、イ、ウ、エ及び基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びセを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場の基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場の基点有第17号(熊本市西区沖新町新地旧海岸堤防北西端「白川口の左角」)

基点3 熊本県漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港  
 計画基準点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒415  
 3)」)  
 基点4 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59  
 メートルのところ)  
 ア 基点2から真方位62度15分・273メートルのところ  
 イ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ110度49分40秒・1,37  
 8.3メートルのところ  
 ウ イと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からイを基点として右へ248度  
 47分20秒・4,972メートルのところ  
 エ 基点4と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ39度3  
 3分・5,850メートルのところ  
 オ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ296度13分・28  
 5.55メートルのところ  
 カ 基点3から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのと  
 ころ(沖新町4243の2番地先沖新地区海岸堤防内法尻線に設置された標柱)  
 キ 基点3とカを見通した線から基点3を基点として右へ208度29分13秒・52  
 4.48メートルのところ(沖新地区堤防線上)  
 ク キと基点3を見通した線からキを基点として右へ80度38分27秒・2,675.  
 528メートルのところ  
 ケ クとキを見通した線からクを基点として右へ90度・1,000メートルのところ  
 コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ270度の線がウとエを結んだ線と交わ  
 るところ  
 サ コからエを見通した線上、コから300メートルのところ  
 シ クからケを見通した線上、ケから300メートルのところ  
 ス クからケを見通した線上、ケから600メートルのところ  
 セ スとクを見通した線からスを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わると  
 ころ

2 関係地区 熊本市西区沖新町

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおぶき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、四番漁港旧北側防波堤突端と同港旧南側防波堤突端を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59  
 メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤  
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))  
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度3  
 3分・5,850メートルのところ  
 イ ウと基点2を見通した線からウを基点として右へ194度・2,680メートルのと  
 ころ  
 ウ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ  
 249度3分・3,600メートルのところ

2 関係地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第14号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市南区海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町及び網津町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、有共第16号、有共第17号及び有共第18号の各漁場の区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)

基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

基点4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,600メートルのところ

イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ194度・3,600メートルのところ

ウ 基点4と宇土市住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

エ 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ249度12分・2,292メートルのところ

オ 宇土市笹原町と宇土市網津町字直築との海岸線における境界

カ 熊本市南区海路口町と南区川口町との海岸線における境界

キ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・1,080メートルのところ

ク 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・1,830メートルのところ

ケ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ78度・935メートルのところ

コ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ104度20分・550メートルのところ

サ 住吉灯台からシを見通して線上、住吉灯台から450メートルのところ

シ ソと基点3を見通した線からソを基点として右へ118度45分・500メートルのところ

ス シから宇土市小松鼻を見通した線上、シから475メートルのところ

セ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ50度30分・1,210メートルのところ

ソ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ135度・1,000メートルのところ

2 関係地区 熊本市南区海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) キ、ク、ケ、コ及びカを順次に結んだ区域並びにサ、シ、ス、セ、ソ及びサを順次に結んだ区域内では、手堀り以外の方法で採貝してはならない。

漁場計画番号 有共第15号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、 あみ張網漁業、いかかご漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市南区海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町及び網津町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点2、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,600メートルのところ

イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ194度・3,600メートルのところ

ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2,92メートルのところ

オ 宇土市笹原町と宇土市網津町字直築との海岸線における境界

カ 熊本市南区海路口町と南区川口町との海岸線における境界

2 関係地区 熊本市南区海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件

(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第16号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、 うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、 かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、 まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、 えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)

基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

ア タと基点2を見通した線からタを基点として右へ253度18分・435メートルのところ

イ チとタを見通した線からチを基点として右へ258度34分・240メートルのところ

ウ チとタを見通した線からチを基点として右へ258度34分・690メートルのところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ

オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ

カ オとエを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

キ カとオを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ

ク セからキを見通した線上、セから676メートルのところ

ケ コからツを見通した線上、コから370メートルのところ

コ セとクを見通した線からセを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ

サ テとシを結んだ線とコとトを結んだ線の交わるころ

シ テとセを見通した線からテを基点として右へ75度15分・515メートルのところ

ス セとテを見通した線からセを基点として右へ252度30分・308メートルのところ

- セ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ
- ソ タと基点2を見通した線からタを基点として右へ253度18分・740メートルのところ
- タ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ
- チ タと基点2を見通した線からタを基点として右へ161度42分・710メートルのところ
- ツ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ
- テ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,730メートルのところ
- ト セとクを見通した線からセを基点として右へ21度5分・370メートルのところ
- ナ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ
- 2 関係地区 熊本市南区海路口町
- 3 制限又は条件 入漁を拒んではない。

漁場計画番号 有共第17号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおぶき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結

んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区川口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)

基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

ア セとスを見通した線からセを基点として右へ258度34分・240メートルのところ

イ セとスを見通した線からセを基点として右へ258度34分・690メートルのところ

ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ90度・225メートルのところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ270度・230メートルのところ

オ エとウを見通した線からエを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

カ ソからカを見通した線からオを基点として右へ269度3分・118メートルのところ

キ ソからキを見通した線上、ソから676メートルのところ

ク タからキを見通した線上、タから350メートルのところ

ケ テからコを見通した線上、テから350メートルのところ

コ カからサを見通した線上、カから669メートルのところ

サ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ

シ アとトを結んだ線とサとナを結んだ線の交わるころ

ス 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ

セ スと基点2を見通した線からスを基点として右へ161度42分・710メートルのところ

ソ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ

タ チからツを見通した線上、チから370メートルのところ

チ ソとキを見通した線からソを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ

ツ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ

テ チからツを見通した線上、チから1,009メートルのところ

ト ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ132度56分・291メートルのところ

- ところ  
 ナ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,9  
 27メートルのところ  
 2 関係地区 熊本市南区川口町  
 3 制限又は条件 入漁を拒んではならない。

漁場計画番号 有共第18号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごのり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、うみにな漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 宇土市住吉町及び網津町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)

基点2 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

基点3 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)

ア コとサを結んだ線とイとシを結んだ線の交わるころ

イ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ

ウ イから力を見通した線上、イから380メートルのところ

エ ウからタを見通した線上、ウから325メートルのところ

オ カからナを見通した線上、カから325メートルのところ

カ イからキを見通した線上、キから80メートルのところ

キ ツからテを見通した線上、ツから2,150メートルのところ

ク ケからニを見通した線とキからツを見通した線が交わるころ

ケ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ138度10分・733メートルのところ

コ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ132度56分・291メートルのところ

サ スとセを見通した線からスを基点として右へ258度34分・240メートルのところ

シ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

ス セと基点1を見通した線からセを基点として右へ161度42分・710メートルのところ

セ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ

ソ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ304度30分・355メートルのところ

タ トからナを見通した線上、トから520メートルのところ

チ ソとシを見通した線からソを基点として右へ263度・330メートルのところ

ツ チとソを見通した線からチを基点として右へ249度50分・623メートルのところ

テ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

ト シと基点2を見通した線からシを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ

ナ カとイを見通した線からカを基点として右へ248度15分・650メートルのところ

ニ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ101度23分・960メートルのところ

2 関係地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 入漁を拒んではならない。

漁場計画番号 有共第19号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	おごり漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、あかがい漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、あみ張網漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	いかかご漁業	4月10日から 6月30日まで
第3種 共同漁業	ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)

基点2 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界)

ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・2,292メートルのところ

イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

ウ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ82度30分・2,000メートルのところ

2 関係地区 宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町

3 制限又は条件

(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第20号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、いかかご漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇城市三角町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界)

基点2 基点天第1号(上天草市大矢野町三角灯台)

ア 基点1と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ82度30分・2,000メートルのところ

イ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度10分・1,500メートルのところ



- ウ 基点2から三角岳山頂を見通した線上、基点2と大瀬戸の中央点  
 工 基点2から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わる  
 2 関係地区は宇城市三角町大田尾、三角浦、波多、前越、中村及び郡浦  
 3 制限又は条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有共第21号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	つめたがい漁業、にし漁業、あかがい漁業、さるぼう (もがい)漁業、うみたけ漁業、たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
第2種 共同漁業	あんこう網漁業、雑魚かし網漁業、かにかし網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 荒尾市から玉名郡長洲町、玉名市、熊本市、宇土市を経て宇城市三角町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、有共第1号から有共第20号までの各漁場の区域及び有共第3号の力、オ、エ、ウ、イ、有共第4号のア及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱)

基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)

基点3 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角)

基点4 熊本県漁場基点有第1号(上天草市大矢野町三角灯台)

ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2,272メートルのところ

イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わる

ウ 基点1から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角(有明海佐賀福岡両県漁場境界標柱)と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角(同漁場境界標柱)を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線とが交わる

エ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線とが交わる

オ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点1から9,000メートルのところ

カ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ55度47分・13,545メートルのところ

キ 基点3と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点3を基点として右へ255度・12,640メートルのところ

ク ケとサを見通した線上、ケから5,272メートルのところ

ケ 基点4から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点

コ 基点4から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わる

サ 基点4と三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ249度10分・1,500メートルのところ

2 関係地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部、蔵満及び牛水、玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜、玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道、玉名市滑石、小浜、大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地、玉名市横島町、熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内、松尾町、小島下町及び小島1丁目から小島9丁目まで、沖新町、南区畠口町、海路口町及び川口町、宇土市住吉町、網津町、長浜町、戸口町及び赤瀬町並びに宇城市三角町大田尾、三角浦、波多、前越、中村及び郡浦

3 制限又は条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第1号  
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 荒尾市地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱)  
基点2 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界)
- ア 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2, 272メートルのところ  
イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるころ  
ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線上、基点1から3,020メートルのところ  
エ 基点2と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・2, 200メートルのところ  
オ 基点2と小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・60メートルのところ  
カ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ292度10分・1, 285メートルのところ  
キ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ310度30分・1, 630メートルのところ  
ク 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・1, 035メートルのところ
- 2 地元地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満  
3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第2号  
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 荒尾市牛水地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界)  
基点2 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界)
- ア 基点1と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・470メートルのところ  
イ 基点1と小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・2, 225メートルのところ  
ウ 基点2と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・1, 920メートルのところ  
エ 基点2と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・368メートルのところ
- 2 地元地区 荒尾市牛水  
3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第3号  
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 玉名郡長洲町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界)  
基点2 熊本県漁場基点有第4号(玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界)
- ア 基点1と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・200メートルのところ  
イ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・1, 720メートルのところ  
ウ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ49度42分・1, 815メートルのところ  
エ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ4度12分・2, 130メートルのところ  
オ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・

- 2, 040メートルのところ  
 カ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度32分・  
 キ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・  
 ク 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ356度7分・  
 ケ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ353度52  
 分・1,230メートルのところ  
 2 地元地区 玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第4号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市岱明町鍋地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 基点1 熊本県漁場基点有第5号(玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から  
 1.15メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境  
 界)  
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ  
 93度28分・60メートルのところ  
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・965  
 メートルのところ  
 ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ151度45分・1,  
 960メートルのところ  
 エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ121度30分・2,  
 040メートルのところ  
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・2,27  
 0メートルのところ  
 カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・770メ  
 ートルのところ  
 2 地元地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第5号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市岱明町浜田地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境  
 界)  
 基点2 熊本県漁場基点有第7号(旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界(新川口  
 の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ))  
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ  
 95度3分・550メートルのところ  
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ95度3分・2,27  
 0メートルのところ  
 ウ 基点2から真方位215度39分・3,250メートルのところ  
 エ 基点2から真方位215度39分・700メートルのところ  
 2 地元地区 玉名市岱明町山下、浜田及び高道  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第6号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第7号(旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界(新川口の中央、熊本県玉名市滑石新川尻測点より302度27.3メートルのところ))  
 基点2 熊本県漁場基点有第8号(玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ)  
 ア 基点1から真方位15度39分・520メートルのところ  
 イ 基点1から真方位215度39分・3,250メートルのところ  
 ウ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・3.036メートルのところ  
 エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・1,435メートルのところ  
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ135度45分・1,535メートルのところ  
 カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ180度45分・1,105メートルのところ
- 2 地元地区 玉名市滑石及び小浜  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第7号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市大浜町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第8号(玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))  
 ア 玉名市大浜町末広新地堤防上昇降口基部北端から横島干拓堤防外縁に沿って1,023メートルのところ  
 イ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・1,550メートルのところ  
 ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・3,036メートルのところ  
 エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分・3,035メートルのところ  
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分の線が海岸堤防と交わるところ
- 2 地元地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並に玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第8号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市横島町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))  
 基点2 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上))  
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・2,032メートルのところ

- イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・3,0  
 ウ 35メートルのところ  
 オ から上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、オから2,800メートルのところ  
 エ オから湯島山頂を見通した線上、オから1,750メートルのところ  
 オ カとキを結んだ線の中央点  
 カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ122度39分の線が  
 キ 玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる  
 キ 基点2から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ  
 2 地元地区 玉名市横島町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第9号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤  
 防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上))  
 基点2 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)  
 ア キから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、キから1,750メートルのところ  
 イ キから湯島山頂を見通した線上、キから2,970メートルのところ  
 ウ イからコを見通した線上、イから1,430メートルのところ  
 エ 基点2と熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ  
 313度・315メートルのところ  
 オ エとサを見通した線上、エから135メートルのところ  
 オ サとアを見通した線上、サから75メートルのところ  
 キ クとケを結んだ線の中央点  
 ク 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が  
 キ 玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる  
 ケ 基点1から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ  
 コ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ127度・1,175  
 メートルのところ  
 サ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ301度・670メー  
 トルのところ  
 2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第10号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲  
 まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤  
 防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上))  
 基点2 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)  
 基点3 熊本県漁場基点有第13号(熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中  
 央)  
 基点4 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河  
 内と西区松尾町の漁業権における境界)  
 ア 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ  
 219度45分・110メートルのところ  
 イ シからウを見通した線上、シから1,550メートルのところ  
 ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ127度・1,175  
 メートルのところ  
 エ ウからスを見通した線上、ウから410メートルのところ

- オ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ40度2  
 カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ97度12分・485  
 キ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ103度27分・1,  
 ク 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ69度10分・485  
 ケ コ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線の中央点から基点1を基点として右へ122度39分の線が  
 玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる  
 サ 基点1から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ  
 シ 基点1から上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、ケから2,970メートルのこ  
 ス ル セと基点4を見通した線からセを基点として右へ207度45分・1,690メー  
 セ 基点4と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点4を基点として右へ64度3分  
 ・1,035メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを  
 拒んではならない。

漁場計画番号 有区第11号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)  
 基点2 熊本市漁場基点有第13号(熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中  
 基点3 熊本市漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河  
 内と西区松尾町の漁業権における境界)  
 ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ31度1  
 0分・612メートルのところ  
 イ 力からウを見通した線上、力から510メートルのところ  
 ウ エと基点3を見通した線からエを基点として右へ207度45分・1,690メー  
 ルのところ  
 エ 基点3と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分  
 ・1,035メートルのところ  
 オ 基点3と百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分・250メ  
 ートルのところ  
 カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ  
 127度・1,175メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを  
 拒んではならない。

漁場計画番号 有区第12号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市西区松尾町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によっ  
 て囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河  
 内と西区松尾町の漁業権における境界)  
 基点2 熊本市漁場基点有第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端)  
 基点3 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防  
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)  
 ア 基点2から熊本市西区坪井川左岸導流堤南側に沿って815メートルのところ  
 イ 基点2から熊本市西区坪井川左岸導流堤南側に沿って1,115メートルのところ  
 ウ 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・

1, 2 2 0メートルのところ  
工 基点1と百貫の港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ67度30分・2, 4  
オ 基点1と百貫の港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ70度15分・3, 0  
カ オからコをの見通した線上、オから887メートルのところ  
キ オからサをの見通した線上、クから443メートルのところ  
ク 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2  
分・2, 065メートルのところ  
ケ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11  
3メートルのところ  
コ サからスを見通した線上、サから1, 710メートルのところ  
サ クとシを結んだ線とスとセを結んだ線の交わるのところ  
シ ソと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からソを基点として右へ248度  
・47分20秒・902メートルのところ  
ス テからトを見通した線上、テから873メートルのところ  
セ チとツを結んだ線の中央点  
ソ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ110度49分40秒・1, 37  
8・3メートルのところ  
タ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28  
5・55メートルのところ  
チ ツと百貫の港灯台を見通した線からツを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川  
右岸堤防と交わる  
ツ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)  
テ 基点1と百貫の港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6, 26  
0メートルのところ  
ト ソと熊ノ岳山頂を見通した線からソを基点として右へ248度47分20秒・4, 9  
72メートルのところ  
2 地元地区熊本市西区松尾町  
3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 有区第13号

1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 熊本市西区小島下町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によつて囲まれた区域  
基点1と西熊本市松尾町漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河  
基点2 熊本市松尾町漁場基点有第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端)  
基点3 熊本市松尾町漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防  
外縁に沿って南西へ500メートルのところ)  
ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度4  
5分・546メートルのところ  
イ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11  
3メートルのところ  
ウ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2, 06  
5メートルのところ  
エ スとセを結んだ線とウとソを結んだ線の交わるのところ  
オ エからスを見通した線上、エから1, 710メートルのところ  
カ タからオを見通した線上、タから105メートルのところ  
キ ケからカを見通した線上、テから455メートルのところ  
ク ケとトを見通した線からケを基点として右へ48度15分・455メートルのところ  
ケ トからナを見通した線上、トから1, 385メートルのところ  
コ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ61度30分・1, 3  
70メートルのところ  
サ イからコを見通した線上、イから175メートルのところ  
シ アから八を見通した線上、アから340メートルのところ  
ス ネから又を見通した線上、ニから873メートルのところ  
ソ チと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からチを基点として右へ248度  
47分20秒・902メートルのところ  
タ チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・2, 3

- 8 5メートルのところ  
 チ ツと基点3を見通した線からツを基点として右へ110度49分40秒・1, 37  
 8 3メートルのところ  
 ツ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28  
 5 55メートルのところ  
 テ トからナを見通した線上、トから140メートルのところ  
 ト チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・1, 2  
 17メートルのところ  
 ナ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 60  
 0メートルのところ  
 ニ 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分  
 ・6, 260メートルのところ  
 又 チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・4, 9  
 72メートルのところ  
 ネ ノと百貫港灯台を見通した線からノを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川  
 右岸堤防と交わる  
 ノ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)  
 八 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ48度45分・1, 0  
 70メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市小島下町及び小島1丁目から小島9丁目まで  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第14号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港  
 基点計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒415  
 3)」)  
 基点2 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防  
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)  
 基点3 熊本市漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59  
 メートルのところ)  
 ア オとエを結んだ線とクとシを結んだ線の交わる  
 イ スとウを結んだ線とクとシを結んだ線の交わる  
 ウ 基点3から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度  
 33分・1, 830メートルのところ  
 エ 基点3から三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・51  
 5メートルのところ  
 オ カと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からカを基点として右へ248度  
 ・47分20秒・312メートルのところ  
 カ キと基点2を見通した線からキを基点として右へ110度49分40秒・1, 37  
 8.3メートルのところ  
 キ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・28  
 5.5メートルのところ  
 ク ケとコを見通した線からケを基点として右へ90度・1, 600メートルのところ  
 ケ コと基点1を見通した線からコを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.  
 528メートルのところ  
 コ 基点1とサを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・52  
 4.48メートルのところ  
 サ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのと  
 ころ  
 シ クとケを見通した線からクを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わると  
 ころ  
 ス 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ65度28分・2, 5  
 10メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市西区沖新町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。



漁場計画番号 有区第15号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本市漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港  
 計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒415  
 3)」)  
 基点2 熊本市漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59  
 メートルのところ)  
 基点3 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防  
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)  
 アイとキを結んだ線とクとカを結んだ線の交わる  
 イ5分・3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ50度4  
 ウ5分・2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・3,6  
 エ5分・2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・1,9  
 オ5分・2とキを結んだ線とカとサを結んだ線の交わる  
 オカとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1,600メートルのところ  
 キ基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ57度58分・2,3  
 ク40メートルのところ  
 クケと基点1を見通した線からケを基点として右へ80度38分27秒・2,675.  
 ケ528メートルのところ  
 ケ基点1とコを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・52  
 コ4.48メートルのところ  
 コ基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのと  
 こ  
 サカとクを見通した線からカを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わり  
 こ  
 シ基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度3  
 3分・5,850メートルのところ  
 スケとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1,000メートルのところ  
 セスとクを見通した線からスを基点として右へ270度の線がソとシを結んだ線と交わ  
 るところ  
 ソタと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からタを基点として右へ248度  
 47分20秒・4,972メートルのところ  
 タチと基点3を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1,37  
 8.3メートルのところ  
 チ基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28  
 5.55メートルのところ  
 ツクからスを見通した線上、スから300メートルのところ  
 テセからシを見通した線上、セから300メートルのところ  
 トツからテを見通した線上、ツから1,077.062メートルのところ  
 ナトとツを見通した線からトを基点として右へ88度42分50秒・210.208メ  
 ートルのところ  
 ニイとウを結んだ線とナとヌを結んだ線の交わる  
 ナナとトを見通した線からナを基点として右へ91度17分10秒・756.464メ  
 ートルのところ  
 ネサからカを見通した線上、カから160.263メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区沖新町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第16号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次  
 に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港  
 計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒415  
 3)」、  
 基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防  
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)  
 基点3 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59  
 メートルのところ)  
 ア 基点1から真方位285度47分4.9秒・2,136.9メートルのところ  
 イ ウからソを見通した線上、ウから570メートルのところ  
 ウ 528メートルのところ  
 エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・952メートルのところ  
 オ ツからテを見通した線上、スから2,319メートルのところ  
 カ オからツを見通した線上、オから2,244.6メートルのところ  
 キ 基点1から真方位307度33分16.9秒・2,441.9メートルのところ  
 ク ケから真方位179度7分48秒・166.8メートルのところ  
 ケ のところ  
 コ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ114度39分・1,541メー  
 ルのところ  
 サ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ92度・1,179メートルのこ  
 ところ  
 シ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ85度45分・1,768メー  
 ルのところ  
 ス ケからシを見通した線上、ケから623メートルのところ  
 セ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのこ  
 ところ  
 ソ 基点1とセを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・52  
 4.48メートルのところ  
 タ チと基点2を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1,37  
 8.3メートルのところ  
 チ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分28  
 5.55メートルのところ  
 ツ タと熊ノ岳山頂を見通した線からタを基点として右へ248度47分20秒・2,3  
 85メートルのところ  
 テ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度3  
 3分・3,605メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区沖新町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 有区第18号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59  
メートルのところ)

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度3  
3分・515メートルのところ

イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・1,8  
30メートルのところ

ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・1,8  
40メートルのところ

エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ18度20分・550  
メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 有区第19号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))  
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ355度45分・435メートルのところ  
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ31度・1,880メートルのところ  
 ウ エから力を見通した線上、エから230メートルのところ  
 エ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・465メートルのところ  
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・465メートルのところ  
 カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2,200メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第20号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))  
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度35分・1,950メートルのところ  
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度50分・3,030メートルのところ  
 ウ エから力を見通した線上、エから750メートルのところ  
 エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・1,955メートルのところ  
 オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2,200メートルのところ  
 キ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・410メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第21号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤

- 防における境界（六番船溜コンクリート標柱））  
 アイウオエカキケコ  
 0分・3, 110メートルのところ  
 5メートルのところ  
 0メートルのところ  
 キクケコサシス  
 249度3分・3, 600メートルのところ  
 70メートルのところ  
 コ10メートルのところ  
 サ85メートルのところ  
 シ10メートルのところ  
 ス0メートルのところ  
 セシカ  
 2 地元地区 熊本市南区畠口町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第22号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第18号（熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59  
 メートルのところ）  
 基点2 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤  
 防における境界（六番船溜コンクリート標柱））  
 アイウオエカキケコ  
 0分・3, 950メートルのところ  
 249度3分・3, 600メートルのところ  
 2 地元地区 熊本市南区畠口町  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第23号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤  
 防における境界（六番船溜コンクリート標柱））  
 基点2 熊本県漁場基点有第20号（熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角）  
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ  
 249度3分・465メートルのところ  
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2, 4  
 ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ56度28分・  
 1, 680メートルのところ  
 エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ109度10分・240  
 メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第24号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2,570メートルのところ

イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,110メートルのところ

ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ77度15分・2,250メートルのところ

エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ79度15分・2,146メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

3 制限又は条件

養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第25号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)

ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ

イ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルのところ

ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルのところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ

オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ

カ オとエを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

キ カとオを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ

ク 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ

ケ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ253度18分・740メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

3 制限又は条件

養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第26号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで

(3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)

基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

ア 力から本を見通した線から力を基点として右へ97メートルのところ

イ 力とオを見通した線から力を基点として右へ21度5分・370メートルのところ

ウ 力とオを見通した線から力を基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ

エオカキクケコサシスセルソ  
 2 4 9 2 1 9 0 8 2 7  
 1 基 点 2 1 9 0 8 2 7  
 2 基 点 2 1 9 0 8 2 7  
 3 基 点 2 1 9 0 8 2 7

ウカセをを見通した線上、ウから370メートルのところ  
 から点1とを熊本市西區熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ  
 1度3分と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・  
 908メートルのところ  
 2を基点として右へ161度42分・710メートルの  
 キとキを見通した線からクを基点として右へ258度34分・690メートルの  
 ところ  
 ケとクを見通した線からコを基点として右へ90度・225メートルのところ  
 コとケを見通した線からコを基点として右へ270度・230メートルのところ  
 サとコを見通した線からサを基点として右へ93度33分・118メートルのところ  
 シとサを見通した線からシを基点として右へ269度3分・118メートルのところ  
 スとソを基点として右へ162度16分・1,900メー  
 ルのところ  
 ソと点3から住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,  
 927メートルのところ  
 2 地元地区 熊本市南区海路口町  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第27号

1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本市南区海路口町の丸、二の丸新角)  
 基点2 熊本市風流島「通称タバコ島」)  
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度42分・  
 1,908メートルのところ  
 イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルの  
 ところ  
 ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルの  
 ところ  
 エ ウとイを見通した線からエを基点として右へ90度・225メートルのところ  
 オ エとウを見通した線からオを基点として右へ270度・230メートルのところ  
 カ オとエを見通した線からカを基点として右へ93度33分・118メートルのところ  
 キ カとオを見通した線からキを基点として右へ269度3分・118メートルのところ  
 ク ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ162度16分・1,680メー  
 ルのところ  
 ケ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ110度30分・1,9  
 27メートルのところ  
 コ ケと基点2を見通した線からコを基点として右へ304度30分・355メートルの  
 ところ  
 サ コとケを見通した線からサを基点として右へ263度・330メートルのところ  
 シ スとアを見通した線からスを基点として右へ272度30分・355メートルの  
 ところ  
 ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ67度1分・878メートルの  
 ところ  
 2 地元地区 熊本市南区川口町  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第28号

1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本市風流島「通称タバコ島」)  
 基点2 熊本市南区海路口町の丸、二の丸新角)  
 基点3 熊本市風流島「通称タバコ島」)  
 ア カからオを見通した線上、カから676メートルのところ  
 イ スからセを見通した線上、スから370メートルのところ  
 ウ スからセを見通した線上、スから1,009メートルのところ

- エ オからソを見通した線上、オから669メートルのところ  
 オ シとサを見通した線からシを基点として右へ269度3分・118メートルのところ  
 カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ  
 キ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・  
 ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ161度42分・710メートルの  
 ケ と 基点2を見通した線からケを基点として右へ258度34分・690メートルの  
 コ ケとケを見通した線からケを基点として右へ90度・225メートルのところ  
 サ コとコを見通した線からコを基点として右へ270度・230メートルのところ  
 シ サとアを見通した線からサを基点として右へ93度33分・118メートルのところ  
 ス カとアを見通した線からカを基点として右へ36度35分・1,275メートルの  
 セ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,900メー  
 ルのところ  
 ソ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,680メー  
 ルのところ  
 タ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,9  
 27メートルのところ  
 2 地元地区 熊本市南区川口町  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第29号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 宇土市地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲  
 まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)  
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線におけ  
 る境界)  
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度21分・  
 211メートルのところ  
 イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ185度10分・505  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ163度・760メー  
 ルのところ  
 エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ135度・1,000メ  
 ートルのところ  
 オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ118度45分・500メートルの  
 と ところ  
 カ オから宇土市小松鼻を見通した線上、オから475メートルのところ  
 キ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2,1  
 55メートルのところ  
 ク 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・205  
 メートルのところ  
 2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな  
 い。

漁場計画番号 有区第30号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 宇土市地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアを順次に結んだ  
 線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)  
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線におけ  
 る境界)  
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・  
 1,927メートルのところ

イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ304度30分・355メートルの  
 ところ  
 ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ263度・330メートルのところ  
 エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ249度50分・623メートルの  
 ところ  
 オ エからシを見通した線上、エから285メートルのところ  
 カ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ76度10分・665メートルの  
 ところ  
 キ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ132度56分・291メートルの  
 ところ  
 ク アと基点1を見通した線からアを基点として右へ138度10分・733メートルの  
 ところ  
 ケ エとシを結んだ線とクとスを結んだ線が交わるところ  
 コ エからシを見通した線上、エから2,150メートルのところ  
 サ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ162度16分・1,680メー  
 ルのところ  
 シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,5  
 50メートルのところ  
 ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ101度23分・960メートルの  
 ところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第31号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線にお  
 ける境界)  
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・  
 1,660メートルのところ  
 イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・2,0  
 00メートルのところ  
 ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ241度12分・2,5  
 20メートルのところ  
 エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2,4  
 30メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第32号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれ  
 た区域

基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)  
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線にお  
 ける境界)  
 ア キとセを結んだ線とサとシを結んだ線が交わるところ  
 イ サからシを見通した線上、サから2,150メートルのところ  
 ウ スからイを見通した線上、イから80メートルのところ  
 エ ウとスを見通した線からウを基点として右へ248度15分・346メートルの  
 ところ  
 オ カからシを見通した線上、カから1,100メートルのところ  
 カ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・  
 2,292メートルのところ  
 キ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ101度23分・960メートルの  
 ところ  
 ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,9  
 27メートルのところ  
 ケ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ304度30分・355メートルの  
 ところ  
 コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ263度・330メートルのところ



サ コとケを見通した線からコを基点として右へ249度50分・623メートルのところ  
 シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ  
 ス クと基点1を見通した線からクを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ  
 セ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ138度10分・733メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第33号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで

(3) 漁場の位置 宇土市地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)

基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

基点4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)

ア ソからカを見通した線上、ソから669メートルのところ

イ クからウを見通した線上、クから1,009メートルのところ

ウ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ

エ ウからナを見通した線上、ウから200メートルのところ

オ カから二を見通した線上、カから200メートルのところ

カ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ

キ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ

ク キとソを見通した線からキを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ

ケ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・

コ ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ161度42分・710メートルのところ

サ コとケを見通した線からコを基点として右へ258度34分・690メートルのところ

シ サとコを見通した線からサを基点として右へ90度・225メートルのところ

ス シとサを見通した線からシを基点として右へ270度・230メートルのところ

セ スとシを見通した線からスを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

ソ セとスを見通した線からセを基点として右へ269度3分・118メートルのところ

タ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

チ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ304度30分・355メートルのところ

ツ チとタを見通した線からチを基点として右へ263度・330メートルのところ

テ ツとチを見通した線からツを基点として右へ249度50分・623メートルのところ

ト 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

ナ テからトを見通した線上、テから2,150メートルのところ

ニ 又とカを見通した線から又を基点として右へ248度15分・650メートルのところ

又 オからナを見通した線上、オから80メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第34号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで

(3) 漁場の位置 宇土市地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)  
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)
- ア サからオを見通した線上、サから280メートルのところ  
 イ シからスを見通した線上、シから280メートルのところ  
 ウ シからスを見通した線上、シから960メートルのところ  
 エ オからスを見通した線上、オから346メートルのところ  
 オ サからセを見通した線上、セから80メートルのところ  
 1 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・927メートルのところ  
 キ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ304度30分・355メートルのところ  
 ク キとカを見通した線からキを基点として右へ263度・330メートルのところ  
 ケ クとキを見通した線からケを基点として右へ249度50分・623メートルのところ  
 コ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6550メートルのところ  
 サ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ  
 シ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ  
 ス オとサを見通した線からオを基点として右へ248度15分・650メートルのところ  
 セ ケからコを見通した線上、ケから2,150メートルのところ
- 2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第35号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで  
 (3) 漁場の位置 宇土市地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)  
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)
- ア ケからイを見通した線上、ケから1,230メートルのところ  
 イ シとクを見通した線からシを基点として右へ248度15分・650メートルのところ  
 ウ シからイを見通した線上、シから496メートルのところ  
 エ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・927メートルのところ  
 オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ304度30分・355メートルのところ  
 カ オとエを見通した線からオを基点として右へ263度・330メートルのところ  
 キ カとオを見通した線からカを基点として右へ249度50分・623メートルのところ  
 ク エと基点1を見通した線からエを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ  
 ケ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ  
 コ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ  
 サ キからコを見通した線上、キから2,150メートルのところ  
 シ クからサを見通した線上、サから80メートルのところ
- 2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第36号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から12月15日まで  
 (3) 漁場の位置 宇土市地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)  
 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)

- る境界)
- ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・45メートルのところ
  - イ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ355度30分・1,000メートルのところ
  - ウ エとオを結んだ線と基点1とイを結んだ線が交わるところ
  - エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・205メートルのところ
  - オ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度21分・211メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第37号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇土市地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界)
- 基点2 熊本県漁場基点有第23号(宇土市上網田町網田新地樋門防波堤基部中央)
- 基点3 熊本県漁場基点有第25号(宇土市戸口町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱)
- ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・660メートルのところ
  - イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1,660メートルのところ
  - ウ エとオを結んだ線上、ウから1,080メートルのところ
  - エ 基点2と上天草市大矢野町羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ89度30分・1,380メートルのところ
  - オ 基点2と羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ32度30分・1,055メートルのところ
  - カ 基点2と羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ20度50分・1,215メートルのところ
  - キ カとオを見通した線からカを基点として右へ90度・100メートルのところ
  - ク 基点3と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点3を基点として右へ302度・980メートルのところ
  - ケ クとキを見通した線からケを基点として右へ90度・600メートルのところ
  - コ ケとクを見通した線からコを基点として右へ90度・930メートルのところ
  - サ シとセを見通した線からサを基点として右へ90度・100メートルのところ
  - シ 基点2と羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ128度・690メートルのところ
  - ス 基点2と羽千島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ145度13分・1,276メートルのところ
  - セ スからソを見通した線上、スから245メートルのところ
  - ソ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2,270メートルのところ
  - タ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2,430メートルのところ

2 地元地区 宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第38号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇土市地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第25号(宇土市戸口町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱)
- ア 基点1と熊本市熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ27

- 1 度45分・435メートルのところ  
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ289度30分・90  
 ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度45分・1,  
 エ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,  
 オ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,  
 075メートルのところ

2 地元地区 宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第39号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から12月15日まで  
 (3) 漁場の位置 宇土市地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域

基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線におけ  
 る境界)

基点2 熊本県漁場基点有第23号(宇土市下網田町網田新地樋門防波堤基部中央)

ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・  
 400メートルのところ

イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・660  
 メートルのところ

ウ キからクを見通した線上、キから245メートルのところ

エ クからキを見通した線上、キから190メートルのところ

オ エとクを見通した線からエを基点として右へ53度40分・1,085メートルのと  
 ころ

カ キからケを見通した線上、キから1,230メートルのところ

キ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ14  
 5度13分・1,276メートルのところ

ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2,270メ  
 ートルのところ

ケ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ205度28分・770  
 メートルのところ

2 地元地区 宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 有区第41号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業

(2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで

(3) 漁場の位置 荒尾市地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱)

ア 基点1と佐賀県藤津郡太良町竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 48度・6,600メートルのところ

イ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ349度・7,690  
 メートルのところ

ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度・7,965  
 メートルのところ

エ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・6,  
 930メートルのところ

2 地元地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第42号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市岱明町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第5号(玉名郡長洲町新川漁港北側防波堤突端中央下部点から1.15メートルのところ)  
 基点2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界)  
 基点3 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))
- ア 基点1と熊本市熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・1,831.5メートルのところ  
 イ 基点1と熊本市熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2,692.6メートルのところ  
 ウ 基点2から真方位240度50分35.2秒・6,860.1メートルのところ  
 エ 基点3から真方位245度7分44.6秒・8,164.6メートルのところ  
 オ 基点3から真方位260度53分45.3秒・4,501.0メートルのところ  
 カ 基点2から真方位201度31分28秒・3,800.2メートルのところ  
 キ 基点2から真方位222度16分57.2秒・2,766.4メートルのところ
- 2 地元地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第43号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))
- ア 基点1から真方位258度20分21.1秒・4,364.9メートルのところ  
 イ 基点1から真方位243度32分48.2秒・8,085.4メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位228度48分8.6秒・3,228.3メートルのところ  
 エ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4,768.3メートルのところ  
 オ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4,932.5メートルのところ  
 カ 基点1から真方位245度44分41秒・3,909メートルのところ
- 2 地元地区 玉名市滑石及び小浜  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第44号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市大浜町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))
- ア 基点1から真方位245度44分41秒・3,909メートルのところ  
 イ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4,932.5メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4,768.3メートルのところ  
 エ 基点1から真方位228度48分8.6秒・3,228.3メートルのところ  
 オ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8,501.2メートルのところ  
 カ 基点1から真方位201度11分9.2秒・4,140.4メートルのところ
- 2 地元地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第45号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 玉名市横島町地先  
 (4) 漁場の区域 本町のA、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防におけ  
 る境界(明辰川船溜堤防上の標柱))  
 ア 基点1から真方位201度11分9.2秒・4, 140.4メートルのところ  
 イ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8, 501.2メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位212度20分14.1秒・8, 705.9メートルのところ  
 エ 基点1から真方位179度31分18.7秒・5, 318.5メートルのところ  
 2 地元地区 玉名市横島町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第46号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 本市及び宇土市地先  
 (4) 漁場の区域 本町のA、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域。キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びキを順次に結んだ線によって囲まれた区域。セ、  
 ソ、タ、チ、ツ、テ及びセを順次に結んだ線によって囲まれた区域。  
 基点1 熊本県漁場の基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河  
 内と西区松尾町の漁業権における境界)  
 基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防  
 外縁に沿って南西へ50メートルのところ)  
 基点3 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤  
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))  
 基点4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と宇土市長浜町小池との海岸線  
 における境界)  
 基点5 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界)  
 ア 基点1と熊本市区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ  
 264度15分・5, 160メートルのところ  
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ240度30分・1  
 2, 160メートルのところ  
 ウ クからイを見通した線上、クから3, 524メートルのところ  
 エ シからオを見通した線上、シから2, 592メートルのところ  
 オ ナと熊ノ岳山頂を見通した線からナを基点として右へ248度47分20秒・3, 8  
 50メートルのところ  
 カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ255度10分・4,  
 210メートルのところ  
 キ クからイを見通した線上、クから2, 724メートルのところ  
 ク 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ270度・9, 580  
 メートルのところ  
 ケ 基点4と宇土市住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・  
 6, 550メートルのところ  
 コ ケから又を見通した線上、ケから1, 100メートルのところ  
 サ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・2, 300メートルのと  
 ころ  
 シ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度 1, 900メートルのと  
 ころ  
 ス シからオを見通した線上、シから1, 792メートルのところ  
 セ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ265度15分・9,  
 400メートルのところ  
 ソ 基点5と羽干島山頂を見通した線から基点5を基点として右へ82度30分・570  
 メートルのところ  
 タ 基点5から真方位33度31分21秒・1, 836.8メートルのところ  
 チ 基点5から真方位36度2分16.1秒・3, 434.5メートルのところ  
 ツ 基点5から真方位26度48分35.1秒・5, 873.1メートルのところ  
 テ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ258度30分・5,  
 800メートルのところ  
 ト 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・28  
 5.55メートルのところ

- ナ トと基点2を見通した線からトを基点として右へ110度49分40秒・1, 37  
 8.3メートルのところで  
 ニ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ249度3分・3, 6  
 0メートルのところで  
 ヌ 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ249度12分・2, 2  
 9.2メートルのところで
- 2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津、河内町河内、松尾町、小島下町、小島1丁目から小島9丁目まで、沖新町、南区畠口町、海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町、網津町、長浜町、戸口町及び赤瀬町
- 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第51号
- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点有第27号(宇城市三角町中神島東端)  
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ320度30分・760メートルのところで  
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・450メートルのところで  
 ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度5分・315メートルのところで  
 エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度45分・816メートルのところで
- 2 地元地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
- 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第61号
- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 はまぐり養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところで)  
 ア オと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・312メートルのところで  
 イ オと熊ノ岳山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・1, 288メートルのところで  
 ウ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ24度15分・3, 115メートルのところで  
 エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度45分・2, 305メートルのところで  
 オ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところで  
 カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところで
- 2 地元地区 熊本市西区沖新町
- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第71号
- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

- ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ
- イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,730メートルのところ
- ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ75度15分・515メートルのところ
- エ アとイを見通した線からアを基点として右へ252度30分・308メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

漁場計画番号 有区第72号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
- ア オと基点1を見通した線からオを基点として右へ132度56分・291メートルのところ
- イ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ138度10分・733メートルのところ
- ウ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ101度23分・960メートルのところ
- エ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ76度10分・665メートルのところ
- オ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区川口町

漁場計画番号 有区第73号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
- 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と宇土市長浜町小池との海岸線における境界)
- ア イからキを見通した線上、イから650メートルのところ
- イ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2,055メートルのところ
- ウ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・1,500メートルのところ
- エ ウからクを見通した線上、ウから520メートルのところ
- オ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ135度・1,000メートルのところ
- カ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ118度45分・500メートルのところ
- キ カから宇土市小松鼻を見通した線上、カから475メートルのところ
- ク カから小松鼻を見通した線上、カから1,060メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町





天草不知火海区における  
漁場計画（免許の内容等）

～ 天草 ～



漁場計画番号 天共第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだ わら漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、いぎす(いぎりす) 漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、た こ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます(つぼ網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 上天草市大矢野町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、  
夕、チ、ツ、テ、ト及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域。ただし、カ、キ間及びテ、ト間は瀬戸の中央線とする。

- 基点1 熊本県漁場基点天第1号(上天草市大矢野町三角灯台)
- 基点2 熊本県漁場基点天第11号(上天草市大矢野町羽干島北端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第15号(上天草市大矢野町黒島西端)
- 基点4 熊本県漁場基点天第84号(上天草市松島町高杓島北西端)
- 基点5 熊本県漁場基点天第64号(上天草市松島町船人島北端)
- 基点6 熊本県漁場基点天第54号(上天草市大矢野町上大戸ノ鼻南端)
- 基点7 熊本県漁場基点天第7号(宇城市三角町戸馳島灯台)
- 基点8 熊本県漁場基点天第5号(宇城市三角町大字戸馳大崎の鼻)
- 基点9 熊本県漁場基点天第41号(上天草市大矢野町大湯塔ノ崎東端)
- 基点10 熊本県漁場基点天第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)
- ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ248度  
30分・2,950メートルのところ
- イ 基点2と上天草市大矢野町湯島北端を見通した線から基点2を基点として右へ36度  
38分・1,000メートルのところ
- ウ 基点3と湯島南西端を見通した線から基点3を基点として右へ339度・1,300  
メートルのところ
- エ 基点4と湯島南西端を見通した線から基点4を基点として右へ353度50分・1,  
100メートルのところ
- オ 基点4と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点4を基点として右へ352度30  
分・720メートルのところ
- カ 上天草市松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点
- キ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端を結んだ線の中央点
- ク 基点5から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点5から540メートルのとこ  
ろ
- ケ 基点5から大矢野町中恵比寿鼻を見通した線上、基点5から540メートルのところ
- コ 基点6から松島町船人島北端を見通した線上、基点6から900メートルのところ
- サ 基点6から上天草市松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点6から720メートル  
のところ
- シ 基点6と松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点6を基点として右へ344度2  
0分・540メートルのところ
- ス 基点6と八代市小築島北東端を見通した線から基点6を基点として右へ8度14分・  
900メートルのところ
- セ 基点7と八代市弁天島山頂を見通した線から基点7を基点として右へ5度30分・  
1,230メートルのところ
- ソ 基点7と弁天島山頂を見通した線から基点7を基点として右へ2度32分・663メ  
ートルのところ
- タ 基点7と弁天島山頂を見通した線から基点7を基点として右へ65度32分・181  
メートルのところ
- チ 基点8と宇城市三角町寺島灯標を見通した線から基点8を基点として右へ292度4  
0分・181メートルのところ
- ツ 基点9と三角岳山頂を見通した線から基点9を基点として右へ63度29分・720  
メートルのところ
- テ 基点10と寺島灯標を見通した線から基点10を基点として右へ106度21分・1  
81メートルのところ
- ト 基点1から三角岳山頂を見通した線上、基点1から大瀬戸の中央点

2 関係地区 上天草市大矢野町(湯島を除く)

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所のみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定より公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、とさかのり(とさか)漁業、いぎりす(いぎりす)漁業、さざえ漁業、たこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 上天草市大矢野町湯島地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第19号(上天草市大矢野町湯島灯台)

基点2 熊本県漁場基点天第16号(上天草市大矢野町湯島東端)

基点3 熊本県漁場基点天第17号(上天草市大矢野町湯島南東端)

ア 基点1と上天草市有明町老岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ40度・2,800メートルのところ

イ 基点1と老岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ104度30分・1,500メートルのところ

ウ 基点1と老岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ162度30分・2,000メートルのところ

エ 基点2と上天草市大矢野町柴尾山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ29度30分・2,150メートルのところ

オ 基点2と柴尾山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ351度30分・1,350メートルのところ

カ 基点3と上天草市松島町高空島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ328度・1,300メートルのところ

キ 基点3と高空島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ44度30分・2,500メートルのところ

2 関係地区 上天草市大矢野町湯島

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、おごのり漁業、いぎりす(いぎりす)漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、みな漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、とりがい漁業、いそぎんちゃく漁業、たこ漁業、かめので漁業、いせえび漁業、しゃこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます(つぼ網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで

第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
-------------	----------	--------------------

- (2) 漁場の位置 天草市有明町及び上天草市松島町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点6を順次に結んだ線、ソとタを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ク、ケ間は瀬戸の中央点とする。
- 基点1 熊本県漁場基点天第249号(上天草市姫戸町と松島町との海岸線における境界)
- 基点2 熊本県漁場基点天第54号(上天草市大矢野町上大戸ノ鼻南端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第64号(上天草市松島町船人島北端)
- 基点4 熊本県漁場基点天第84号(上天草市松島町高杵島北西端)
- 基点5 熊本県漁場基点天第96号(天草市有明町飛龍島北端)
- 基点6 熊本県漁場基点天第97号(天草市有明町大間崎北東端)
- ア 基点1から八代市黒島山頂を見通した線上、基点1から2,400メートルのところ
- イ 基点2と八代市小築島北東端を見通した線から基点2を基点として右へ8度14分・900メートルのところ
- ウ 基点2と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点2を基点として右へ34度20分・540メートルのところ
- エ 基点2から上天草市松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点2から720メートルのところ
- オ 基点2から上天草市松島町船人島北端を見通した線上、基点2から900メートルのところ
- カ 基点3から上天草市大矢野町中恵比寿鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ
- キ 基点3から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ
- ク 上天草市松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点
- ケ 永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点
- コ 基点4と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点4を基点として右へ352度30分・720メートルのところ
- サ 基点4と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点4を基点として右へ353度50分・1,100メートルのところ
- シ 基点5と湯島東端を見通した線から基点5を基点として右へ19度58分・900メートルのところ
- ス 天草市有明町竹島北端
- セ 竹島南端
- ソ 上天草市松島町大字教良木園部新地樋門中央
- タ 上と松島町大字教良木字平田天草中央衛生施設一部事務組管理松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からソを基点として右へ242度の線が対岸と交わる
- 2 関係地区 天草市有明町楠南、大浦、須子、赤崎及び上天草市松島町
- 3 制限又は条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、おごのり漁業、いぎす(いぎりす)漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、みな漁業、たいらぎ漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、おおのがい漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、たこ漁業、かめのて漁業、いせえび漁業、しゃこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から

		翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます(つぼ網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市有明町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第109号(天草市有明町上津浦と島子との海岸線における漁業権境界)

基点2 熊本県漁場基点天第102号(天草市有明町須子と同町赤崎との海岸線における境界)

基点3 熊本県漁場基点天第96号(天草市有明町飛龍島北端)

基点4 熊本県漁場基点天第97号(天草市有明町大間崎北東端)

ア 基点1から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点1から2,200メートルのところ

イ 基点2と上天草市大矢野町湯島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ341度45分・2,200メートルのところ

ウ 天草市有明町大浦恵比寿鼻から湯島山頂を見通した線上、恵比寿鼻から2,200メートルのところ

エ 基点3と湯島東端を見通した線から基点3を基点として右へ19度58分・900メートルのところ

オ 有明町竹島北端

カ 竹島南端

2 関係地区 天草市有明町(大島子、小島子及び楠甫を除く)

3 制限又は条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定より公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、つのだ漁業、おごのり漁業、いぎす(いぎりす)漁業、あわび漁業、さざえ漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、みな漁業、たいらぎ漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、みくりがい(あまにし)漁業、たこ漁業、つに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業、しろうお四ッ手網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市志柿町、亀場町、東町、太田町、港町、今釜新町、本渡町、北浜町、佐伊津町、旭町及び有明町島子地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及び基点2を順次に結んだ線並びにエとオ、カとキ、クとケ及びコとサを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、シ、ス、セ、ソ、タ及びシと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにチ、ツ、テ、ト、ナ、ニ及びチと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第109号(天草市有明町上津浦と島子との海岸線における漁業権境界)

基点2 熊本県漁場基点天第118号(天草市佐伊津町と天草市五和町との旧海岸線における境界)

基点3 熊本県漁場基点天第114号(天草市北浜町南端)

ア 基点1から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点1から2,200メートルのところ

ところ  
イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、天草市志柿町と有明町との海岸線における境界から3,300メートルの  
ウ 基点2と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ358度55分・2,700メートルのところ  
エ 天草市今釜橋左岸下流基幹部  
オ 今釜橋右岸下流基幹部  
カ 天草市昭和橋左岸下流基幹部  
キ 昭和橋右岸下流基幹部  
ク 天草市亀川橋左岸下流基幹部  
ケ 亀川橋右岸下流基幹部  
コ 天草市瀬戸橋北西端  
サ 瀬戸橋北東端

2 関係地区 天草市志柿町、亀場町、本渡町、北浜町、今釜新町、東町、港町、佐伊津町、旭町並びに天草市有明町大島子及び小島子

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、とさかのり(とさか)漁業、みりん(みる)漁業、いぎす(いぎりす)漁業、あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、たこ漁業、いせえび漁業、うに漁業、なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市五和町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点5を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにシ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第118号(天草市佐伊津町と天草市五和町との旧海岸線における境界)

基点2 熊本県漁場基点天第121号(天草市五和町長崎鼻東端)

基点3 熊本県漁場基点天第124号(天草市五和町鬼池港防波堤灯台跡)

基点4 熊本県漁場基点天第128号(天草市五和町五通岩灯台)

基点5 熊本県漁場基点天第130号(天草市五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上20.4メートルのところ)

ア 基点1と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ358度55分・2,700メートルのところ

イ 基点2と上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ15度・1,800メートルのところ

ウ 基点3と湯島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ6度10分・1,800メートルのところ

エ 基点3から長崎県南島原市郡上平崎を見通した線と天草郡苓北町富岡尾越北端から天草市五和町通詞島北端を見通した線とが交わるところ

オ 基点4と通詞島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ180度・500メートルのところ

カ 基点4と天草郡苓北町鶴瀬岬を見通した線から基点4を基点として右へ34度1分・



- 3, 5 20メートルのところ
- キ 基点5と通詞島南西端を見通した線から基点5を基点として右へ342度46分・
- 1, 9 80メートルのところ
- ク 基点3と天草市五和町亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ176度30分・140メートルのところ
- ケ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ197度55分・278メートルのところ
- コ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ156度・562メートルのところ
- サ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ146度・610メートルのところ
- シ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ245度5分・391メートルのところ
- ス 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ209度40分・521メートルのところ
- セ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ172度・734メートルのところ
- ソ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ158度30分・768メートルのところ
- タ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ158度50分・743メートルのところ
- チ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ172度20分・708メートルのところ
- ツ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ208度20分・492メートルのところ
- テ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ244度55分・358メートルのところ

2 関係地区 天草市五和町

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、いしげ(よがまた)漁業、かじめ漁業、あらめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、まつのり漁業、おごのり漁業、とさかのり(とさか)漁業、みりん(みる)漁業、いぎす(いぎりす)漁業、まくり(海人草)漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ばい漁業、みな漁業、つきひがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、まがきがい(とんび)漁業、ぎんたかはま(しっだか)漁業、たこ漁業、かめので漁業、いせえび漁業、しゃこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業、雑魚建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業、たい地かつら網漁業、ふかかつら網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草郡苓北町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ及びシを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。  
基点1 熊本県漁場基点天第130号(天草市五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わるところからその線

の延長上 20.4メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点天第128号(天草市五和町五通岩灯台)

基点3 熊本県漁場基点天第135号(天草郡苓北町富岡四季咲岬西端)

基点4 熊本県漁場基点天第137号(天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界)

基点5 熊本県漁場基点天第440号(天草郡苓北町富岡四季咲岬灯台)

ア 基点1と天草市五和町通詞島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ342度46分・1,980メートルのところ

イ 基点2と天草郡苓北町富岡鶴瀬岬を見通した線から基点2を基点として右へ34度1分・3,520メートルのところ

ウ 基点3と天草市天草町十三野山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ180度・3,000メートルのところ

エ 基点3と長崎県長崎市樺島灯台を見通した線から基点3を基点として右へ349度20分・1,800メートルのところ

オ 基点5と苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ17度・3,120メートルのところ

カ 基点4と基点3を見通した線から基点4を基点として右へ311度48分・2,800メートルのところ

キ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ342度45分の線が最大高潮時海岸線と交わるころ

ク 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ344度・5,270メートルのところ

ケ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ349度15分・4,300メートルのところ

コ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ356度15分・4,270メートルのところ

サ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ3度・6,100メートルのところ

シ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ357度・6,600メートルのところ

2 関係地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、いしげ(よがまた)漁業、もづく漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんたわら漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、つのもた漁業、まつのり漁業、おごのり漁業、とさかのり(とさか)漁業、みりん(みる)漁業、いぎす(いぎりす)漁業、まくり(海入草)漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、みくみな漁業、いがい(くろくち)漁業、つきひがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、まがきがい(とんぴ)漁業、ぎんたか(しま)漁業、たこ漁業、かめのて漁業、いせえび漁業、しゃこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業、雑魚建網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぶり建網漁業	9月1日から 翌年6月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

- (2) 漁場の位置 天草市天草町及び同市河浦町崎津地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線並びにカとキ及びケとコを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第137号(天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界)
- 基点2 熊本県漁場基点天第151号(天草市魚貫町と同市天草町との海岸線における境界)
- ア 基点1と天草郡苓北町四季咲西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度48分・2,800メートルのところ
- イ 天草市天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ39度30分・2,550メートルのところ
- ウ 天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬(魚見瀬)頂点を見通した線上、天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から1,800メートルのところ
- エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から200メートルのところ
- オ 基点2と小ヶ瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ314度28分・1,080メートルのところ
- カ 天草市河浦町今富鬼塚湖外岸壁の東端
- キ 力からクを見通した線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- ク 河浦町今富四方須と日尻返の境界が同町河浦竹崎と交わるところ
- ケ 天草市下津深江川下田橋左岸下流基幹部
- コ 下田橋右岸下流基幹部
- 2 関係地区 天草市天草町、同市河浦町今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
- 3 制限又は条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (4) 定置漁業の操業期間においては敷設漁具の前面1,500メートル、後面500メートル、沖合500メートル以内の区域では、第2種共同漁業を営んではならない。

漁場計画番号 天共第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、もづく漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、つのまた漁業、まつのり漁業、とさかのり(とさか)漁業、みりん(みる)漁業、いぎす(いぎりす)漁業、まくり(海人草)漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、みな漁業、いがい(くろくち)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、たこ漁業、いせえび漁業、うに漁業、なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業、雑魚建網漁業、かます刺網漁業、ぼら敷網漁業	1月1日から 12月31日まで
	かます敷網漁業	5月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市魚貫町、牛深町、久玉町及び深海町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第151号(天草市魚貫町と同市天草町との海岸線における境界)

基点2 熊本県漁場基点天第161号(天草市牛深町法ヶ島南東端)

基点3 熊本県漁場基点天第169号(天草市牛深町戸島崩の鼻突端)

基点4 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)

ア 基点1と天草市天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点1を基点として右へ314度

- 2 8分・1,080メートルのところ
- イ 大島灯台から天草市牛深町沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から900メートルのところ
- ウ 大島灯台から天草市牛深町片島山頂を見通した線上、片島南端から1,100メートルのところ
- エ 天草市牛深町砂月中神島南端から同市ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から1,100メートルのところ
- オ 基点2と天草市牛深町築島東端を見通した線から基点2を基点として右へ307度40分・2,000メートルのところ
- カ 基点3と鹿児島県長島行人岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ347度30分・940メートルのところ
- キ 天草市久玉町赤島北端から長島北方崎鳴瀬鼻を見通した線上、赤島北端から540メートルのところ
- ク 天草市久玉町と同市深海町との境界ニッ石から長島行人岳を見通した線と久玉町小松崎から赤島北端を見通した線とが交わる場所
- ケ 基点4と天草市河浦町産島南西端を見通した線から基点4を基点として右へ10度43分の線と天草市新和町立の鼻から同市河浦町宮野河内上の島西端を見通した線とが交わる場所
- 2 関係地区 天草市魚貫町、牛深町、久玉町及び深海町
- 3 制限又は条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、もづく漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、つのまた漁業、おごのり漁業、とさかのり(とさか)漁業、みりん(みる)漁業、いぎす(いぎりす)漁業、まくり(海入草)漁業、あわび漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、みな漁業、いがい(くろくち)漁業、たいらぎ漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、ざんたかはま(しっだか)漁業、みくりがい(あまにし)漁業、たこ漁業、いせえび漁業、しゃこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業、しろつお四ツ手網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市志柿町、下浦町、亀場町、楠浦町、新和町及び同市河浦町宮野河内地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点4を順次に結んだ線並びにキとクを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)

基点2 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台)

基点3 熊本県漁場基点天第183号(天草市河浦町宮野河内女岳の押しし鼻東端)

基点4 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栖本町との海岸線における境界(船瀬鼻南端))

ア 基点1と天草市河浦町産島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度43分の線と天草市新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わる場所

イ 基点2と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点2を基点として右へ17度・300メートルのところ

- ウ 基点3と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ354度10分・1,800メートルのところ
- エ 基点3と鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分・2,000メートルのところ
- オ 天草市新和町立の鼻から同市御所浦町葛籠島山頂を見通した線上、立の鼻から1,260メートルのところ
- カ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
- キ 天草市楠浦町大門港記念碑
- ク 天草市志柿町十文字新開北側樋門

2 関係地区 天草市志柿町、下浦町、亀場町、楠浦町、新和町及び同市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、みりん(みる)漁業、あわび漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、みな漁業、いがい(くろくち)漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市栖本町及び同市倉岳町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線並びにカと基点2を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栖本町との海岸線における境界(船瀬鼻南端))

基点2 熊本県漁場基点天第227号(上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南端)

基点3 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端)

基点4 熊本県漁場基点天第232号(上天草市龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)

ア 基点1から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点1から900メートルのところ

イ 天草市倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ

ウ 基点3と基点4を見通した線から基点3を基点として右へ171度55分・2,295メートルのところ

エ 基点3と基点4を見通した線から基点3を基点として右へ170度30分・1,000メートルのところ

オ 天草市(上天草市)横島西海岸における上天草市と天草市との境界

カ 横島北端

2 関係地区 天草市栖本町及び同市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	ひとえぐさ(あおさ)漁業、もづく漁業、かじめ漁業、わかめ	1月1日から

共同漁業	漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、あわび漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業、ぼら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町及び同市姫戸町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1とアを結んだ線並びにイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及び基点9を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第227号(上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第219号の1号(上天草市龍ヶ岳町テク島南端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第230号(天草市御所浦町猿子島北西端)
- 基点4 熊本県漁場基点天第231号(天草市御所浦町横浦島北端)
- 基点5 熊本県漁場基点天第233号(上天草市龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点6 熊本県漁場基点天第236号(上天草市龍ヶ岳町樋島南端)
- 基点7 熊本県漁場基点天第239号(上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端)
- 基点8 熊本県漁場基点天第248号(上天草市姫戸町船揚島東端)
- 基点9 熊本県漁場基点天第249号(上天草市姫戸町同市松島町との海岸線における境界)
- 基点10 熊本県漁場基点天第266号(天草市御所浦町嵐口崎北端)
- 基点11 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端)
- 基点12 熊本県漁場基点天第232号(上天草市龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)
- 基点13 熊本県漁場基点天第222号(天草市御所浦町困窮島北端)
- 基点14 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端)
- ア 上天草市龍ヶ岳町横島北端
- イ 横島西海岸における上天草市と天草市との境界
- ウ 基点11と基点12を見通した線から基点11を基点として右へ170度30分・1,000メートルのところ
- エ 基点11と基点12を見通した線から基点11を基点として右へ171度55分・2,295メートルのところ
- オ 基点2と天草市下浦町の崎南端を見通した線から基点2を基点として右へ21度25分・1,100メートルのところ
- カ 基点2から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点2から1,100メートルのところ
- キ 基点2から天草市御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点2から220メートルのところ
- ク 基点2と大通越鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度3分・310メートルのところ
- ケ 基点13から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点13から270メートルのところ
- コ 基点13から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点13から180メートルのところ
- サ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分・450メートルのところ
- シ 基点11から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点11から900メートルのところ
- ス 基点4と基点14を見通した線から基点4を基点として右へ354度30分・360メートルのところ
- セ 基点5と基点4を見通した線から基点5を基点として右へ354度3分・270メートルのところ
- ソ 基点5と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ295度52分1,435メートルのところ
- タ 基点10と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点10を基点として右へ5度15分・2,370メートルのところ
- チ 基点5と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ254度25分・3,928メートルのところ
- ツ 基点6と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点6を基点として右へ325度8分・1,500メートルのところ

- テ 基点6と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点6を基点として右へ27度5分・1,500メートルのところ
- ト 基点7と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点7を基点として右へ10度8分・1,100メートルのところ
- ナ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ
- ニ 基点8と八代市黒島山頂を見通した線から基点8を基点として右へ39度・1,800メートルのところ
- 又 基点9から八代市黒島山頂を見通した線上、基点9から2,400メートルのところ
- 2 関係地区 上天草市龍ヶ岳町及び同市姫戸町
- 3 制限又は条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふさいわずた(海ぶどう)漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ばい漁業、みな漁業、かき漁業、あさり漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市御所浦町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第219の1号(上天草市龍ヶ岳町ダテク島南端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第222号(天草市御所浦町困窮島北端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第230号(天草市御所浦町猿子島北西端)
- 基点4 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端)
- 基点5 熊本県漁場基点天第231号(天草市御所浦町横浦島北端)
- 基点6 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端)
- 基点7 熊本県漁場基点天第233号(上天草市龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点8 熊本県漁場基点天第266号(天草市御所浦町嵐口崎北端)
- 基点9 熊本県漁場基点天第265号(天草市御所浦町田の尻川川口中央)
- 基点10 熊本県漁場基点天第263号(天草市御所浦町ノサバ崎南西端)
- 基点11 熊本県漁場基点天第410号(天草市御所浦町大浦ウサギ鼻突端)
- ア 基点1から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点1から1,100メートルのところ
- イ 基点1から天草市御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点1から220メートルのところ
- ウ 基点1と大通越鼻を見通した線から基点1を基点として右へ296度3分・310メートルのところ
- エ 基点2から上天草市龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点2から270メートルのところ
- オ 基点2から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点2から180メートルのところ
- カ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分・450メートルのところ
- キ 基点4から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
- ク 基点5と基点6を見通した線から基点5を基点として右へ354度30分・360メートルのところ
- ケ 基点7と基点5を見通した線から基点7を基点として右へ354度3分・270メートルのところ
- コ 基点7と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点7を基点として右へ2

9 5 度 5 2 分 ・ 1 , 4 3 5 メートルのところ  
 サ 基点 8 と 龍ヶ岳町 梶島 東端 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 5 度 1 5 分 ・  
 2 , 3 7 0 メートルのところ  
 シ 基点 8 から 梶島 東端 を見通した線上、基点 8 から 1 , 6 0 0 メートルのところ  
 ス 基点 8 と 龍ヶ岳町 樋島 南端 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 2 0 度 1 1 分 ・  
 1 , 6 0 0 メートルのところ  
 セ 基点 9 と 葦北郡 津奈木町 肥後 沖島 灯台 を見通した線から基点 9 を基点として右へ 1 6  
 度 5 8 分 ・ 1 , 6 0 0 メートルのところ  
 ソ 基点 1 1 と 鹿児島 県 獅子島 木崎鼻 を見通した線から基点 1 1 を基点として右へ 2 0 1  
 度 1 5 分 ・ 2 , 5 6 5 メートルのところ  
 タ 基点 1 1 と 獅子島 木崎鼻 を見通した線から基点 1 1 を基点として右へ 2 9 6 度 ・ 1 ,  
 1 0 0 メートルのところ  
 チ 基点 1 0 と 獅子島 木崎鼻 を見通した線から基点 1 0 を基点として右へ 3 3 9 度 2 3 分  
 ・ 1 , 1 0 0 メートルのところ  
 ツ 鹿児島 県 出水郡 長島町 ダゲイ崎の突端から 1 1 6 度 ・ 3 , 3 5 0 メートルのところ  
 テ 御所浦町 葛島 西端 から 獅子島 野島 南端 を見通した線上、葛島 西端 から 7 2 0 メートル  
 のところ  
 ト 御所浦町 黒島 南西端 から 天草市 新和町 惣津島 山頂 を見通した線上、黒島 南西端 から  
 1 , 1 0 0 メートルのところ  
 ナ 牧島 マネキ崎 から 新和町 横島 北端 を見通した線上、マネキ崎 から 1 , 1 0 0 メートル  
 のところ

2 関係地区 天草市御所浦町

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第 1 2 条第 5 項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第 1 4 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第 3 種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 上天草市松島町地先

(3) 漁場の区域 次のアを中心として半径 1 0 0 メートルの円周によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 8 4 号 (上天草市松島町高杵島北西端)

ア 基点 1 と 天草市 有明町 飛龍島 北西端 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 8 0 度  
 ・ 7 0 0 メートルのところ

2 関係地区 上天草市松島町 (阿村を除く) 及び天草市有明町楠浦

漁場計画番号 天共第 1 5 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第 3 種 共同漁業	ぶり飼付漁業	7月1日から 翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市沖合

(3) 漁場の区域 次のアを中心とした半径 9 0 0 メートルの円周によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 1 3 5 号 (天草郡苓北町富岡四季咲岬西端)

基点 2 熊本県漁場基点天第 1 5 2 号 (天草市魚貫町魚貫崎南西端)

ア 基点 1 と 長崎県 長崎市 樺島 灯台 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 2 9 度の  
 線と、基点 2 と 樺島 灯台 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 3 1 0 度の線が交わ  
 るところ

2 関係地区 天草市牛深町 (天草市二浦町亀浦及び早浦を除く)

漁場計画番号 天定第 1 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 定置漁業 ぶり・あじ落網漁業

(2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

(3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先

(4) 漁場の区域 次の基点 1、ア、イ、ウ及び基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線  
 とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 1 4 9 号 (天草市天草町大江向辺田船付瀬)

基点 2 熊本県漁場基点天第 1 5 0 号 (天草市天草町大江向辺田蛭拾下鼻突端)



- ア 基点1と天草市天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点1を基点として右へ344度45分・900メートルのところ
- イ 基点2と小ヶ瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ293度・840メートルのところ
- ウ 基点2と小ヶ瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ273度・320メートルのところ

2 地元地区 天草市天草町

漁場計画番号 天区第2号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 定置漁業 ぶり・あじ落網漁業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第407号(天草市天草町大江須賀無田一枚瀬)

ア 基点1と天草市天草町大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3度・4

90メートルのところ

イ 基点1と大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ53度30分・745

メートルのところ

ウ 基点1と大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・540

メートルのところ

2 地元地区 天草市天草町大江

漁場計画番号 天区第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と

下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第

64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ

354度31分の線との交点(瀬島地先高洲)

ア 基点1から真方位82度53分・630メートルのところ

イ 基点1から真方位91度53分・740メートルのところ

ウ 基点1から真方位98度23分・675メートルのところ

エ 基点1から真方位88度53分・548メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第2号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と

下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第

64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ

354度31分の線との交点(瀬島地先高洲)

ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3

40度30分・620メートルのところ

イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ348度・580

メートルのところ

ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ330度30分・

370メートルのところ

エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ322度30分・

435メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第3号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先

- (4) 漁場の区域 次場のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と  
 下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ  
 64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ  
 354度31分の線との交点(瀬島地先高洲)  
 ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 49度30分・825メートルのところ  
 イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・  
 790メートルのところ  
 ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ348度・580  
 メートルのところ  
 エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・  
 620メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第4号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先  
 (4) 漁場の区域 次場のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と  
 下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ  
 64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ  
 354度31分の線との交点(瀬島地先高洲)  
 ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 49度30分・575メートルのところ  
 イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ357度・550  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ343度・305  
 メートルのところ  
 エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・  
 355メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第5号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次場のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第81号(上天草市松島町前島赤灯台と松島町水産物センター埋  
 立地北東端角を見通した線から灯台を基点として右へ217度15分の線がキング瀬の陸  
 岸と交わるところ)  
 ア 基点1と松島町前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3度・250メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分・290メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ22度30分・260メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・215メ  
 ートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第6号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次場のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第90の2号(上天草市松島町太郎島頂点と野島南端を見通し  
 た線から太郎島頂点を基点として右へ4度の線が陸岸(野島)と交わるところ(野島東  
 端))  
 ア 基点1と上天草市松島町太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ65度

- ・165メートルのところ
- イ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ97度・130メートルのところ
- ウ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ290度30分・100メートルのところ
- エ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ330度・145メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第7号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市五和町二江地先
  - (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第130号(天草市五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わる場所からその線の延長上20.4メートルのところ  
 ア 基点1と天草市五和町通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ16度・348メートルのところ  
 イ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ330度・70メートルのところ  
 ウ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ313度・335メートルのところ  
 エ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ341度15分・435メートルのところ
- 2 地元地区 天草市五和町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第8号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・650メートルのところ  
 イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・560メートルのところ  
 ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・460メートルのところ  
 エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ324度・570メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第9号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・760メートルのところ  
 イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・690メートルのところ  
 ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・570メートルのところ

- エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度30分・650メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第10号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)
- ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ354度45分・1035メートルのところ
- イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ359度15分・980メートルのところ
- ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ354度15分・850メートルのところ
- エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ349度15分・920メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第11号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)
- ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・520メートルのところ
- イ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線上、基点1から610メートルのところ
- ウ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ49度15分・415メートルのところ
- エ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ51度・265メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第12号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第139号(天草市河浦町崎津床松の鼻南東端)
- ア 基点1と天草市河浦町名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ54度20分・290メートルのところ
- イ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ37度・490メートルのところ
- ウ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ50度・555メートルのところ
- エ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ76度・350メートルのところ
- オ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ67度・310メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第13号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第145号(天草市河浦町崎津小倉鼻東端)
- ア 基点1と天草市河浦町五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度2分・190メートルのところ
- イ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度6分・295メートルのところ
- ウ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ56度・500メートルのところ
- エ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2度5分・180メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第14号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第145号(天草市河浦町崎津小倉鼻東端)
- ア 基点1と天草市河浦町五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・18メートルのところ
- イ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ5度5分・163メートルのところ
- ウ 基点1と天草市河浦町松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ3度・490メートルのところ
- エ 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ3度・490メートルのところ
- オ 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度・705メートルのところ
- カ 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ19度・720メートルのところ
- ア 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ31度・435メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第15号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市二浦町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第146号(天草市二浦町五通島西端)
- ア 基点1と天草市河浦町五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ75度・290メートルのところ
- イ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度20分・315メートルのところ
- ウ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ121度30分・175メートルのところ
- エ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ82度・100メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町及び同市二浦町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第16号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第172号(天草市深海町浅海保木鼻西端)

ア 基点1と天草市深海町黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度・430メートルのところ

イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・495メートルのところ

ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ50度・540メートルのところ

エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ53度30分・490メートルのところ

オ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ115度30分・465メートルのところ

カ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ136度30分・315メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第17号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町中田地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎鼻南端)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・85メートルのところ

イ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分・335メートルのところ

ウ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ56度・405メートルのところ

エ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ100度・235メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第18号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第207号(天草市下浦町須森埋立地南端)

ア 基点1と天草市上血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ24度・100メートルのところ

イ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ265度45分・60メートルのところ

ウ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ318度30分・110メートルのところ

エ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・100メートルのところ

2 地元地区 天草市下浦町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第19号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市下浦町地先

(4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場、基点天第210号(天草市下浦町下血塚島北端)

ア 基点1と天草市上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ353度・8

5メートルのところ

イ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・14

5メートルのところ

ウ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ111度・265メ

ートルのところ

エ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ127度45分・2

35メートルのところ

2 地元地区 天草市下浦町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第20号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市下浦町地先

(4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場、基点天第401号(天草市上血塚島東端)

ア 基点1と天草市下浦町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ330度4

5分・845メートルのところ

イ 基点1と小島頂点を身とした線から基点1を基点として右へ328度45分・955

メートルのところ

ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ338度30分・1,0

25メートルのところ

エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ341度45分・920

メートルのところ

2 地元地区 天草市下浦町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第21号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市下浦町地先

(4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場、基点天第211号(天草市下浦町下血塚島東端)

ア 基点1と天草市下浦町戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ324

度45分・708メートルのところ

イ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ315度45分・7

65メートルのところ

ウ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度30度・9

3メートルのところ

エ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度15分・8

89メートルのところ

2 地元地区 天草市下浦町地先

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第22号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市下浦町地先

(4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場、基点天第213号(天草市下浦町戸の崎鼻西端)

ア 基点1と天草市下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ6度・

525メートルのところ

イ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度30分・75

7メートルのところ

- ウ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度・750メートルのところ
- エ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度40分・512メートルのところ
- 2 地元地区 天草市下浦町地先
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第23号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先
  - (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第214号(天草市下浦町戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ30・6メートルのところ)
    - ア 基点1と天草市新和町横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ26度20分・270メートルのところ
    - イ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・570メートルのところ
    - ウ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ43度・575メートルのところ
    - エ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度・290メートルのところ
- 2 地元地区 天草市下浦町
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない

漁場計画番号 天区第24号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第406号(熊本県漁場基点天第224号(落人鼻南端)と平瀬島東端を見通した線から天第224号を基点として右へ228度10分の線が天草市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わる)
    - ア 基点1と天草市倉岳町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ0度10分・470メートルのところ
    - イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・245メートルのところ
    - ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・300メートルのところ
    - エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ342度15分・505メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第25号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)
    - ア 基点1から真方位204度37分・619メートルのところ
    - イ 基点1から真方位197度12分・626メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位198度30分・861メートルのところ
    - エ 基点1から真方位203度52分・860メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第26号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで



- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場、基点天第255号(天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端)  
 ア 基点1 1から真方位142度30分・1, 180メートルのところ  
 イ 基点1 1から真方位141度30分・1, 260メートルのところ  
 ウ 基点1 1から真方位144度15分・1, 270メートルのところ  
 工 基点1 1から真方位145度11分・1, 187メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第27号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場、基点天第255号(天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端)  
 ア 基点1 1から真方位145度11分・1, 187メートルのところ  
 イ 基点1 1から真方位144度15分・1, 270メートルのところ  
 ウ 基点1 1から真方位146度30分・1, 280メートルのところ  
 工 基点1 1から真方位147度30分・1, 200メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第28号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場、基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)  
 ア 基点1 1から真方位262度20分・430メートルのところ  
 イ 基点1 1から真方位254度15分・407メートルのところ  
 ウ 基点1 1から真方位249度・593メートルのところ  
 工 基点1 1から真方位255度・610メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第29号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場、基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)  
 ア 基点1 1から真方位254度15分・407メートルのところ  
 イ 基点1 1から真方位245度30分・395メートルのところ  
 ウ 基点1 1から真方位243度・585メートルのところ  
 工 基点1 1から真方位249度・593メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第30号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場、基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)  
 ア 基点1 1から真方位294度30分・235メートルのところ  
 イ 基点1 1から真方位267度45分・184メートルのところ  
 ウ 基点1 1から真方位257度・348メートルのところ  
 工 基点1 1から真方位276度45分・334メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第31号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第262号(天草市御所浦町竹島古里下の黒石東端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第369号(天草市御所浦町大平島北西端)
- ア 基点1と天草郡御所浦町竹島ドフ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ354度40分・355メートルのところ
- イ 基点1とドフ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・440メートルのところ
- ウ 基点1とドフ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ358度40分・520メートルのところ
- エ 基点2とドフ鼻東端を見通した線から基点2を基点として右へ0度40分・700メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第201号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第433号(熊本県漁場基点天第7号(女鹿串北西端)と天第8号(串漁港防波堤)を見通した線から天第7号を基点として右へ141度24分の線が上天草市大矢野町登立成合津の陸岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第7号(熊本県漁場基点天第8号(串漁港防波堤)と上天草市大矢野町上野脇南東端を見通した線から基点天第8号を基点として右へ78度15分の線が陸岸と交わる(女鹿串北西端))
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ330度40分・145メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度50分・150メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ35度5分・70メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第202号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第432号(熊本県漁場基点天第23号(江後北端)と天第2号(江樋戸港防波堤灯台)を見通した線から天第23号を基点として右へ29度5分の線が上天草市大矢野町中宮津地先のくるまえび養殖場護岸と交わる)
- 基点2 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島頂点)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ230度・205メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ138度・180メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ154度55分・205メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第203号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場区域 次の基点1とア及び基点1とイを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
- 基点1 熊本県漁場基点天第432号(熊本県漁場基点天第23号(江後北端)と天第2号(江樋戸港防波堤灯台)を見通した線から天第23号を基点として右へ29度5分

の線が上天草市大矢野町中宮津地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ)  
 基点2 熊本市漁場基点2を見通した線から基点1を基点として右へ230度・200メートル  
 アの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ319度15分・320メ  
 イートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第204号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点天第330号(熊本市漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ298度47分の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本市漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度20分・125メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度10分・130メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度5分・115メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ40度10分・135メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ49度40分・50メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第205号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点天第329号(熊本市漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(上天草市大矢野町中野米力ネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ318度の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本市漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ209度35分・20メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・115メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ258度55分・95メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ285度15分・115メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ316度40分・85メートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・50メートルのところ

2 地元区域 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第206号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本市漁場基点天第329号(熊本市漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ318度の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本市漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端)

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ228度・135メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度15分・135メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ258度55分・115メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・115メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ209度35分・20メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第207号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第422号(熊本県漁場基点天第38号(カネカキ鼻北東端)と天第35号(横島南西端)を見通した線から天第38号を基点として右へ153度の線が上天草市大矢野町中野米北側地先のくるまえば養殖場護岸と交わるところ)

基点2 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ61度30分・125メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度・90メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ14度15分・200メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ30度45分・250メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第208号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第422号(熊本県漁場基点天第38号(カネカキ鼻北東端)と天第35号(横島南西端)を見通した線から天第38号を基点として右へ153度の線が上天草市大矢野町中野米北側地先のくるまえば養殖場護岸と交わるところ)

基点2 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度・360メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度・330メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ117度45分・225メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ99度45分・255メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ102度45分・290メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ117度45分・350メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第209号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点と線が2基  
 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ231度・348メートル  
 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度40分・208メートル  
 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度40分・210メートル  
 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ191度30分・280メートル  
 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ191度30分・290メートル  
 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ203度25分・390メートル

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第210号

1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種別及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁業基点第300号(熊本県漁場基点天第50号(上天草市大矢野町維和  
 大桜鼻南端)と天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)を見通した線から天第50  
 基点2 熊本県漁業基点第23度44分の線が陸岸と交わる場所(大桜鼻南端)と上天草市  
 大矢野町横島北端を見通した線から天第37号を基点として右へ286度40分の線  
 と、天第40号(上天草市大矢野町禿島南端)を見通した線から天第40号を基点として右へ39度15分の線との交点(大桜鼻南端) )  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ291度35分・135メ  
 ートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ321度35分・87メ  
 ートルのところ

2 地元区域 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第211号

1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種別及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場区域 次の基点1とアを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第299号(熊本県漁場基点天第50号(大桜鼻南端)と天第  
 37号(野牛島南端)を見通した線から天第50号を基点として右へ69度56分の線  
 が陸岸と交わる場所(野牛島北東端) )  
 基点2 熊本県漁場基点天第50号(熊本県漁場基点天第37号(野牛島南端)と横島北  
 端を見通した線から天第37号を基点として右へ286度40分の線と、天第40号  
 (治郎田鼻突堤東側突端)と禿島南端を見通した線から天第40号を基点として右へ3  
 9度15分の線との交点(大桜鼻南端) )  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ199度・70メートルの  
 ところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第212号

1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種別及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁業の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と  
 によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第292号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第  
 2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ9  
 3度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わる場所)

基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度・135メートルのと  
 こ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度・145メートル  
 のと  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度・120メートル  
 のと  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・120メートル  
 のと

2 地元区域 上天草市大矢野町

漁業計画番号 天区第213号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲

ま  
 れた  
 区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第  
 2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ2  
 78度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度15分・135メ  
 ートルの  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・175メ  
 ートルの  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・95メートルのと  
 こ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・75メートルのと  
 こ

2 地元区域 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第214号

1 免許

の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場区域 のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基  
 点  
 1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第  
 2号(三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分  
 の線が上天草市大矢野町維和梅の木の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・135メートル  
 のと  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・165メートル  
 のと  
 ウ 基点1から基点2を見通した線上、基点1から170メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度・185メートルのと  
 こ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・175メ  
 ートルの  
 と

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第215号

1 免許

の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場区域 次の基点1、ア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって

囲  
 ま  
 れ  
 た  
 区  
 域  
 基点1 熊本県漁場基点天第302号(熊本県漁場基点天第37号(野牛島南端)と天第  
 50号(大桜鼻南端)を見通した線から天第37号を基点として右へ19度17分の線  
 が上天草市大矢野町維和地先と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度5分・36メートル  
 のと  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度・55メートルのと

- この  
 ウ トルの 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 3 4 8 度 4 0 分 ・ 8 0 メ ー  
 2 地 元 地 区 上 天 草 市 大 矢 野 町  
 3 制 限 又 は 条 件 漁 港 管 理 者 が 行 う 事 業 の 施 行 に 対 して は、 正 当 な 理 由 が な け れ ば こ れ を 拒 ん  
 で は な ら ない。

漁場計画番号 天区第 2 1 6 号

- 1 免 許 の 内 容 た る べ き 事 項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第 2 種 区 画 漁 業 く る ま え び 養 殖 業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで  
 (3) 漁場の位置 上 天 草 市 大 矢 野 町 維 和 地 先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基 点 1 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 3 0 3 号 ( 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 3 7 号 ( 野 牛 島 南 端 ) と 天 第  
 5 0 号 ( 大 桜 鼻 南 端 ) を 見 通 した 線 から 天 第 3 7 号 を 基 点 と して 右 へ 2 6 度 1 7 分 4 0  
 秒 の 線 が 上 天 草 市 大 矢 野 町 維 和 大 桜 地 先 の く る ま え び 養 殖 場 護 岸 と 交 わ る と ころ )  
 基 点 2 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 3 7 号 ( 上 天 草 市 大 矢 野 町 野 牛 島 南 端 )  
 ア 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 2 2 4 度 3 0 分 ・ 9 0 メ ー  
 トルの ところ  
 イ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 2 2 6 度 3 0 分 ・ 1 0 0 メ  
 トルの ところ  
 ウ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 2 1 0 度 ・ 1 4 2 メ ー ト ル  
 の ところ  
 エ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 2 2 2 度 ・ 1 4 0 メ ー ト ル  
 の ところ  
 オ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 2 3 6 度 4 5 分 ・ 1 1 0 メ  
 トルの ところ  
 カ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 2 3 9 度 ・ 9 3 メ ー ト ル の  
 ところ  
 2 地 元 地 区 上 天 草 市 大 矢 野 町  
 3 制 限 又 は 条 件 漁 港 管 理 者 が 行 う 事 業 の 施 行 に 対 して は、 正 当 な 理 由 が な け れ ば こ れ を 拒 ん  
 で は な ら ない。

漁場計画番号 天区第 2 1 7 号

- 1 免 許 の 内 容 た る べ き 事 項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第 2 種 区 画 漁 業 く る ま え び 養 殖 業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで  
 (3) 漁場の位置 上 天 草 市 大 矢 野 町 維 和 地 先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって  
 囲まれた区域  
 基 点 1 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 4 1 5 号 ( 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 3 7 号 ( 野 牛 島 南 端 ) と 天 第  
 5 0 号 ( 大 桜 鼻 南 端 ) を 見 通 した 線 から 天 第 3 7 号 を 基 点 と して 右 へ 3 9 度 4 6 分 2 0  
 秒 の 線 が 上 天 草 市 大 矢 野 町 維 和 千 束 地 先 の く る ま え び 養 殖 場 護 岸 と 交 わ る と ころ )  
 基 点 2 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 3 7 号 ( 上 天 草 市 大 矢 野 町 野 牛 島 南 端 )  
 ア 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 1 1 9 度 ・ 2 9 メ ー ト ル の  
 ところ  
 イ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 9 4 度 ・ 8 0 メ ー ト ル の と  
 ころ  
 ウ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 1 0 6 度 ・ 9 0 メ ー ト ル の  
 ところ  
 エ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 1 5 0 度 3 0 分 ・ 1 0 6 メ  
 トルの ところ  
 オ 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 した 線 から 基 点 1 を 基 点 と して 右 へ 1 6 4 度 3 0 分 ・ 9 5 メ ー  
 トルの ところ  
 2 地 元 地 区 上 天 草 市 大 矢 野 町  
 3 制 限 又 は 条 件 漁 港 管 理 者 が 行 う 事 業 の 施 行 に 対 して は、 正 当 な 理 由 が な け れ ば こ れ を 拒 ん  
 で は な ら ない。

漁業計画番号 天区第 2 1 8 号

- 1 免 許 の 内 容 た る べ き 事 項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第 2 種 区 画 漁 業 く る ま え び 養 殖 業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで  
 (3) 漁業の位置 上 天 草 市 大 矢 野 町 維 和 地 先  
 (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ、エ、及び基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と  
 によって囲まれた区域  
 基 点 1 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 3 0 5 号 ( 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 5 0 号 ( 上 天 草 市 大 矢 野 町 維  
 和 大 桜 鼻 南 端 ) と 天 第 2 2 9 号 ( 上 天 草 市 大 矢 野 野 牛 島 北 東 端 ) を 見 通 した 線 から 天 第

50号を基点として右へ235度10分の線が上天草市大矢野町維和千束の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第50号(熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第37号を基点として右へ286度40分の線と天第40号(上天草市大矢野町登立治朗田鼻突堤東側)と上天草市大矢野町禿島南端を見通した線から天第40号を基点として右へ39度15分の線との交点(大桜鼻南端))  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ310度30分・80メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・120メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ34度20分・100メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度30分・76メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第219号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先

(4) 漁場区域 次の基点1、ア及びイを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第306号(熊本県漁場基点天第36号(横島中鼻東端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第36号を基点として右へ259度52分の線が上天草市大矢野町小太夫の陸岸と交わるところ)

基点2 熊本県漁場基点天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ305度40分・107メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ290度30分・125メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第220号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先

(4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第314号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第36号(横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ108度23分の線が上天草市大矢野町維和小鷺浦の陸岸と交わるところ)

基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ83度30分・300メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・295メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ83度30分・260メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ83度30分・190メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ97度30分・185メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第221号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先

(4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ



ったて囲まれた区域  
 基点1号(熊本県漁場基点天第316号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第3  
 6号(上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わる場所)  
 基点2号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度30分・40メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ58度10分・20メー  
 ルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度20分・115メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ214度25分・130メ  
 ートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ199度30分・105メ  
 ートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ187度・130メートル  
 のところ

- 2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒ん  
 ではない。

漁場計画番号 天区第222号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域  
 基点1号(熊本県漁場基点天第418号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第3  
 6号(上天草市大矢野町維和大鷲ノ浦地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)  
 線が上天草市大矢野町維和地先  
 基点2号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ82度30分・130メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度45分・120メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度45分・100メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ75度30分・72メー  
 トルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ98度40分・110メー  
 トルのところ

- 2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒ん  
 ではない。

漁業計画番号 天区第223号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ、エ、及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と

によって囲まれた区域  
 基点1号(熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点天第51号(笹島南端)と天第3  
 6号(上天草市大矢野町横島中鼻東)を見通した線から天第51号を基点として右へ116  
 度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わる場所)  
 基点2号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ168度・95メートルの  
 ところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ190度30分・55メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ185度・50メートルの  
 ところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度・30メートルの  
 ところ

- 2 地元区域 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒

んではない。

漁業計画番号 天区第224号

1 免許

- の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先
  - (4) 漁業の区域 次のア、イ、基点1、ウ、エ、及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第419号(熊本県漁場基点天第52号(笹島東端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第52号を基点として右へ324度41分の線が上天草市大矢野町維和地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第52号(上天草市大矢野町笹島東端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ223度・65メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ224度30分・68メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ158度10分・34メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ134度30分・35メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ144度・65メートルのところ

2 地元区域 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではない。

漁場計画番号 天区第225号

1 免許

- の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
  - (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第324号(熊本県漁場基点天第52号(笹島東端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第52号を基点として右へ328号6分の線が上天草市大矢野町維和地先の陸岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第52号(上天草市大矢野町笹島東端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度15分・52メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ334度15分・74メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度15分・72メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度15分・116メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ325度25分・120メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ308度45分・90メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ271度15分・55メートルのところ
- ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ271度15分・48メートルのところ
- ケ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度30分・48メートルのところ
- コ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ232度25分・25メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではない。

漁場計画番号 天区第226号

1 免許

- の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先

- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第421号(熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)  
 度1 天草市松島町上天草市大矢野町維和島上天草市大矢野町中長砂連角の鼻南端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第31号(上天草市大矢野町中長砂連角の鼻南端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ33度・225メートルの  
 ところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・200メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1から基点2を見通した線上、基点1から100メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度・55メートルの  
 ところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第227号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第82号(上天草市松島町樋合漁港西側防波堤基部から防波堤  
 に沿って東へ1000メートルのところ)  
 ア 基点1と上天草市松島町樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ339  
 度20分・181メートルのところ  
 イ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ345度15分・18  
 8メートルのところ  
 ウ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ7度5分・182メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ14度20分・88メ  
 ートルのところ  
 オ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・96  
 メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町

- 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒ん  
 ではない。

漁場計画番号 天区第228号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま  
 れた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第86号(上天草市松島町兄弟島北西側小島頂点)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ124度40分・735メ  
 ートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ132度5分・630メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ136度30分・692メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ132度30分・755メ  
 ートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町

- 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒ん  
 ではない。

漁場計画番号 天区第229号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第436号(上天草市松島町合津永友6815番地西側突堤南  
 端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ45度20分・30メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ341度15分・55メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ330度・185メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ334度40分・220メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・255メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・110メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第230号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第436号(上天草市松島町合津永友6815番地西側突堤南端)

基点2 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・110メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ340度30分・255メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度40分・270メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ345度・270メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ349度20分・320メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・365メートルのところ

キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ356度45分・375メートルのところ

ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・220メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第231号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場区域 次のアとイを結んだ線及びウとエを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第428号(熊本県漁場基点天第75号と天第74号(大池島西端)を見通した線から天第75号を基点として右へ161度28分の線が上天草市松島町永浦島横島地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)

基点2 熊本県漁場基点天第74号(上天草市松島町大池島西端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ226度15分・122メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ125度55分・142メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ145度40分・342メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ167度5分・298メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町

漁場計画番号 天区第232号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町楠南地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エを順次に結んだ線及びオ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第93号(天草市有明町黒木島頂点)
- 基点2 熊本県漁場基点天第93号(天草市有明町龍崎北東端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ218度5分・308メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ228度35分・328メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ231度・308メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ252度・88メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ165度・165メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ158度45分・233メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ192度20分・375メートルのところ
- 2 地元地区 天草市有明町及び上天草市松島町

漁場計画番号 天区第233号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町赤崎地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第103号(天草市有明町赤崎港西側埋立地の東側防波堤突端と肥後赤崎港防波堤灯台を見通した線から埋立地東側防波堤突端を基点として右へ287度10分の線が赤崎港西側防波堤と交わるところ)
- 基点2 天草市有明町肥後赤崎港防波堤灯台
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ148度50分・430メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ166度45分・430メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ172度15分・312メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ173度40分・269メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ175度10分・140メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度45分・178メートルのところ
- 2 地元地区 天草市有明町
- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第234号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町島子地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第110号(天草市有明町島子漁港(春葉山)防波堤南側取付基部)
- 基点2 基点1と天草市有明町大島子野崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ349度58分の線が陸岸と交わるところ
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ4度55分・717メートルのところ

- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度20分・480メートルのところ
- 工 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- 2 地元地区 天草市有明町
- 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第235号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町島子地先
- (4) 漁場区域 次の基点2、ア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第110号(天草市有明町島子漁港(春葉山)防波堤南側取付基部)
- 基点2 基点1と天草市有明町大島子字野崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ349度58分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度・839メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ4度10分・718メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- 2 地元地区 天草市有明町
- 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第236号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町島子地先
- (4) 漁場区域 次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 基点3と天草市有明町大島子野崎北端を見通した線から基点3を基点として右へ349度58分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- 基点2 基点3と野崎北端を見通した線から基点3を基点として右へ357度55分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- 基点3 熊本県漁場基点天第110号(天草市有明町島子漁港(春葉山)防波堤南側取付基部)
- ア 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ310度・153メートルのところ
- イ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ223度30分・485メートルのところ
- 2 地元地区 天草市有明町
- 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第237号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第120号(天草市五和町長崎鼻南端)
- 基点2 熊本県天草市五和町御領漁港北側防波堤灯台
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ27度・25メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ337度30分・248メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度15分・322メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ34度20分・366メートルのところ

- オ トルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度45分・340メー
- カ トルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度35分・295メー
- キ トルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ60度40分・220メー
- ク トルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ56度55分・169メー
- ケ トルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ65度35分・141メー

2 地元地区 天草市五和町

漁場計画番号 天区第238号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ

- って囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第122号(天草市五和町長崎鼻北端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第123号(天草市五和町大島若宮北端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ325度20分・253メ
- ートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ337度25分・270メ
- ートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度・215メートル
- のところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ11度25分・135メー
- ートルのところ

2 地元地区 天草市五和町

漁場計画番号 天区第239号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって

- 囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内南本郷越地防波堤南東端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から
- 東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ35度・75メートルのと
- ころ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ334度・100メートル
- のところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度・235メートル
- のところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・285メー
- トルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度15分・310メー
- トルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第240号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって

- 囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から
- 東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内上平本郷南防波堤突端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・618メー
- ートルのところ

- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ12度・590メートルの
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度45分・610メー
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度・695メートルの
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度15分・715メー

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第241号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町中田地先

(4) 漁場区域 次のアとイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第188号(天草市河浦町宮野河内野崎北端)

基点2 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度40分・1,09

7メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ337度40分・1,13

1メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第242号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先

(4) 漁場区域 次のアとイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第434号(熊本県漁場基点天第205号(天草市下浦町船場

瀬崎鼻南端)と天第202号(天草市新和町榎浦北端)を見通した線から天第205号

を基点として右へ356度42分の線が天草市新和町大多尾榎浦の陸岸と交わるとこ

ろ)

基点2 熊本県漁場基点天第205号(天草市下浦町船場瀬崎南端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度・208メー

のところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度30分・185メー

トルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第243号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市楠浦町地先

(4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第435号(天草市楠浦町立浦鳴子鼻東端)

基点2 熊本県漁場基点天第203号(天草市新和町大多尾榎浦北西端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ248度45分・230メ

ートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ259度20分・195メ

ートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度・100メー

のところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ15度55分・80メー

トルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度30分・65メー

トルのところ

2 地元地区 天草市楠浦町

漁場計画番号 天区第244号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業



- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市栖本町古江地先  
 (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第218号(天草市栖本町沖の瀬鼻)  
 基点2 熊本県漁場基点天第217号(天草市栖本町猪子田漁港沖の瀬防波堤南側取付基部)  
 ア 基点1と天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ115度10分・10メートルのところ  
 イ 基点1と南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ22度50分・21メートルのところ  
 ウ 基点1と南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ82度15分・118メートルのところ  
 エ 基点2と天草市新和町横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ30度50分・126メートルのところ  
 オ 基点2と横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ39度・38メートルのところ  
 カ 基点2と横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ244度50分・25メートルのところ  
 2 地元地区 天草市栖本町  
 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第245号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 基点2 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ60度25分・680メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ59度50分・678メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ65度10分・542メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ40度・555メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度5分・788メートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度55分・785メートルのところ  
 2 地元地区 天草市倉岳町

- 漁場計画番号 天区第246号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町鳴川地先  
 (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 基点2 上天草市龍ヶ岳町大道鳴子浦南端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・445メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ80度35分・327メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ120度・340メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ119度・350メートルのところ  
 2 地元地区 天草市倉岳町

- 漁場計画番号 天区第247号  
 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 上天草市姫戸町牟田地先  
 (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第350号(上天草市姫戸町牟田外北側防波堤中央屈曲部外角)  
 基点2 熊本県漁場基点天第247号(上天草市姫戸町舟揚島西端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ220度35分・377メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ224度45分・380メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ48度20分・60メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度50分・318メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度30分・183メートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ220度55分・63メートルのところ  
 キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ187度55分・78メートルのところ

2 地元地区 上天草市姫戸町

漁業計画番号 天区第301号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁業の区域 次の基点1、ア及びイを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第292号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ93度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度・135メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度・180メートルのところ

2 地元区域 上天草市大矢野町

漁業計画番号 天区第302号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁業の区域 次のア、イ、及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・75メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・95メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ93度20分・70メートルのところ

2 地元区域 上天草市大矢野町

漁業計画番号 天区第303号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁業の区域 次のア及びイを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

域

基点1 熊本県漁場基点天第303号(熊本県漁場基点天第37号(野牛島南端)と天第50号(上天草市維和の大桜鼻南端)を見通した線から天第37号を基点として右へ26度17分40秒の線が上天草市大矢野町維和の大桜地先のくるまえび養殖場護岸と交わる

基点2 熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町野牛南端)と基点1を見通した線から基点1を基点として右へ211度30分・15メートルのところに  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ226度40分・100メートルのところに

- 2 地元 上天草市大矢野町  
3 制限 又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第304号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
(4) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点1を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第303号(熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)と天第50号(上天草市大矢野町維和の大桜鼻南端)を見通した線から天第37号を基点として右へ26度17分40秒の線が上天草市大矢野町維和の大桜地先のくるまえび養殖場護岸と交わる

基点2 熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)と基点1を見通した線から基点1を基点として右へ12度5分・50メートルのところに

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ331度5分・80メートルのところに

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ271度15分・124メートルのところに

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ226度40分・88メートルのところに

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ226度40分・15メートルのところに

- 2 地元 上天草市大矢野町  
3 制限 又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第305号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第305号(熊本県漁場基点天第50号(上天草市大矢野町維和の大桜鼻南端)と天第299号(上天草市大矢野町野牛北東端)を見通した線から天第50号を基点として右へ235度10分の線が上天草市大矢野町維和千束の陸岸と交わる

基点2 熊本県漁場基点天第50号(熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町野牛南端)と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第37号を基点として右へ286度40分の線と天第40号(上天草市大矢野町登立治郎田鼻突堤東側突端)と上天草市大矢野町禿島南端を見通した線から天第40号を基点として右へ39度15分の線との交点(大桜鼻南端))

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ308度45分・105メートルのところに

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ318度5分・150メートルのところに

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度55分・164メートルのところに

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度45分・158メートルのところに

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・120メートルのところに

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ310度30分・80メートルのところに

- 2 地元区域 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第306号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第416号(熊本県漁場基点天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第36号を基点として右へ293度34分の線が上天草市大矢野町維和千束の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ206度50分・170メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ211度5分・165メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ232度・90メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ261度15分・35メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ305度・32メートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ327度・32.5メートルのところ  
 キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ36度25分・60メートルのところ  
 ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度35分・70メートルのところ  
 ケ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ67度45分・58メートルのところ

- 2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第307号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第316号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ134度6分の線が上天草市大矢野町維和白須地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度20分・90メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ100度20分・110メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・100メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ58度10分・20メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度30分・40メートルのところ

- 2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第308号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで



と  
キ ト 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と し て 右 へ 1 9 0 度 3 0 分 ・ 5 5 メ ー  
ク 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と し て 右 へ 1 6 8 度 ・ 9 5 メ ー ト ル の  
と

2 地 元 区 域 上 天 草 市 大 矢 野 町  
3 制 限 又 は 条 件 漁 港 管 理 者 が 行 う 事 業 の 施 行 に 対 し て は 、 正 当 な 理 由 が な け れ ば こ れ を 拒 ん  
で は な ら ない。

漁 場 計 画 番 号 天 区 第 3 1 1 号

1 免 許 の 内 容 た る べ き 事 項  
(1) 漁 業 種 類 及 び 漁 業 の 名 称 第 2 種 区 画 漁 業 か に 養 殖 業  
(2) 漁 業 の 時 期 1 月 1 日 か ら 1 2 月 3 1 日 ま で  
(3) 漁 場 の 位 置 上 天 草 市 大 矢 野 町 維 和 地 先  
(4) 漁 場 区 域 次 の ア 、 イ 、 ウ 及 び エ を 順 次 に 結 ん だ 線 と 最 大 高 潮 時 海 岸 線 と に よ っ て 囲 ま  
れ た 区 域  
基 点 1 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 3 2 7 号 ( 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 5 2 号 ( 上 天 草 市 大 矢 野 町 笹  
島 東 端 ) と 上 天 草 市 松 島 町 下 大 戸 ノ 鼻 灯 台 を 見 通 し た 線 か ら 天 第 5 2 号 を 基 点 と し て 右  
へ 3 3 7 度 1 5 分 の 線 が 上 天 草 市 大 矢 野 町 維 和 下 山 の 陸 岸 と 交 わ る と こ ゝ )  
基 点 2 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 5 2 号 ( 上 天 草 市 大 矢 野 町 笹 島 東 端 )  
ア 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と し て 右 へ 5 5 度 ・ 7 5 メ ー ト ル の と  
こ ゝ  
イ の 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と し て 右 へ 2 4 度 5 分 ・ 8 0 メ ー ト ル  
の と こ ゝ  
ウ の 基 点 1 か ら 基 点 2 を 見 通 し た 線 上 、 基 点 1 か ら 4 0 メ ー ト ル の と こ ゝ  
エ の 基 点 1 と 基 点 2 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と し て 右 へ 5 7 度 5 分 ・ 3 0 メ ー ト ル  
の と こ ゝ  
2 地 元 地 区 上 天 草 市 大 矢 野 町  
3 制 限 又 は 条 件 漁 港 管 理 者 が 行 う 事 業 の 施 行 に 対 し て は 、 正 当 な 理 由 が な け れ ば こ れ を 拒 ん  
で は な ら ない。

漁 場 計 画 番 号 天 区 第 3 1 2 号

1 免 許 の 内 容 た る べ き 事 項  
(1) 漁 業 種 類 及 び 漁 業 の 名 称 第 2 種 区 画 漁 業 か に 養 殖 業  
(2) 漁 業 の 時 期 1 月 1 日 か ら 1 2 月 3 1 日 ま で  
(3) 漁 場 の 位 置 上 天 草 市 姫 戸 町 姫 浦 地 先  
(4) 漁 場 区 域 次 の ア 、 イ 、 ウ 及 び エ を 順 次 に 結 ん だ 線 と 最 大 高 潮 時 海 岸 線 と に よ っ て 囲 ま  
れ た 区 域  
基 点 1 熊 本 県 漁 場 基 点 天 第 3 5 2 号 ( 上 天 草 市 姫 戸 町 姫 浦 と 小 島 を 結 ぶ 防 波 堤 の 小 島 北  
側 基 部 )  
ア 基 点 1 と 上 天 草 市 姫 戸 町 姫 戸 港 南 側 防 波 堤 一 曲 南 角 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と  
し て 右 へ 6 7 度 ・ 2 6 9 メ ー ト ル の と こ ゝ  
イ の 基 点 1 と 南 側 防 波 堤 一 曲 南 角 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と し て 右 へ 6 8 度 4 0 分  
・ 1 9 3 メ ー ト ル の と こ ゝ  
ウ の 基 点 1 と 南 側 防 波 堤 一 曲 南 角 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と し て 右 へ 5 2 度 3 0 分  
・ 1 9 4 メ ー ト ル の と こ ゝ  
エ の 基 点 1 と 南 側 防 波 堤 一 曲 南 角 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 を 基 点 と し て 右 へ 5 2 度 3 0 分  
・ 2 5 4 メ ー ト ル の と こ ゝ  
2 地 元 地 区 上 天 草 市 姫 戸 町

漁 場 計 画 番 号 天 区 第 4 0 1 号

1 免 許 の 内 容 た る べ き 事 項  
(1) 漁 業 種 類 及 び 漁 業 の 名 称 第 1 種 区 画 漁 業 く ろ ま ぐ ろ 小 割 式 養 殖 業  
(2) 漁 業 の 時 期 1 月 1 日 か ら 1 2 月 3 1 日 ま で  
(3) 漁 場 の 位 置 天 草 市 牛 深 町 地 先  
(4) 漁 場 の 区 域 次 の ア 、 イ 、 ウ 、 エ 、 オ 、 カ 、 キ 、 ク 及 び ア を 順 次 に 結 ん だ 線 に よ っ て 囲  
ま れ た 区 域  
ア 北 緯 3 2 度 1 1 分 3 . 6 秒 、 東 経 1 3 0 度 3 分 6 . 5 秒  
イ 北 緯 3 2 度 1 0 分 4 5 . 0 秒 、 東 経 1 3 0 度 3 分 2 6 . 2 秒  
ウ 北 緯 3 2 度 1 0 分 3 5 . 9 秒 、 東 経 1 3 0 度 3 分 1 4 . 2 秒  
エ 北 緯 3 2 度 1 0 分 4 0 . 7 秒 、 東 経 1 3 0 度 3 分 9 . 1 秒  
オ 北 緯 3 2 度 1 0 分 3 6 . 6 秒 、 東 経 1 3 0 度 3 分 3 . 7 秒  
カ 北 緯 3 2 度 1 0 分 5 2 . 5 秒 、 東 経 1 3 0 度 2 分 4 6 . 9 秒  
キ 北 緯 3 2 度 1 0 分 5 8 . 2 秒 、 東 経 1 3 0 度 2 分 5 4 . 3 秒  
ク 北 緯 3 2 度 1 0 分 5 6 . 0 秒 、 東 経 1 3 0 度 2 分 5 6 . 6 秒  
2 地 元 地 区 天 草 市 牛 深 町  
3 制 限 又 は 条 件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。  
ただし、生け簀の総面積が28,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：正方形  
規格：40メートル角  
台数：18台
- (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

漁場計画番号 天区第402号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒  
イ 北緯32度20分18.4秒、東経130度13分38.6秒  
ウ 北緯32度20分32.6秒、東経130度13分10.3秒  
エ 北緯32度21分43.4秒、東経130度13分59.7秒  
オ 北緯32度21分38.3秒、東経130度14分9.9秒  
カ 北緯32度22分13.7秒、東経130度14分34.6秒

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が126,620平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：長円形  
規格：長径58メートル及び短径52メートル  
台数：52台

漁場計画番号 天区第403号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界(船瀬鼻南端))  
ア 基点1と天草市栖本町栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メートルのところ  
イ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ  
ウ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのところ  
エ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が7,850平方メートルを超えない範囲内

で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

形状：円形

規格：直径50メートル

台数：4台

- (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

漁場計画番号 天区第404号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くるまぐる小割式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市栖本町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界(船瀬鼻南端))

ア 基点1と天草市栖本町栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,535メートルのところ

イ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・1,545メートルのところ

ウ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・620メートルのところ

エ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・595メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。

(3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。

(4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が7,850平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

形状：円形

規格：直径50メートル

台数：4台

- (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

漁場計画番号 天区第501号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くるまぐる養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第20号(上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)

ア 基点1から真方位156度14分・470メートルのところ

イ 基点1から真方位162度14分・760メートルのところ

ウ 基点1から真方位169度44分・750メートルのところ

エ 基点1から真方位167度14分・450メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、12,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第502号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くるまぐる養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域



基点1 熊本県漁場基点天第20号(上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ15  
 度30分・190メートルのところ  
 イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ16度30分・295  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・300  
 メートルのところ  
 エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ30度30分・195  
 メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,629平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第503号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町野中江後北端)  
 ア 基点1から真方位328度23分・1,000メートルのところ  
 イ 基点1から真方位318度23分・1,120メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位323度23分・1,240メートルのところ  
 エ 基点1から真方位332度23分・1,130メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、3,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第504号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第22号(上天草市大矢野町江樋戸港防波堤灯台)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点  
 として右へ2度55分・972メートルのところ  
 イ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ357  
 度30分・940メートルのところ  
 ウ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ356  
 度・1,037メートルのところ  
 エ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・  
 1,060メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,104平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第505号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第26号(上天草市大矢野町中満越鼻突端)

- ア 基点1と上天草市大矢野町小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・545メートルのところ
- イ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・550メートルのところ
- ウ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・670メートルのところ
- エ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・665メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,304平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第506号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第26号(上天草市大矢野町中満越鼻突端)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・150メートルのところ  
 イ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ298度・50メートルのところ  
 ウ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ305度・250メートルのところ  
 エ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・360メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第507号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町中江後北端)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町手取島山頂(以下、「手取島山頂」という。)を見通した線から基点1を基点として右へ28度16分・587メートルのところ  
 イ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度33分・443メートルのところ  
 ウ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・440メートルのところ  
 エ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度・585メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、1,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第508号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第46号(上天草市大矢野町茶臼島頂点)  
 基点2 基点1と宇城市三角町の荷島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ291  
 度4分・150メートルのところに(梅の木防波堤)  
 ア 基点2と荷島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ292度17分・63メ  
 ートルのところ  
 イ 基点2と荷島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ311度7分・158メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点2と荷島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ281度26分・206  
 メートルのところ  
 エ 基点2と荷島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ250度49分・146  
 メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、1,100平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第509号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第306号(熊本県漁場基点天第36号(横島中鼻東端)と上  
 天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第36号を基点として右へ259度5  
 2分の線が上天草市大矢野町小太夫の陸岸と交わるところ)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町貝場港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点とし  
 て右へ71度20分・107メートルのところ  
 イ 基点1と貝場港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ25度3分  
 ・161メートルのところ  
 ウ 基点1と貝場港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ342度5  
 7分・119メートルのところ  
 エ 基点1と貝場港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ299度2  
 7分・14メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな  
 い。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、982平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第510号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わるところ
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第3  
 6号(横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ166度38分2  
 0秒の線が上天草市大矢野町薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ93  
 度56分・412メートルのところ  
 ア 基点1と上天草市大矢野町薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ93  
 イ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ10度・260メー  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ344度・145メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ111度・350メー  
 トルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな  
 い。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、5,641平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第511号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
ア 基点1から上天草市松島町樋合島南端を見通した線上、基点1から350メートルのところ  
イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・520メートルのところ  
ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ11度・605メートルのところ  
エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度30分・465メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (4) 敷設する生け簀の面積は、2,900平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第512号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
ア 基点1と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・90メートルのところ  
イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・270メートルのところ  
ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度15分・305メートルのところ  
エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・240メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (4) 敷設する生け簀の面積は、1,833平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第513号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
ア 基点1と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ346度15分・905メートルのところ  
イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度15分・1,120メートルのところ  
ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・1,170メートルのところ  
エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度・960メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,500平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第514号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第95号(天草市有明町大浦釘島西端)  
ア 基点1と天草市有明町竹島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・400メートルのところ  
イ 基点1と竹島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・540メートルのところ  
ウ 基点1と竹島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度・610メートルのところ  
エ 基点1と竹島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・540メートルのところ

2 地元地区 天草市有明町大浦、須子及び赤崎

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第515号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第98号(天草市有明町大浦瀬上北東端)  
ア 基点1と天草市有明町竹島南端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・340メートルのところ  
イ 基点1と竹島南端を見通した線から基点1を基点として右へ345度・400メートルのところ  
ウ 基点1と竹島南端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・510メートルのところ  
エ 基点1と竹島南端を見通した線上、基点1から598メートルのところ  
オ 基点1と竹島南端を見通した線から基点1を基点として右へ6度・580メートルのところ  
カ 基点1と竹島南端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・460メートルのところ

2 地元地区 天草市有明町大浦、須子及び赤崎

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,100平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第516号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第390号(天草市天草町軍ヶ浦矢寄鼻東端)

- ア 基点1から真方位56度26分・280メートルのところ
- イ 基点1から真方位96度45分・540メートルのところ
- ウ 基点1から真方位141度・480メートルのところ
- エ 基点1から真方位171度15分・165メートルのところ

2 地元地区 天草市天草町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,396平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第517号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第389号(天草市天草町軍ヶ浦漁港西防波堤基部南側角)

ア 基点1と天草市天草町大江軍ヶ浦下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として

右へ311度45分・110メートルのところ

イ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・2

15メートルのところ

ウ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・185メー

トルのところ

エ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・35メー

トルのところ

2 地元地区 天草市天草町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、364平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第518号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第388号(天草市天草町軍ヶ浦ワリ瀬の中央)

ア 基点1と天草市河浦町崎津番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ32

9度・205メートルのところ

イ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ13度・415メー

トルのところ

ウ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・365

メートルのところ

エ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ61度45分・65メ

ートルのところ

2 地元地区 天草市天草町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,368平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第519号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第138号(天草市河浦町崎津鳴瀬鼻西端)

ア 基点1と天草市二浦町五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ347度

30分・841メートルのところ

イ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ349度50分・98

5メートルのところ  
ウ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ5度20分・1,00  
9メートルのところ  
エ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ9度50分・836メ  
ートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦  
3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,112平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第520号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第159の1号(天草市茂串ヨンガ鼻東端)  
ア 基点1と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度45  
分・835メートルのところ  
イ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度28分・607メ  
ートルのところ  
ウ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・590メ  
ートルのところ  
エ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・705メ  
ートルのところ  
オ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度・780メートル  
のところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第521号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第159の1号(天草市茂串ヨンガ鼻東端)  
ア 基点1と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30  
分・500メートルのところ  
イ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・515メートル  
のところ  
ウ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ27度30分・420メ  
ートルのところ  
エ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・405メ  
ートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,200平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第522号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点第164号(天草市下須島白瀬防波堤東端)
- ア 基点1と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ302度・555メートルのところ
- イ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ315度・565メートルのところ
- ウ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ319度2分・415メートルのところ
- エ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ301度14分・402メートルのところ
- 2 地元地区 天草市牛深町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第523号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第164号(天草市下須島白瀬防波堤東端)
- ア 基点1と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ30度30分・40メートルのところ
- イ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度・140メートルのところ
- ウ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ88度30分・835メートルのところ
- エ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ100度・850メートルのところ
- オ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ126度30分・215メートルのところ
- 2 地元地区 天草市牛深町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、34,100平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第524号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第162号(天草市下須島馬込鼻北端)
- ア 基点1と天草市牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ88度15分・385メートルのところ
- イ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ79度30分・450メートルのところ
- ウ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ94度15分・605メートルのところ
- エ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ102度・555メートルのところ
- 2 地元地区 天草市牛深町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,300平方メートルを超えてはならない。



漁場計画番号 天区第525号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第160号（天草市下須島下の倉南東端）

ア 基点1と天草市法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ18度・215メートルのところ

イ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ62度・240メートルのところ

ウ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ78度・155メートルのところ

エ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ150度・165メートルのところ

オ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ157度30分・135メートルのところ

カ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ127度30分・90メートルのところ

キ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ122度30分・25メートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、2,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第526号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度11分1.4秒、東経130度3分13.4秒

イ 北緯32度11分18.3秒、東経130度3分13.2秒

ウ 北緯32度11分18.3秒、東経130度3分20.3秒

エ 北緯32度11分1.4秒、東経130度3分20.5秒

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、1,058平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第527号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第164号（天草市下須島白瀬防波堤東端）

ア 基点1から真方位52度25分・1,390メートルのところ

イ 基点1から真方位45度10分・1,045メートルのところ

ウ 基点1から真方位18度45分・1,490メートルのところ

エ 基点1から真方位25度8分・1,641メートルのところ

オ 基点1から真方位32度27分・1,471メートルのところ

カ 基点1から真方位37度55分・1,575メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、21,754平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第528号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第170号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）  
 ア 基点1と天草市久玉町山の浦黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ7度・570メートルのところ  
 イ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度30分・610メートルのところ  
 ウ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度30分・430メートルのところ  
 エ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・370メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、4,106平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第529号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第170号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）  
 ア 基点1から真方位2度55分・490メートルのところ  
 イ 基点1から真方位21度40分・485メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位22度40分・430メートルのところ  
 エ 基点1から真方位9度40分・300メートルのところ  
 オ 基点1から真方位346度10分・330メートルのところ  
 カ 基点1から真方位351度10分・420メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、4,160平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第530号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第171号（天草市久玉町山の浦小金ヶ鼻南端）  
 ア 基点1と天草市久玉町山の浦八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・425メートルのところ  
 イ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度・545メートルのところ  
 ウ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・560メートルのところ  
 エ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・440メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、1,570平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第531号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第391号(天草市深海町浅海小金ヶ鼻北西端)  
ア 基点1と天草市深海町保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度45分・405メートルのところ  
イ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ250度・85メートルのところ  
ウ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ271度30分・215メートルのところ  
エ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ346度45分・450メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8,268平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第532号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第174号(天草市深海町浅海下地の浦南西端)  
ア 基点1と天草市深海町板の浦鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ12度30分・135メートルのところ  
イ 基点1と板の浦鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・120メートルのところ  
ウ 基点1と板の浦鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ242度・165メートルのところ  
エ 基点1と板の浦鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ212度・250メートルのところ  
オ 基点1と板の浦鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ216度30分・280メートルのところ  
カ 基点1と板の浦鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ248度・195メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、846平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第533号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第175号(天草市深海町オテガ鼻突端)  
ア 基点1から真方位332度50分・107メートルのところ

イ 基点1から真方位249度20分・320メートルのところ  
ウ 基点1から真方位278度50分・525メートルのところ  
エ 基点1から真方位315度35分・440メートルのところ  
2 地元地区 天草市深海町  
3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、5,892平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第534号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第177号(天草市深海漁港東側防波堤取付基部から594メートルのところ)  
ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ104度・610メートルのところ  
イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ86度・280メートルのところ  
ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ58度・440メートルのところ  
エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度・540メートルのところ  
オ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ80度・730メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8,704平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第535号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第177号(天草市深海漁港東側防波堤取付基部から594メートルのところ)  
ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ341度・270メートルのところ  
イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度30分・470メートルのところ  
ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度・550メートルのところ  
エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ343度・540メートルのところ  
オ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・270メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,655平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第536号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第175号(天草市深海町オテガ鼻北端)
- ア 基点1と天草市深海町深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ26度・425メートルのところ
- イ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ28度・580メートルのところ
- ウ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・580メートルのところ
- エ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・425メートルのところ
- 2 地元地区 天草市深海町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,239平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第537号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第394号(天草市下平漁港1号防波堤突端)
- ア 基点1と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ29度・15分・255メートルのところ
- イ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ41度・355メートルのところ
- ウ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・335メートルのところ
- エ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ39度・225メートルのところ
- 2 地元地区 天草市深海町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、610平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第538号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第394号(天草市下平漁港1号防波堤突端)
- ア 基点1と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ26度15分・50メートルのところ
- イ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ61度55分・193メートルのところ
- ウ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ73度53分・189メートルのところ
- エ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ78度57分・35メートルのところ
- 2 地元地区 天草市深海町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、537平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第539号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)  
 ア 基点1と天草市深海町産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・170メートルのところ  
 イ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・260メートルのところ  
 ウ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ19度15分・320メートルのところ  
 エ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ56度33分・682メートルのところ  
 オ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ68度55分・633メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,372平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第540号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第187号(天草市河浦町宮野河内野崎南端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2度25分・709メートルのところ  
 イ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・848メートルのところ  
 ウ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ34度15分・1,102メートルのところ  
 エ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ3度50分・1,002メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、12,963平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第541号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第187号(天草市河浦町宮野河内野崎南端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ37度1,023メートルのところ  
 イ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度50分・747メートルのところ  
 ウ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ9度45分・1,047

- メートルのところ  
 1 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ29度45分・1,286メートルのところ  
 2 地元地区 天草市河浦町宮野河内  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (4) 敷設する生け簀の面積は、7,208平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第542号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第184号(天草市河浦町宮野河内丸山鼻北西端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度・1,165メートルのところ  
 イ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・1,465メートルのところ  
 ウ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・1,300メートルのところ  
 エ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・950メートルのところ  
 2 地元地区 天草市河浦町宮野河内  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (4) 敷設する生け簀の面積は、11,381平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第543号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端)  
 ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ38度・550メートルのところ  
 イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ3度30分・740メートルのところ  
 ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ50度17分・852メートルのところ  
 エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ59度24分・695メートルのところ  
 2 地元地区 天草市新和町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (4) 敷設する生け簀の面積は、8,715平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第544号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端)

- ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ65度・810メートルのところ
- イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ56度15分・960メートルのところ
- ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・1,065メートルのところ
- エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ71度30分・920メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、4,279平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第545号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第200号（天草市新和町天附鼻南東端）

- ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度5分・762メートルのところ
- イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ305度・730メートルのところ
- ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ293度15分・1,010メートルのところ
- エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ299度30分・1,090メートルのところ
- オ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・860メートルのところ
- カ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ329度25分・897メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、9,501平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第546号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第214号（天草市戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ30.6メートルのところ）

- ア 基点1と天草市新和町横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・1,195メートルのところ
- イ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ312度30分・1,140メートルのところ
- ウ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ308度・1,730メートルのところ
- エ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・1,770メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、10,775平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第547号



- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる、まだい、ぶり養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒
- イ 北緯32度20分18.4秒、東経130度13分38.6秒
- ウ 北緯32度20分32.6秒、東経130度13分10.3秒
- エ 北緯32度21分43.4秒、東経130度13分59.7秒
- オ 北緯32度21分38.3秒、東経130度14分9.9秒
- カ 北緯32度22分13.7秒、東経130度14分34.6秒
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀番号に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、82,790平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第548号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第396号(天草市下血塚島西端)
- ア 基点1と天草市下浦町の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・382メートルのところ
- イ 基点1と戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・123メートルのところ
- ウ 基点1と戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ1度49分・588メートルのところ
- エ 基点1と戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・665メートルのところ
- 2 地元地区 天草市楠浦町及び下浦町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、12,096平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第549号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第216号(天草市栖本町白戸漁港南側防波堤基部から南側防波堤に沿って40メートルのところ)
- ア 基点1と天草市栖本町柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ9度55分・587メートルのところ
- イ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ25度35分・677メートルのところ
- ウ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ54度・450メートルのところ
- エ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・220メートルのところ
- 2 地元地区 天草市栖本町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,600平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第550号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と本市栖本町との海岸における境界(船瀬鼻南端))
- ア 基点1と天草市栖本町栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メートルのところ
- イ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ
- ウ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのところ
- エ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、39,250平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第551号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と本市栖本町との海岸における境界(船瀬鼻南端))
- ア 基点1と天草市栖本町栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,535メートルのところ
- イ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・1,545メートルのところ
- ウ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・620メートルのところ
- エ 基点1と栖本港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・595メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、31,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第552号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町古江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第218号(天草市栖本町沖の瀬鼻)
- ア 基点1と天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ62度・110メートルのところ
- イ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ323度・100メートルのところ
- ウ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ347度・185メートルのところ
- エ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ36度30分・190メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな

い。

- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、600平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第553号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第397号(天草市倉岳町落人鼻東端)  
ア 基点1と天草市倉岳町平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ212度20分の線が最大高潮時海岸線と交わる  
イ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ300度・380メートルのところ  
ウ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ19度・250メートルのところ  
エ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ199度の線が最大高潮時海岸線と交わる

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、5,952平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第554号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第224の1号(天草市倉岳町落人鼻南端)  
基点2 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端)  
ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町大道横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ40度・375メートルのところ  
イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ21度34分・561メートルのところ  
ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ44度24分・820メートルのところ  
エ 基点2と天草市倉岳町平瀬島南端を見通した線から基点2を基点として右へ38度・1,040メートルのところ

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、10,724平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第555号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端)  
ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ133度5分・1,022メートルのところ  
イ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ120度30分・1,008メートルのところ  
ウ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ121度5分・1,118メートルのところ  
エ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ134度30分・1,141メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、7,267平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第556号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第402号（上天草市龍ヶ岳町赤崎大道漁港（赤崎地区）南側埋立地西端）  
ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町大道横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ1度30分・820メートルのところ  
イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ4度30分・710メートルのところ  
ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ338度15分・625メートルのところ  
エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・780メートルのところ  
オ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・760メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、7,317平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第557号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第228号（上天草市龍ヶ岳町横島北端）  
ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・260メートルのところ  
イ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ43度15分・425メートルのところ  
ウ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ95度・575メートルのところ  
エ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ108度15分・540メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、19,371平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第558号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第398号（天草市御所浦町猿子島北東端）

ア イから基点1を見通した線からイを基点として右へ73度の線が上天草市龍ヶ岳町大  
道楠森島の陸岸と交わるのところ  
イ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・1,  
375メートルのところ  
ウ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ53度15分・93  
0メートルのところ  
エ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度・960メー  
トルのところ  
オ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度の線が楠森島  
の陸岸と交わるのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、9,679平方メートルを超えてはならない。
- (4) 楠森島への航行に支障がないように配慮しなければならない。

漁場計画番号 天区第559号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 天草市倉岳町宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台と上天草市龍ヶ岳町瓢箪島西端を見  
通した線から宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を基点として右へ8度の線が上天草市龍ヶ  
岳町大道ダテク島の最大高潮時海岸線と交わるのところ  
ア 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3  
17度・510メートルのところ  
イ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ1  
6度15分・225メートルのところ  
ウ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2  
03度・475メートルのところ  
エ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2  
44度30分・655メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、15,386平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第560号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町高戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第234号(上天草市龍ヶ岳町和田鼻東端)  
ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ5  
0度30分・220メートルのところ  
イ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・505  
メートルのところ  
ウ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・63  
0メートルのところ  
エ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ34度30分・51  
5メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、9,166平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第561号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第301号(上天草市龍ヶ岳町竹島北側中央部突端)

ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度・365メートルのところ

イ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ68度・250メートルのところ

ウ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度45分・15メートルのところ

エ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ242度15分・270メートルのところ

オ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ262度45分・300メートルのところ

カ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度45分・190メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,714平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第562号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町横浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第251号(天草市御所浦町横浦島割石鼻北東端)

ア 基点1から真方位41度30分・279メートルのところ

イ 基点1から真方位53度27分・464メートルのところ

ウ 基点1から真方位72度45分・448メートルのところ

エ 基点1から真方位73度45分・249メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、3,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第563号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第219の1号(上天草市龍ヶ岳町大道ダテク島南端)

基点2 熊本県漁場基点天第221号(天草市御所浦町困窮島南端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ353度30分・657メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・802メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ23度40分・751メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ25度・537メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、6,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第564号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第255号（天草市御所浦町牧島グミノ崎南端）  
 ア 基点1と天草市御所浦町串ケ崎南西端を見通した線から基点1を基点として右へ31度30分・1,059メートルのところ  
 イ 基点1と串ケ崎南西端を見通した線から基点1を基点として右へ304度30分・1,272メートルのところ  
 ウ 基点1と串ケ崎南西端を見通した線から基点1を基点として右へ306度50分・1,328メートルのところ  
 エ 基点1と串ケ崎南西端を見通した線から基点1を基点として右へ318度35分・1,124メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,500平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第565号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第269号（天草市御所浦町本郷辻の下西端）  
 基点2 熊本県漁場基点天第271号（天草市御所浦町眉島北端）  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ1度50分・589メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ356度45分・488メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ341度45分・577メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度30分・668メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,700平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第566号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第272の2号（天草市御所浦町本郷港1号防波堤灯台）  
 ア 基点1と天草市御所浦町眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ261度・125メートルのところ  
 イ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ293度・625メートルのところ  
 ウ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ301度・620メートルのところ  
 エ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ307度・410メートルのところ  
 オ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・110

- メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、3,384平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第567号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第274号（天草市御所浦町箱崎南端）
- ア 基点1と天草市御所浦町元浦中津鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ27度30分・60メートルのところ
- イ 基点1と中津鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度45分・140メートルのところ
- ウ 基点1と中津鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・162メートルのところ
- エ 基点1と中津鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ66度30分・98メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,348平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第568号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第274号（天草市御所浦町箱崎南端）
- ア 基点1と天草市御所浦町弁天島東端を見通した線から基点1を基点として右へ19度20分・351メートルのところ
- イ 基点1と弁天島東端を見通した線から基点1を基点として右へ8度・550メートルのところ
- ウ 基点1と弁天島東端を見通した線から基点1を基点として右へ27度・668メートルのところ
- エ 基点1と弁天島東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度10分・511メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、3,284平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第569号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第275号（天草市御所浦町元浦中津鼻西端）
- ア 基点1と天草市御所浦町弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ10度30分・615メートルのところ
- イ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ9度・285メートルのところ
- ウ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ28度9分・28



- 0メートルのところ  
 工 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ317度52分・34  
 3メートルのところ  
 オ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ13度・245メー  
 ルのところ  
 カ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ78度45分・520  
 メートルのところ  
 キ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ93度15分・625  
 メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (4) 敷設する生け簀の面積は、6,028平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第570号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第278号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）
- ア 基点1と天草市御所浦町弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ34  
 6度21分・520メートルのところ
- イ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ352度・870メ  
 ートルのところ
- ウ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・865メ  
 ートルのところ
- エ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・9  
 65メートルのところ
- オ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ358度24分・9  
 60メートルのところ
- カ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ356度26分・5  
 06メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (3) 敷設する生け簀の面積は、2,076平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第571号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第369号（天草市御所浦町大平島北西端）
- ア 基点1と天草市御所浦町竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 16度・110メートルのところ
- イ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度30分・  
 30メートルのところ
- ウ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ238度15分・  
 125メートルのところ
- エ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ267度15分・  
 160メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (3) 敷設する生け簀の面積は、976平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第572号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第278号(天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端)
- ア 基点1から真方位341度5分・1,074メートルのところ
- イ 基点1から真方位319度21分・792メートルのところ
- ウ 基点1から真方位309度46分・1,158メートルのところ
- エ 基点1から真方位327度55分・1,368メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、19,616平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第573号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第278号(天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端)
- ア 基点1と天草市御所浦町大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・908メートルのところ
- イ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・886メートルのところ
- ウ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度20分・1,135メートルのところ
- エ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分・1,149メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、3,324平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第574号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 天草市御所浦町嵐口前島北東端
- ア 基点1と天草市御所浦町嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ256度30分・295メートルのところ
- イ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ283度44分・442メートルのところ
- ウ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ317度18分・354メートルのところ
- エ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度37分・129メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、7,442平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第591号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第253号（天草市御所浦町牧島ヤキ崎北西端）
- ア 基点1と天草市御所浦町牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度・380メートルのところ
- イ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度50分・74メートルのところ
- ウ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ312度50分・398メートルのところ
- エ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度・538メートルのところ
- オ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ346度50分・631メートルのところ
- カ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度40分・658メートルのところ

- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、21,807平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第592号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第398号（天草市御所浦町猿子島北東端）
- ア 基点1から真方位32度31分・34メートルのところ
- イ 基点1から真方位84度18分・287メートルのところ
- ウ 基点1から真方位117度44分・320メートルのところ
- エ 基点1から真方位129度4分・557メートルのところ
- オ 基点1から真方位150度15分・591メートルのところ
- カ 基点1から真方位158度28分・348メートルのところ
- キ 基点1から真方位165度58分・405メートルのところ
- ク 基点1から真方位191度59分・392メートルのところ
- ケ 基点1から真方位198度56分・224メートルのところ
- コ 基点1から真方位174度49分・141メートルのところ

- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、13,112平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第593号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第365号（天草市御所浦町牧島漁港B防波堤突端）
- ア 基点1から真方位72度15分・426メートルのところ
- イ 基点1から真方位78度48分・515メートルのところ
- ウ 基点1から真方位96度16分・600メートルのところ
- エ 基点1から真方位116度55分・418メートルのところ
- オ 基点1から真方位185度30分・618メートルのところ

- カキ 基点1から真方位207度35分・557メートルのところ  
 2 地元地区 基点1から真方位85度45分・149メートルのところ  
 3 制限又は条件 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (4) 敷設する生け簀の面積は、12,096平方メートルを超えてはならない。

- 漁場計画番号 天区第594号  
 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第363号（天草市御所浦町嵐口漁港4号防波堤東側基部から  
 南東へ防波堤に沿って135メートルの防波堤中央部）  
 ア 基点1と天草市御所浦町嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ2度19分・889メートルのところ  
 イ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ44度16分・579メートルのところ  
 ウ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ40度35分・392メートルのところ  
 エ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ341度27分・721メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区  
 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (4) 敷設する生け簀の面積は、24,098平方メートルを超えてはならない。

- 漁場計画番号 天区第595号  
 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第364号（天草市御所浦町嵐口漁港二号防波堤北側基部から  
 西へ防波堤に沿って40メートルの防波堤中央部）  
 ア 基点1から真方位259度9分53秒・802.84メートルのところ  
 イ 基点1から真方位269度6分56秒・781.93メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位292度55分7秒・671.79メートルのところ  
 エ 基点1から真方位292度24分12秒・212.80メートルのところ  
 オ 基点1から真方位248度14分4秒・429.86メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区  
 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (4) 敷設する生け簀の面積は、26,864平方メートルを超えてはならない。

- 漁場計画番号 天区第651号  
 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第64号（上天草市松島町船人島北端）  
 ア 基点1から真方位240度32分・239メートルのところ  
 イ 基点1から真方位222度5分・215メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位220度13分・315メートルのところ  
 エ 基点1から真方位232度57分・330メートルのところ

- 2 地元地区 上天草市松島町阿村  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第652号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第87号(上天草市松島町太郎島頂点と野島南端を見通した線  
 から太郎島頂点を基点として右へ112度5分の線が大島の陸岸と交わるところ(大島  
 南端))  
 ア 基点1と上天草市松島町太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ246  
 度30分・440メートルのところ  
 イ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ257度30分・49  
 5メートルのところ  
 ウ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ287度30分・32  
 0メートルのところ  
 エ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ277度15分・22  
 5メートルのところ  
 2 地元地区 上天草市松島町及び天草市有明町楠甫  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第653号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第75号(上天草市松島町仏島北端と兄弟島頂点を見通した線  
 から仏島北端を基点として右へ128度30分の線が陸岸と交わるところ(永浦島赤禿  
 島南端))  
 ア 基点1から真方位245度38分・201メートルのところ  
 イ 基点1から真方位226度54分・220メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位238度56分・411メートルのところ  
 エ 基点1から真方位249度3分・400メートルのところ  
 2 地元地区 上天草市松島町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第654号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草郡苓北町坂瀬川地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第131号(天草郡苓北町坂瀬川和田漁港西側防波堤北側)  
 ア 基点1と天草市五和町二江通詞島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ1  
 3度15分・84メートルのところ  
 イ 基点1と通詞島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度30分・91メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と通詞島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ8度・1,010メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と通詞島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ16度・264メ  
 ートルのところ  
 2 地元地区 天草郡苓北町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第655号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ208度  
 ・325メートルのところ  
 イ 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ224度30分・27  
 0メートルのところ  
 2 地元地区 天草市河浦町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- ウ トルの 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ200度・150メー  
 エ トルの 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ184度・235メー  
 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに同市二浦町亀浦及び早浦  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第656号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ323度・  
 560メートルのところ  
 イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・460メート  
 ルのところ  
 ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ314度・410メート  
 ルのところ  
 エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度・530メート  
 ルのところ  
 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに同市二浦町亀浦及び早浦  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第657号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第198号(天草市新和町小島南西端)  
 ア 基点1と天草市新和町横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・  
 530メートルのところ  
 イ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・665  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ28度45分・625  
 メートルのところ  
 エ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ21度30分・480  
 メートルのところ  
 2 地元地区 天草市新和町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第658号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によ  
 って囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第199号(天草市新和町小島北東端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第198号(天草市新和町小島南西端)  
 ア 基点1と天草郡新和町横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ17度3  
 0分・85メートルのところ  
 イ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・500  
 メートルのところ  
 ウ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ23度・470メート  
 ルのところ  
 エ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ28度・380メート  
 ルのところ  
 オ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ46度・390メート  
 ルのところ

- カ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ40度15分・196
- メートルのところ
- キ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ59度30分・180
- メートルのところ
- ク 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ122度・215メー
- ートルのところ
- ケ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ141度30分・23
- 0メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第659号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1熊本県漁場基点天第214号(天草市戸崎漁港東側防波堤基部から南へ30

6メートルのところ)

ア 基点1と天草市新和町横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ335度

・1,080メートルのところ

イ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・1,

000メートルのところ

ウ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ316度30分・1,

650メートルのところ

エ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・1,700

メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第660号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市下浦町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1熊本県漁場基点天第401号(天草市上血塚島東端)

ア 基点1と天草市下浦町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ284度3

0分・1,020メートルのところ

イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ287度15分・1,1

25メートルのところ

ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ300度30分・1,0

40メートルのところ

エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ299度15分・925

メートルのところ

2 地元地区 天草市楠浦町及び下浦町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第661号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)

ア 基点1から真方位300度45分・217メートルのところ

イ 基点1から真方位273度・155メートルのところ

ウ 基点1から真方位267度45分・184メートルのところ

エ 基点1から真方位294度30分・235メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第662号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第262号(天草市御所浦町竹島古里下の黒石東端)  
 ア 基点1と天草市御所浦町のところ  
 イ 基点1と天草市御所浦町のところ  
 ウ 基点1と天草市御所浦町のところ  
 エ 基点1と天草市御所浦町のところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第701号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第20号(天草郡大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)  
 ア 基点1から真方位156度14分・470メートルのところ  
 イ 基点1から真方位162度14分・760メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位169度44分・750メートルのところ  
 エ 基点1から真方位167度14分・450メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第702号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第23号(天草市大矢野町中江後北端)  
 ア 基点1から真方位349度23分・860メートルのところ  
 イ 基点1から真方位340度23分・890メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位342度23分・990メートルのところ  
 エ 基点1から真方位351度23分・960メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第703号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 ア 基点1から真方位297度50分・220メートルのところ  
 イ 基点1から真方位282度50分・229メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位290度50分・335メートルのところ  
 エ 基点1から真方位300度50分・320メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第704号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 ア 基点1から真方位299度50分・120メートルのところ  
 イ 基点1から真方位270度50分・170メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位281度42分・218メートルのところ  
 エ 基点1から真方位306度53分・186メートルのところ



2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第705号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・800メートルのところ  
イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ37度15分・860メートルのところ  
ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ39度45分・955メートルのところ  
エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・900メートルのところ

2 地元地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第706号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・700メートルのところ  
イ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ38度45分・830メートルのところ  
ウ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ44度45分・800メートルのところ  
エ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ41度・660メートルのところ

2 地元地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第707号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ26度70分・760メートルのところ  
イ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ31度45分・880メートルのところ  
ウ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ38度45分・830メートルのところ  
エ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・700メートルのところ

2 地元地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第708号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第390号(天草市天草町大江軍ヶ浦矢寄鼻東端)  
ア 基点1から真方位28度45分・268メートルのところ

- イ 基点1から真方位54度17分・278メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位240度10分・105メートルのところ  
 エ 基点1から真方位15度53分・116メートルのところ
- 2 地元地区 天草市天草町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第709号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・488メートルのところ  
 イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・528メートルのところ  
 ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・518メートルのところ  
 エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ333度・477メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに同市二浦町亀浦及び早浦  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第710号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町小島北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度30分・445メートルのところ  
 イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・518メートルのところ  
 ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・520メートルのところ  
 エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ339度30分・435メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに同市二浦町亀浦及び早浦  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第711号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ355度11分・323メートルのところ  
 イ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ2度15分・352メートルのところ  
 ウ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ10度47分・301メートルのところ  
 エ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ3度32分・266メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに同市二浦町亀浦及び早浦  
 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第712号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市魚貴町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第154号(天草市魚貴町里浦須崎鼻北西端)  
 ア 基点1から真方位254度44分・40メートルのところ  
 イ 基点1から真方位205度44分・70メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位209度14分・130メートルのところ  
 エ 基点1から真方位246度44分・215メートルのところ  
 オ 基点1から真方位309度44分・100メートルのところ  
 カ 基点1から真方位20度50分・160メートルのところ  
 キ 基点1から真方位58度50分・115メートルのところ
- 2 地元地区 天草市魚貴町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第713号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第170号(天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端)  
 ア 基点1と天草市久玉町山の浦黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ28度30分・345メートルのところ  
 イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ291度・255メートルのところ  
 ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ272度30分・225メートルのところ  
 エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ268度45分・325メートルのところ
- 2 地元地区 天草市久玉町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第714号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)  
 ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・160メートルのところ  
 イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・240メートルのところ  
 ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ66度・305メートルのところ  
 エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ89度・250メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第731号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第38号(天草郡大矢野町大字中野米力ネカキ鼻北東端(西大  
 維橋橋脚台北側角基部))  
 ア 基点1と天草郡大矢野町横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ225度  
 30分・120メートルのところ  
 イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ204度・350メー  
 ルのところ  
 ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ224度15分・465  
 メートルのところ  
 エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ247度30分・260  
 メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第732号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という)中  
 野米力ネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))  
 ア 基点1と大矢野町横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ294度30分  
 ・345メートルのところ  
 イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ282度30分・355  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ286度45分・670  
 メートルのところ  
 エ 基点1と北端を見通した線から基点1を基点として右へ293度15分・670メー  
 トルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁業計画番号 天区第733号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・280メートルの  
 ところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度・305メートル  
 のところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・585  
 メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メートルのと  
 ころ
- 2 地元区域 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁業計画番号 天区第734号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)

- 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メートルの  
 ところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・585メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・765メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度15分・740メー  
 ートルのところ  
 2 地元区域 天草市倉岳町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは  
 ならない。

漁業計画番号 天区第735号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた  
 区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 基点2 熊本県漁場基点天第406号(熊本県漁場基点天第224号(天草市倉岳町宮田  
 落人鼻南端)と平瀬島東端を見通した線から天第224号を基点として右へ228  
 度10分の線が天草市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ307度30分・190メ  
 ートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ336度30分・390メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度・390メートル  
 のところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度・400メートルの  
 ところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度30分・190メー  
 ートルのところ  
 2 地元区域 天草市倉岳町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁業計画番号 天区第736号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 基点2 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・390メー  
 ートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ85度・280メートルの  
 ところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ77度・130メートルの  
 ところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ26度・310メートルの  
 ところ  
 2 地元区域 天草市倉岳町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁業計画番号 天区第737号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁業の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メ

- メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度50分・1,002メ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・804メ

2 地元区域 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは

漁業計画番号 天区第738号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)

基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・802メ

イ 基点1と基点2

メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・1,00

エ 基点1と基点2

メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メ

ウ 基点1と基点2

メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メ

メートルのところ

2 地元区域 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは

漁場計画番号 天区第751号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第26号(天草郡大矢野町大字中満越鼻突端)

ア 基点1と天草郡大矢野町中小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ3

2 6度30分・565メートルのところ

イ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ314度45分・3

3 5メートルのところ

ウ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ304度・375メ

メートルのところ

エ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ319度15分・5

9 0メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町及び天草市有明町楠甫

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第752号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)

ア 基点1から真方位11度・885メートルのところ

イ 基点1から真方位10度45分・785メートルのところ

ウ 基点1から真方位3度30分・800メートルのところ

エ 基点1から真方位4度45分・900メートルのところ

2 地元地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第753号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草郡苓北町富岡地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
 アイウエ基点1から真方位336度・590メートルのところ  
 アイウエ基点1から真方位342度45分・710メートルのところ  
 アイウエ基点1から真方位353度45分・650メートルのところ  
 エ基点1から真方位349度・520メートルのところ  
 2 地元地区 上天草郡苓北町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第754号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草郡苓北町富岡地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
 アイウエ基点1から真方位331度30分・1,070メートルのところ  
 アイウエ基点1から真方位342度15分・905メートルのところ  
 アイウエ基点1から真方位336度・790メートルのところ  
 エ基点1から真方位325度15分・975メートルのところ  
 2 地元地区 上天草郡苓北町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第755号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第222号(天草市御所浦町困窮島北端)  
 アイウエ基点1から真方位383度55分・255メートルのところ  
 アイウエ基点1から真方位325度55分・645メートルのところ  
 アイウエ基点1から真方位347度45分・535メートルのところ  
 エ基点1から真方位352度45分・615メートルのところ  
 オ基点1から真方位111度・668メートルのところ  
 カ基点1から真方位211度45分・570メートルのところ  
 キ基点1から真方位322度45分・400メートルのところ  
 ク基点1から真方位50度55分・385メートルのところ  
 2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第756号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町猿子島北東端)  
 アイウエ基点1から真方位343度9分・1,639メートルのところ  
 アイウエ基点1から真方位349度13分・1,640メートルのところ  
 アイウエ基点1から真方位351度26分・1,363メートルのところ  
 エ基点1から真方位343度30分・1,331メートルのところ  
 2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第757号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第240号(上天草市龍ヶ岳町城島南端)  
 アイウエ 基点1 真方位149度33分・920メートルのところ  
 基点1 真方位144度26分・1,161メートルのところ  
 基点1 真方位161度33分・1,320メートルのところ  
 基点1 真方位168度33分・1,120メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町樋島  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第758号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町猿子島北東端)  
 アイウエ 基点1 真方位149度45分・614メートルのところ  
 基点1 真方位129度30分・578メートルのところ  
 基点1 真方位130度46分・625メートルのところ  
 基点1 真方位148度52分・661メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第759号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第365号(天草市御所浦町牧島漁港B防波堤突端)  
 アイウエ 基点1 真方位80度・541メートルのところ  
 基点1 真方位83度50分・633メートルのところ  
 基点1 真方位91度27分・677メートルのところ  
 基点1 真方位95度・618メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第771号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あわび・うに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町二江地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 天草市五和町二江漁港須ノ脇地区西側防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ1  
 39メートルのところ  
 ア 基点1と天草市五和町通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ14度  
 30分・836メートルのところ  
 イ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・93  
 0メートルのところ  
 ウ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・64  
 5メートルのところ  
 エ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ29度15分・49  
 5メートルのところ
- 2 地元地区 天草市五和町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第781号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲



まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第10号(上天草市大矢野町上七ツ割中鼻北端)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町上西端を見通した線から基点1を基点として右へ5度  
 イ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ250度30分・640  
 ウ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ273度・955メー  
 エ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ352度15分・1,1  
 オ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度45分・1,5  
 カ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・1,9  
 キ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ12度25分・1,65  
 ク 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ349度15分・920  
 メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第782号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第20号(上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ34  
 イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ325度・490メー  
 ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ339度30分・74  
 エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・69  
 0メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第783号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 基点1 熊本県漁場基点天第20号(上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ39  
 イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ16度・1,740メ  
 ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ36度45分・2,1  
 エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ49度・1,815メ  
 オ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ44度・1,620メ  
 カ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ57度30分・1,3  
 75メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第784号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第46号(上天草市大矢野町茶臼島頂点)  
ア 基点1と上天草市大矢野町登立大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ342度・555メートルのところ  
イ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・370メートルのところ  
ウ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ334度30分・365メートルのところ  
工 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ335度15分・550メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第785号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第46号(上天草市大矢野町茶臼島頂点)  
ア 基点1と上天草市大矢野町登立大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ332度・1165メートルのところ  
イ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1000メートルのところ  
ウ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ343度30分・825メートルのところ  
工 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ340度・795メートルのところ  
オ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ335度15分・960メートルのところ  
カ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・1140メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第786号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町湯島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第17号(上天草市大矢野町湯島南東端)  
基点2 熊本県漁場基点天第18号(上天草市大矢野町湯島南西端)  
ア 基点1と上天草市大矢野町野釜島南端を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・300メートルのところ  
イ 基点1と野釜島南端を見通した線から基点1を基点として右へ77度・800メートルのところ  
ウ 基点2と野釜島南端を見通した線から基点2を基点として右へ85度45分・770メートルのところ  
工 基点2と野釜島南端を見通した線から基点2を基点として右へ90度30分・275メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第787号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町須子地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第101号(天草市有明町須子神崎突端)  
ア 基点1と天草市有明町黒島東端を見通した線から基点1を基点として右へ25度40分・880メートルのところ  
イ 基点1と黒島東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・1,080メートルのところ  
ウ 基点1と黒島東端を見通した線から基点1を基点として右へ37度20分・1,080メートルのところ  
エ 基点1と黒島東端を見通した線から基点1を基点として右へ38度30分・880メートルのところ

2 地元地区 天草市有明町大浦、須子及び赤崎

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第788号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町上津深江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ104度30分・1,320メートルのところ  
イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ110度・1,560メートルのところ  
ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ116度15分・1,485メートルのところ  
エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ111度30分・1,225メートルのところ

2 地元地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第789号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第392号(天草市深海町椎木崎5332の2の北東端角から南へ11メートルのところ)  
ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・240メートルのところ  
イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度・300メートルのところ  
ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ71度・220メートルのところ  
エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ70度・120メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

(2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第790号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業

(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第175号(天草市深海町オテガ鼻北端)

ア 基点1と天草市深海町深海漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として

右へ167度・105メートルのところ

イ 基点1と深海漁港東側防波堤南端を見通した線から基点1を基点として右へ153度

15分・155メートルのところ

ウ 基点1と東側防波堤南端を見通した線から基点1を基点として右へ197度25分・

390メートルのところ

エ 基点1と東側防波堤南端を見通した線から基点1を基点として右へ206度・375

メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

(2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第791号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業

(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)

ア 基点1と天草市深海町下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ81度

30分・225メートルのところ

イ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ57度30分・25

5メートルのところ

ウ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ74度30分・63

5メートルのところ

エ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ83度30分・62

0メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

(2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第792号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業

(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)

ア 基点1と天草市深海町下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ328

度15分・225メートルのところ

イ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ15度・205メー

トルのところ

ウ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・11

0メートルのところ

エ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ309度15分・1

50メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

(2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第793号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業

(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)  
 ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ358度・1,107メートルのところ  
 イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1,075メートルのところ  
 ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ351度30分・1,225メートルのところ  
 エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ353度30分・1,250メートルのところ
- 2 地元地区 天草市深海町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第794号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)  
 ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ353度・515メートルのところ  
 イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・690メートルのところ  
 ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ355度15分・700メートルのところ  
 エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・530メートルのところ
- 2 地元地区 天草市深海町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第795号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)  
 ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ310度・300メートルのところ  
 イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ333度・530メートルのところ  
 ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・460メートルのところ  
 エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・190メートルのところ
- 2 地元地区 天草市深海町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第801号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第125号(天草市五和町鬼池シラタケ鼻北東端)  
 ア 基点1と天草市五和町のところを見通した線から基点1を基点として右へ31度2  
 3 分・78メートルのところ  
 イ 基点1と宮津港突端を見通した線から基点1を基点として右へ355度51分・56  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と宮津港突端を見通した線から基点1を基点として右へ349度9分・256  
 メートルのところ  
 エ 基点1と宮津港突端を見通した線から基点1を基点として右へ1度37分・254メ  
 ートルのところ

2 地元地区 天草市五和町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第802号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第126号(天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端)  
 ア 基点1と天草市五和町鬼池北端を見通した線から基点1を基点として右へ35  
 6度・1, 255メートルのところ  
 イ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1,  
 250メートルのところ  
 ウ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ269度30分・45  
 メートルのところ  
 エ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ269度30分・95  
 メートルのところ

2 地元地区 天草市五和町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第803号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第126号(天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端)  
 ア 基点1と天草市五和町鬼池と同町二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基  
 点として右へ6度30分・325メートルのところ  
 イ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ35  
 5度30分・330メートルのところ  
 ウ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ1度  
 ・1, 125メートルのところ  
 エ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ5度  
 ・1, 125メートルのところ

2 地元地区 天草市五和町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第811号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひじき養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲  
 まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第222号(天草市御所浦町困窮島北端)
- ア 基点1から真方位83度55分・255メートルのところ
- イ 基点1から真方位325度55分・645メートルのところ
- ウ 基点1から真方位347度45分・535メートルのところ
- エ 基点1から真方位352度45分・615メートルのところ
- オ 基点1から真方位11度・668メートルのところ
- カ 基点1から真方位21度45分・570メートルのところ
- キ 基点1から真方位32度45分・400メートルのところ
- ク 基点1から真方位50度55分・385メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第851号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月10日から11月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第99号(天草市有明町大浦恵比寿鼻北側防波堤東端)
- ア 基点1と天草市有明町竹島北端を見通した線から基点1を基点として右へ96度・155メートルのところ
- イ 基点1と竹島北端を見通した線から基点1を基点として右へ80度・290メートルのところ
- ウ 基点1と竹島北端を見通した線から基点1を基点として右へ108度30分・400メートルのところ
- エ 基点1と竹島北端を見通した線から基点1を基点として右へ129度・310メートルのところ
- 2 地元地区 天草市有明町大浦、須子及び赤崎
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年11月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第852号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月10日から11月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町須子地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第100号(天草市有明町須子漁港西側防波堤北側)
- ア 基点1と天草市有明町黒島北端を見通した線から基点1を基点として右へ104度・105メートルのところ
- イ 基点1と黒島北端を見通した線から基点1を基点として右へ83度・240メートルのところ
- ウ 基点1と黒島北端を見通した線から基点1を基点として右へ101度・285メートルのところ
- エ 基点1と黒島北端を見通した線から基点1を基点として右へ129度30分・185メートルのところ
- 2 地元地区 天草市有明町大浦、須子及び赤崎
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年11月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第901号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)

ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・960メートルのところ

イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ326度・1,025メートルのところ

ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度50分・1,500メートルのところ

エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度50分・1,420メートルのところ

オ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1,050メートルのところ

カ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ339度・1,045メートルのところ

2 地元地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第902号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第139号(天草市河浦町崎津床松の鼻南東端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度20分・545メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ25度50分・625メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ28度50分・627メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ29度40分・643メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ40度40分・752メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度20分・818メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ42度・940メートルのところ
- ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ44度40分・987メートルのところ
- ケ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ47度10分・1,062メートルのところ
- コ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ47度30分・1,059メートルのところ
- サ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ45度・984メートルのところ
- シ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ45度40分・976メートルのところ
- ス 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・929メートルのところ
- セ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ42度20分・935メートルのところ
- ソ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度50分・817メートルのところ
- タ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ41度10分・749メートルのところ



- チ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ30度・639メートルの
- ところ
- ツ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ29度10分・622メー
- トルのところ
- テ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ26度・619メートルの
- ところ
- ト 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度20分・539メー
- トルのところ

2 地元地区 天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第903号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲

まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第139号(天草市河浦町崎津床松の鼻南東端)

基点2 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ36度45分・545メー

トルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度15分・625メー

トルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・610メー

トルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度37分・550メー

トルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度30分・545メー

トルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度・570メートルの

ところ

キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ45度・590メートルの

ところ

ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ38度35分・530メー

トルのところ

2 地元地区 天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第904号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第162号(天草市牛深町下須島馬込鼻北端)

ア 基点1と天草市牛深町牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・

390メートルのところ

イ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ64度・374メー

トルのところ

ウ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ66度30分・345

メートルのところ

エ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度・356メー

トルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第905号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第392号(天草市深海町椎木崎5332の2の北東端角から南へ11メートルのところ)
- ア 基点1から真方位349度45分・310メートル
- イ 基点1から真方位353度45分・310メートル
- ウ 基点1から真方位11度45分・65メートル
- エ 基点1から真方位352度15分・60メートル

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第906号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第392号(天草市深海町椎木崎5332の2の北東端角から南へ11メートルのところ)
- ア 基点1から真方位351度45分・820メートル
- イ 基点1から真方位358度15分・850メートル
- ウ 基点1から真方位358度45分・832メートル
- エ 基点1から真方位352度15分・800メートル

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第907号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)
- ア 基点1と天草市深海町キヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ90度30分・75メートルのところ
- イ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ78度15分・60メートルのところ
- ウ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ61度15分・155メートルのところ
- エ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ69度・160メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第908号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第394号(天草市下平漁港1号防波堤突端)
- ア 基点1と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ289度・190メートルのところ
- イ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ293度45分・180メートルのところ
- ウ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ265度15分・105メートルのところ
- エ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ261度30分・125メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第909号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)
  - ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・85メートルのところ
  - イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度15分・80メートルのところ
  - ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ14度45分・180メートルのところ
  - エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・185メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第910号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)
  - ア 基点1から真方位227度42分・205メートルのところ
  - イ 基点1から真方位223度12分・205メートルのところ
  - ウ 基点1から真方位221度42分・407メートルのところ
  - エ 基点1から真方位223度42分・407メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第911号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第370号(天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ38メートルのところ)
  - 基点2 天草市河浦町宮野河内産島西端
  - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ64度15分・440メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ59度45分・435メートルのところ
  - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・930メートルのところ
  - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ54度25分・930メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第912号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第370号(天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ38メートルのところ)

- ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ48度15分・95メートルのところ
- イ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ43度45分・100メートルのところ
- ウ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ60度30分・395メートルのところ
- エ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ61度30分・395メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第913号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度45分・720メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ102度30分・720メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ101度45分・780メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度・785メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第914号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ114度30分・500メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ111度・490メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ109度45分・585メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ112度30分・595メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第915号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から

東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上平久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ28度・145メートルのところ  
イ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・135メートルのところ  
ウ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ12度30分・210メートルのところ  
エ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・215メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第916号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ242度・305メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・290メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度30分・235メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度30分・255メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第917号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ250度・435メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・425メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ253度45分・370メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ248度15分・380メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第918号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内南本郷越地防波堤南東端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ319度30分・335メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ321度30分・405メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度45分・405メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ323度15分・330メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第919号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ294度・580メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ296度15分・665メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ299度・650メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ297度15分・560メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第920号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第376号(天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ310度45分・150メートルのところ  
 イ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ325度30分・220メートルのところ  
 ウ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・210メートルのところ  
 エ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ316度・140メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第921号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第376号(天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ34  
 イ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ346度・420  
 ウ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・  
 エ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度30分・  
 365メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第922号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第377号(天草市河浦町宮野河内女岳紅鼻南端)  
 ア 基点1と河浦町宮野河内女岳ウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ  
 319度30分・80メートルのところ  
 イ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ308度15分・9  
 0メートルのところ  
 ウ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ318度・125メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・110メ  
 ートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第923号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から  
 東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点  
 として右へ1度45分・1,105メートルのところ  
 イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度45  
 分・1,175メートルのところ  
 ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30  
 分・1,145メートルのところ  
 エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度15分  
 ・1,070メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第924号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から  
 東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・1, 135メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度・1, 170メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・1, 160メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・1, 125メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第925号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度45分・1, 165メートルのところ  
 イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度10分・1, 132メートルのところ  
 ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度5分・1, 112メートルのところ  
 エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度30分・1, 150メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第926号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
 ア 基点1と天草市河浦町産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度・1, 182メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・1, 433メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度20分・1, 412メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ29度40分・1, 158メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第927号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ3



- 3 3 度 5 分・1, 2 7 0 メートルのところ  
 イ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ3 4 5 度 1 5 分・1, 3  
 ウ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ3 4 5 度 3 0 分・1, 2  
 エ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ3 3 3 度 5 分・1, 2 4  
 1 メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第928号

1 免許

- 内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線に  
 おける漁業権の境界)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南西端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ3 5 8 度 3 0 分・1, 5 9  
 0 メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ3 5 9 度 3 0 分・1, 8 4  
 0 メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0 度 3 0 分・1, 8 4 0 メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ3 5 9 度 3 0 分・1, 5 8  
 0 メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第929号

1 免許

- 内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 基点1 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ1 1 度・8 3 0 メートルの  
 ところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ3 5 9 度・1, 2 3 0 メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ3 5 8 度 3 0 分・1, 6 9  
 0 メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ3 5 9 度 3 0 分・1, 6 9  
 5 メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0 度 3 0 分・1, 2 4 0 メ  
 ートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ1 3 度・8 5 0 メートルの  
 ところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第930号

1 免許

- 内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲  
 まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南東端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ3 4 7 度・6 9 5 メートル

- のところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・760メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・790メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ306度・785メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ306度30分・820メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・820メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ336度30分・790メートルのところ
- ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度15分・720メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第931号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

域

基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ344度30分・50メートルのところ

イ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・20メートルのところ

ウ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ283度15分・100メートルのところ

エ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ309度・390メートルのところ

オ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ314度50分・390メートルのところ

カ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ303度・95メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第932号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台

基点2 天草市河浦町宮野河内桐ノ木崎南端

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・115メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ327度・125メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度45分・70メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度15分・30メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第933号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台

基点 2 天草市河浦町宮野河内桐ノ木崎南端  
 ア 基点 1 と 基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 2 9 度・3 2 0 メートル  
 のところ  
 イ 基点 1 と 基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 3 度 4 5 分・3 1 0 メートルのところ  
 ウ 基点 1 と 基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 1 3 度 4 5 分・1 8 0 メートルのところ  
 エ 基点 1 と 基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 0 7 度 1 5 分・2 0 0 メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年 4 月 3 0 日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第 9 3 4 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8 月 2 0 日から翌年 4 月 3 0 日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 3 7 4 号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)

ア 基点 1 と天草市河浦町宮野河内女岳梶木崎灯台を見通した線から基点 1 を基点として

右へ 1 6 度 1 5 分・9 6 7 メートルのところ

イ 基点 1 と梶木崎灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 5 度・9 2 2 メートルのところ

ウ 基点 1 と梶木崎灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 4 度 3 0 分・8 9 2

メートルのところ

エ 基点 1 と梶木崎灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 5 度 3 0 分・9 3 7

メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年 4 月 3 0 日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第 9 3 5 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8 月 2 0 日から翌年 4 月 3 0 日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 3 7 4 号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)

ア 基点 1 と天草市河浦町宮野河内女岳梶木崎灯台を見通した線から基点 1 を基点として

右へ 3 9 度 1 5 分・1, 4 0 0 メートルのところ

イ 基点 1 と梶木崎灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 4 0 度 2 0 分・1, 3

8 0 メートルのところ

ウ 基点 1 と宮野河内女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5

度 5 0 分・1, 2 7 7 メートルのところ

エ 基点 1 と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 1 度 4 5 分

・1, 1 0 2 メートルのところ

オ 基点 1 と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 0 度 2 0 分

・1, 1 2 0 メートルのところ

カ 基点 1 と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 度 4 0 分

・1, 3 0 0 メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年 4 月 3 0 日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第 9 3 6 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8 月 2 0 日から翌年 4 月 3 0 日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 3 7 8 号(天草市河浦町女岳外漁港西防波堤南側基部)

ア 基点 1 と河浦町宮野河内上の島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 0 度

・7 0 メートルのところ

イ 基点 1 と上の島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 4 6 度・2 7 0 メートル

のところ

ウ 基点 1 と上の島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 0 度・2 7 0 メートル

のところ

エ 基点 1 と上の島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 6 3 度・7 0 メートル

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内  
3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第937号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第380号(天草市河浦町宮野河内女岳棚水南東端)  
ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ6度45分・25メートルのところ  
イ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ342度45分・35メートルのところ  
ウ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・225メートルのところ  
エ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ28度45分・225メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第938号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端)  
ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・840メートルのところ  
イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・870メートルのところ  
ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ13度30分・790メートルのところ  
エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ16度・750メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第939号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第194号(天草市新和町宮地二本木丸瀬鼻南端)  
ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ351度・30メートルのところ  
イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ318度・20メートルのところ  
ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ291度・650メートルのところ  
エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ292度30分・650メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第940号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ)  
ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ55度・590メートルのところ  
イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・35メートルのところ  
ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・50メートルのところ  
エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ53度・590メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第941号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ)  
ア 基点1と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・405メートルのところ  
イ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・405メートルのところ  
ウ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ341度30分・100メートルのところ  
エ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ329度30分・100メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第942号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 基点2から天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から右へ355度の線が立の鼻陸岸と交わるところ  
基点2 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ)  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・630メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・735メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度30分・1,100メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・1,105メートルのところ  
オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・750メートルのところ

- ルのところ  
カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度30分・655メー  
トルのところ  
2 地元地区 天草市新和町  
3 制限又は条件  
(1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第943号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤突端  
ア 基点1と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度  
30分・40メートルのところ  
イ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・395メー  
トルのところ  
ウ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ317度・220メー  
トルのところ  
エ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ313度・235メー  
トルのところ  
2 地元地区 天草市新和町  
3 制限又は条件  
(1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第944号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤北東端  
ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ235  
度20分・383メートルのところ  
イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ232度49分・40  
1メートルのところ  
ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ254度59分・62  
4メートルのところ  
エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ257度5分・617  
メートルのところ  
2 地元地区 天草市新和町  
3 制限又は条件  
(1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第945号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 基点2から天草市新和町立の鼻南端を見通した線が上立の鼻と交わる  
基点2 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第3  
78号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ  
22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わる  
ア 基点1と天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度  
30分・395メートルのところ  
イ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度・370メー  
トルのところ  
ウ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・395メー  
トルのところ

- エ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・415メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第946号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 基点2から天草市新和町立の鼻南東端を見通した線の延長が上立の鼻陸岸と交わる
- 基点2 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ)
- ア 基点1と天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・350メートルのところ
- イ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ238度・90メートルのところ
- ウ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ252度30分・100メートルのところ
- エ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ41度30分・350メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第947号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 天草市新和町大多尾小峰防波堤突端
- ア 基点1と天草市新和町上立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ88度30分・130メートルのところ
- イ 基点1と上立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ86度15分・95メートルのところ
- ウ 基点1と上立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・390メートルのところ
- エ 基点1と上立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ20度・675メートルのところ
- オ 基点1と上立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・675メートルのところ
- カ 基点1と上立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ24度15分・395メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第948号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)から天草市新和町惣津島東端を見通した線の延長が上立の鼻陸岸と交わるところ
- ア 基点1と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・705メートルのところ

- イ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ327度・730メートルのところ
- ウ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・740メートルのところ
- エ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・1,020メートルのところ
- オ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ352度・1,000メートルのところ
- カ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・710メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第949号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 基点2と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点2を基点として右へ43度の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
  - 基点2 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)
  - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・130メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ329度30分・110メートルのところ
  - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ285度30分・340メートルのところ
  - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ290度・350メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第950号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)
  - ア 基点1と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ88度・40メートルのところ
  - イ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ34度・90メートルのところ
  - ウ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ41度30分・110メートルのところ
  - エ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ93度・60メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第951号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)
  - ア 基点1と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ43度・120メートルのところ
  - イ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ43度・210メートルのところ
  - ウ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ48度・210メートルのところ
  - エ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・120メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町



3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第952号

1 免許

の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)
- ア 基点1と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ54度30分・125メートルのところ
- イ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ66度・120メートルのところ
- ウ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ281度30分・45メートルのところ
- エ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ311度30分・90メートルのところ
- オ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ348度・150メートルのところ
- カ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ346度・360メートルのところ
- キ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ349度30分・360メートルのところ
- ク 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ356度・150メートルのところ
- ケ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・70メートルのところ
- コ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ315度30分・45メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第953号

1 免許

の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)
- ア 基点1と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・3,110メートルのところ
- イ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度・3,090メートルのところ
- ウ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度・3,500メートルのところ
- エ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分・3,510メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第954号

1 免許

の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)
- ア 基点1と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ353度・1,635メートルのところ
- イ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ354度・1,630メートルのところ
- ウ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ346度・1,240メートルのところ

- 工 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ34  
 4 度30分・1, 250メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第955号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)
- ア 基点1と天草市新和町諏訪七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ345度  
 ・1, 295メートルのところ
- イ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ344度・1, 285メー  
 トルのところ
- ウ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ336度・1, 625メー  
 トルのところ
- エ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ337度・1, 635メー  
 トルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第956号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)
- ア 基点1と天草市新和町七辺鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ345度1  
 5分・1, 275メートルのところ
- イ 基点1と七辺鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・1, 2  
 90メートルのところ
- ウ 基点1と七辺鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 2  
 15メートルのところ
- エ 基点1と七辺鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 2  
 00メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第957号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域
- 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)
- ア 基点1から真方位272度33分・880メートル
- イ 基点1から真方位270度33分・890メートル
- ウ 基点1から真方位273度19分・1, 017メートル
- エ 基点1から真方位269度・1, 175メートル
- オ 基点1から真方位270度15分・1, 190メートル
- カ 基点1から真方位275度20分・1, 017メートル
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第958号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第403号(天草市新和町大多尾字中ノ尾4036番地七辺鼻北東端)  
 ア 基点1と天草市新和町横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・480メートルのところ  
 イ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・415メートルのところ  
 ウ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・400メートルのところ  
 エ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ319度45分・475メートルのところ  
 2 地元地区 天草市新和町  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第959号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)  
 ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・790メートルのところ  
 イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・770メートルのところ  
 ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ40度30分・875メートルのところ  
 エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度・890メートルのところ  
 2 地元地区 天草市新和町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第960号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)  
 ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ70度・670メートルのところ  
 イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ68度30分・630メートルのところ  
 ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度30分・670メートルのところ  
 エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・710メートルのところ  
 2 地元地区 天草市新和町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第961号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第203号(天草市新和町大多尾榎浦北西端)  
 ア 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・90メートルのところ

- イ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ325度・70メートルのところ
- ウ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・170メートルのところ
- エ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ338度50分・180メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第962号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
    - 基点1 熊本県漁場基点天第355号(天草市楠浦町五色島北西端)
    - 基点2 熊本県漁場基点天第435号(天草市楠浦町立浦鳴子鼻東端)
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・2,674メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ109度・1,322メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。



天草不知火海区における  
漁場計画（免許の内容等）

～ 不知火 ～



漁場計画番号 火共第1号

1 免許の業種たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	あおのり漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、あかにし漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおぶき(ばがい)漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚羽瀬漁業、雑魚江羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	しらうお江張網漁業	12月1日から 翌年3月31日まで
	かに網漁業	5月1日から 10月31日まで
第3種 共同漁業	ぼら飼付漁業、雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇城市及び八代郡氷川町並びに八代市地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線並びにシとス及び基点7とセを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ケ、コ間には瀬戸の中央線とし、チ、ツ、テ、ト及びチを順次に結んだ線によって囲まれた区域、ナ、ニ、又及びネを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ノ、ハ、ヒ、フ及びヘを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ホ、マ、ミ、ム、メ及びモを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ヤ、ヰ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C、D、E、F、G、H及びIを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点火第37号(八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ181メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点火第7号(宇城市三角町戸馳島灯台)

基点3 熊本県漁場基点火第5号(宇城市三角町戸馳島大崎の鼻)

基点4 熊本県漁場基点天第41号(上天草市大矢野町大湊塔ノ崎東端)

基点5 熊本県漁場基点火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)

基点6 熊本県漁場基点天第1号(上天草市大矢野町三角灯台)

基点7 熊本県漁場基点火第31号(八代郡氷川町氷川川口一曲角から堤防に沿い上流へ200メートルのところ)

基点8 熊本県漁場基点火第25号(宇城市不知火町通称「二本松」)

基点9 熊本県漁場基点火第3号(宇城市三角町兜島山頂標柱)

基点10 熊本県漁場基点火第9号(宇城市三角町黒崎の鼻)

基点11 宇城市三角町戸馳野崎三角点

基点12 熊本県漁場基点天第44号(上天草市大矢野町登立本村橋北側基幹部)

ア 基点1から宇城市三角町戸馳島北東端を見通した線がイとタを結んだ線と交わるところ

イ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ48度15分の線がソから上天草市大矢野町維和島南端を見通した線と交わるところ

ウ 島南端を見通した線と交わるところ

エ オと大島南端を結んだ線の中央点

オ 基点2と八代市弁天島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ2度32分・63メートルのところ

カ 基点2と八代市弁天島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ65度32分・181メートルのところ

キ 基点3と宇城市三角町寺島灯標を見通した線から基点3を基点として右へ29度29分・181メートルのところ

ク 基点4と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ63度29分・720メートルのところ

ケ 基点5と寺島灯標を見通した線から基点5を基点として右へ106度21分・181メートルのところ

コ 基点6から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点



サ 基点6から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わるところ  
 シ 宇城市7か知火町御船山頂を右岸河川堤防と海岸堤防との境界  
 ス 基点7と橋上益城郡の山頂を見通した線から基点7を基点として右へ303度11分の線が  
 セ 基点8と上益城郡の山頂を見通した線から基点8を基点として右へ72度15分  
 ソ 基点1か宇城市三角町戸馳島若宮神社を見通した線上、基点1から3,400メー  
 タ 基点1と宇城市三角町戸馳島田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として  
 チ 基点25度30分・985メートルのところ  
 ツ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ16度30分・  
 テ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ23度30分・  
 ト 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ40度30分・  
 ナ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ51度の線が干  
 拓 堤防と交わるところ  
 ニ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ21度15分・  
 又 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ274度15分  
 ネ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ223度の線が  
 陸 岸と交わるところ  
 ノ 田井之浦北端  
 ハ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ17度30分・  
 ヒ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ287度・23  
 フ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ295度・34  
 0メートルのところ  
 ヘ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ289度の線が  
 陸 岸と交わるところ  
 ホ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ17度20分の線  
 が 陸岸と交わるところ  
 マ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ18度25分・6  
 ミ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ22度10分・5  
 ム 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ39度15分・6  
 08メートルのところ  
 メ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ44度・683メ  
 ー トルのところ  
 モ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ34度50分の線  
 が 陸岸と交わるところ  
 ヤ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ303度30分の  
 線 が 陸岸と交わるところ  
 卅 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ302度30分・  
 1 170メートルのところ  
 コ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ303度30分・  
 970メートルのところ  
 エ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ312度・820  
 メ ー トルのところ  
 ヨ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ316度・880  
 メ ー トルのところ  
 ラ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ319度・860  
 メ ー トルのところ  
 リ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ318度・805  
 メ ー トルのところ  
 ル 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ327度30分・  
 780メートルのところ  
 レ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ330度30分・  
 810メートルのところ  
 ロ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ340度・810  
 メ ー トルのところ  
 ワ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ340度の線が陸

- 岸と交わるところ
- A 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ95度の線が陸岸と交わるところ
- B 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ96度30分・680メートルのところ
- C 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ97度30分・678メートルのところ
- D 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ97度45分・680メートルのところ
- E 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ96度15分・708メートルのところ
- F 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ100度30分・74メートルのところ
- G 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ101度30分・742メートルのところ
- H 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ101度・758メートルのところ
- I 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ102度15分・764メートルのところ
- 2 関係地区 宇城市三角町、不知火町松合、永尾、大見、高良、長崎及び亀松、宇城市松橋町及び小川町、八代郡氷川町大字鹿野、鹿島及び網道、八代市鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町
- 3 制限又は条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、あかがい漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおぶき(ばがい)漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、あおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚刺網漁業	11月1日から 5月31日まで
	かに網漁業	4月1日から 11月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 八代市地先

- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2を順次に結んだ線並びに基点3とキ、基点4とク及び基点5とケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点7、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチを順次に結んだ線並びにツとテを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、ヤ、ヨ及び基点8を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ラ、リ、ル及びレを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ロ、ワ、A及びBを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、C、D、E、F、G、H、I及びJを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにP、K、L、M、N及びOを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点火第37号(八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤

防に沿って南西へ181メートルのところに)  
基点23海面と熊内熊本本県漁場場基  
基点4た標柱) 熊本県漁場場基  
基点5 熊本県漁場場基  
基点6 熊本県漁場場基  
基点7 熊本県漁場場基  
基点8 熊本県漁場場基  
基点9 熊本県漁場場基  
ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点7を基点として右へ341度48分・1,  
イ 八代市併天島山頂と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点7を基点として右へ309度1  
ウ 八代市中島西端と上草市姫戸町舟揚島山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
エ 八代市黒島西端と上草市龍ヶ岳町槌島積岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
オ 柴島山頂を八代市船瀬頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
カ 基点2から三湖町住吉山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
ク 基点3から三湖町住吉山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
ケ 八代市本町三湖町住吉山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
コ 基点7と三湖町住吉山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
4 基点7と三湖町住吉山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
サ コと基点7を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
シ サと基点7を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
ス セと基点7を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
セ コからサを見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
ソ セとサを見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
タ ソとサを見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
チ タとサを見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
と 交わり  
ツ 大島東港北側防波堤北東端  
テ 大島東港南側防波堤北東端  
ト ナと二を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
ナ 二と又を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
ニ 又とネを見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
又 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
2 メートルの  
ネ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
0 50メートルの  
ノ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
1 30メートルの  
ハ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
0 25メートルの  
ヒ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
0 65メートルの  
フ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
0 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
へ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
9 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
ホ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
0 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
マ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
0 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
ミ 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦  
3 15メートルの  
ム 基点6と三角岳山頂を見通した線と力から葦北郡芦北町田浦

- メートルのところ  
 メ 基点6と三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ172度20分・2,  
 0 25メートルのところ  
 モ 基点6と三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ170度・1, 980  
 メートルのところ  
 ヤ メとモを結んだ線とユとヨを結んだ線の交わる  
 ヨ ヨと基点8を見通した線からヨを基点として右へ224度・1, 184メートルの  
 ヨ 基点8と八代市加賀島山頂を見通した線から基点8を基点として右へ331度・85  
 0メートルのところ  
 ラ 基点9から農林水産省所管干拓堤防外縁に沿って西南へ15.2メートルのところ  
 リ ルとレを見通した線からルを基点として右へ90度・49メートルのところ  
 ル レとラを見通した線からレを基点として右へ90度・43.7メートルのところ  
 レ ラから農林水産省所管干拓堤防外縁に沿って西南へ61メートルのところ  
 ロ 農林水産省所管干拓堤防(金剛平和町外堤)1号樋門内側南西端から樋門外縁に沿  
 て東北へ61.1メートルのところ  
 ワ 口と農林水産省所管干拓堤防を見通した線から口を基点として右へ270度・70メ  
 ートルのところ  
 A Bと農林水産省所管干拓堤防を見通した線からBを基点として右へ90度・70メ  
 ートルのところ  
 B 農林水産省所管干拓堤防1号樋門内側南西端から樋門外縁に沿って北西へ49メー  
 ールのところ  
 C 大島堤防角から干拓堤防外縁に沿って北東へ1, 474メートルのところ  
 D Cと大島堤防角を見通した線からCを基点として右へ67度・5.7メートルの  
 り  
 E DとCを見通した線からDを基点として右へ198度・13.2メートルのところ  
 F EとDを見通した線からEを基点として右へ185度・2.2メートルのところ  
 G FとEを見通した線からFを基点として右へ270度・41.9メートルのところ  
 H GとFを見通した線からGを基点として右へ270度・2.2メートルのところ  
 I HとGを見通した線からHを基点として右へ185度・13.2メートルのところ  
 J 大島堤防角から干拓堤防外縁に沿って北東へ1, 508.6メートルのところ  
 K 基点6から三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ32度30分・1,  
 467メートルのところ  
 L Kとトを見通した線からKを基点として右へ180度・426メートルのところ  
 M LとKを見通した線からLを基点として右へ270度・140メートルのところ  
 N MとLを見通した線からMを基点として右へ90度・112メートルのところ  
 O NとMを見通した線からNを基点として右へ270度の線が最大高潮時海岸線と交  
 わるところ  
 P 基点6から三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ49度20分・1,  
 342メートルのところ
- 2 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧  
 泉村及び旧坂本村を除く)
- 3 制限又は条件  
 (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営ん  
 ではない。  
 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁  
 業を営んではない。  
 (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを  
 拒んではない。

漁場計画番号 火共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、とこぶし漁業、あかにし漁業、あかがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日 まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日 まで

	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚建干網（江切網）漁業、雑魚磯建網漁業、かに網漁業、ぼらかご漁業	1月1日から 12月31日まで
	しらうお四ツ手網漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業、ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 八代市日奈久及び二見、葦北郡芦北町及び津奈木町地先  
(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、葦北郡芦北町及び津奈木町地先を順次に結んだ線並びにケとコ及びサとシを順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ス、セ、ソ、タ及びス、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びチを順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ヒ、フ及びヘを順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、八代市二見川口町樋門左岸突堤から南西への堤防沿いに650メートルの地点までと堤防尻から海側へ18.5メートルの高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点火第49号（八代市水島町と八代市日奈久新開町との境界）  
基点2 熊本県漁場基点火第52号（八代市と葦北郡との境界（さいづつの鼻））  
基点3 熊本県漁場基点火第60号（葦北郡津奈木町沖の島西端）  
基点4 熊本県漁場基点火第61号（葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端）  
基点5 熊本県漁場基点火第88号（葦北郡芦北町御番所鼻）  
基点6 熊本県漁場基点火第51号（八代市日奈久下西町堤防南角）

ア 基点1から八代市船瀬頂点を見通した線上、基点1から909メートルのところ  
イ 基点1から上天草市龍ヶ岳町鶴島積師岳山頂を見通した線とアから葦北郡田浦町柴島山頂を見通した線とが交わるところ  
ウ 基点2から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、基点2から2,727メートルのところ  
エ 柴島北西端  
オ 葦北郡芦北町白神瀬北西端  
カ 基点3と白神瀬頂点を見通した線から基点3を基点として右へ235度6分・545メートルのところ  
キ 基点4と水俣市西湯之児岬を見通した線から基点4を基点として右へ72度47分・2,090メートルのところ  
ク 基点4から西湯之児岬を見通した線上、基点4から800メートルのところ  
ケ 葦北郡芦北町湯浦川右岸平生橋下流端  
コ 葦北郡芦北町佐敷川肥薩おれんじ鉄道鉄橋南端（下流側）  
カ 佐敷川肥薩おれんじ鉄道鉄橋北端（下流側）  
シ 基点5と葦北郡芦北町唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ2度15分・70メートルのところ  
セ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ304度30分・65メートルのところ  
ソ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ322度20分・265メートルのところ  
タ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ338度15分・265メートルのところ  
チ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ290度・104メートルのところ  
ツ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ243度40分・175メートルのところ  
テ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ265度・260メートルのところ  
ト 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ309度30分・330メートルのところ  
ナ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ322度30分・385メートルのところ  
ニ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ323度30分・365メートルのところ  
ヌ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ325度30分・355メートルのところ  
ネ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ330度・305メートルのところ  
ノ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ322度20分・275メートルのところ

- ハ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ318度・240メートルのところ
- ヒ 基点6と八代市日奈久馬越町鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ1度41分の線が最大高潮時海岸線と交わるのところ
- フ 基点6と鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ112度45分・334メートルのところ
- ヘ 基点6と鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ164度21分の線が最大高潮時海岸線と交わるのところ
- ホ 葦北郡芦北町大字計石の標高264.83メートルの三角点(北緯32度18分53秒966、東経130度29分1秒772)から197度25分・3,095メートルのところ
- マ ホから162度27分20秒・796.45メートルのところ
- 2 関係地区 八代市(旧八代市、旧昭和村、旧鏡町、旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)、葦北郡芦北町(旧田浦町大字田浦、横居木を除く)及び津奈木町
- 3 制限又は条件
- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ぎんたかはま漁業、かき漁業、あさり漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼら飼付漁業	6月1日から 11月30日まで

(2) 漁場の位置 水俣市地先

- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線並びにカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点3、ク、ケ、コ、サ、シ及びスを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点火第61号(葦北郡津奈木町瀬崎北西端)
- 基点2 熊本県漁場基点火第64号(水俣市境川河口中央点)
- 基点3 水俣市明神崎堤防南側基部
- ア 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)
- イ 基点1からアを見通した線上、基点1から800メートルのところ
- ウ トルのところ
- エ セからウを見通した線上、セから1,790メートルのところ
- オ 基点2と水俣市矢筈岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ171度40分・5,000メートルのところ
- カ キと水俣市水俣川左岸幸橋下流取付基部を見通した線からキを基点として右へ96度56分の線が水俣川左岸と交わるのところ
- ク 水俣市日当橋南端
- ケ 明神崎堤防南側辺上、基点3から82メートルのところ
- コ クと基点3を見通した線からクを基点として右へ90度・50メートルのところ
- サ ケとクを見通した線からケを基点として右へ270度・100メートルのところ
- シ コとケを見通した線からコを基点として右へ110度45分・460メートルのところ
- ス シとサを見通した線上、サから534メートルのところ
- シとサを見通した線からシを基点として右へ84度30分の線が最大高潮時海岸線と

交わるところ

セ 基点2と水俣市矢筈岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ171度40分・3,300メートルのところ

2 関係地区 水俣市

3 制限又は条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、たこ漁業、うに漁業、	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼらかご漁業	6月1日から 11月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼら飼付漁業	6月1日から 11月30日まで

(2) 漁場の位置 葦北郡津奈木町及び水俣市地先

(3) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線並びにウ、エ、オ及び基点1を順次に結んだ線と最

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第61号(葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端)

ア 水俣市湯之児観月橋南東端取付部

イ 水俣市湯之児観月橋北東端取付部

ウ 水俣市湯之児中島頂点

エ キからオを見通した線の延長線と、基点1からウを見通した線との交点

オ 基点1から力を見通した線上、基点1から800メートルのところ

カ 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)

キ 基点1と力を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・2,090メートルのところ

2 関係地区 葦北郡津奈木町及び水俣市

3 制限又は条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	あおのり漁業、おごのり漁業、あかにし漁業、さるぼう(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで

	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	かに網漁業	4月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 八代市地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点1を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第37号（八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ181メートルのところ）

基点2 熊本県漁場基点火第25号（宇城市不知火町通称「二本松」）

ア 基点1から宇城市三角町戸馳島若宮神社を見通した線上、基点1から3,400メートルのところ

イ 基点1から戸馳島北東端を見通した線と、ウとアを結んだ線とが交わるころ

ウ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ48度15分の線が

エから上天草市大矢野町維和島南端を見通した線と交わるころ

エ 基点2と上益城郡甲佐岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ72度15分

・636メートルのところ

2 関係地区 宇城市三角町、宇城市不知火町松合、永尾、大見、高良、長崎及び亀松、宇城市松橋町及び小川町、八代郡氷川町大字鹿野、鹿島及び網道、八代市（旧日奈久町、旧二見村、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く）

漁場計画番号 火共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、ぎんたかはま漁業、たこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼらかご漁業	6月1日から 11月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 水俣市地先

(3) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線並びにウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第61号（葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端）

ア 水俣市湯之児観月橋南東端取付部

イ 水俣市湯之児観月橋北東端取付部

ウ 水俣市湯之児中島頂点

エ キからオを見通した線の延長線と、基点1からウを見通した線との交点

オ 基点1からカを見通した線上、基点1から800メートルのところ

カ 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬突端）

キ 基点1とカを見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・2,090メー

トルのところ

2 関係地区 水俣市

漁場計画番号 火区第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで



(3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第102号(葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱)

ア 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メートルのところ

イ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ331度・545メートルのところ

ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ9度45分・780メートルのところ

エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ18度・735メートルのところ

オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ11度・545メートルのところ

カ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・495メートルのところ

2 地元地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第21号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ

て囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第119号(宇城市三角町戸馳字犬櫓北端)

基点2 熊本県漁場基点火第6号(宇城市三角町戸馳内潟防波堤突端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度15分・55メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度30分・35メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ9度・60メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ23度15分・145メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ24度45分・225メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第41号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くるまぐる養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 葦北郡芦北町竹島地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第79号(葦北郡芦北町唐船岩の中央)

ア 基点1と葦北郡芦北町木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度42分・890メートルのところ

イ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ21度25分・556メートルのところ

ウ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ340度14分・1,219メートルのところ

エ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ352度34分・1,279メートルのところ

2 地元地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(3) 敷設する生け簀の面積は、7,680平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第42号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第102号（葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱）  
 基点2 葦北郡津奈木町大字福浜4490番地地先の防波堤西側基部  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度10分・323メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ259度25分・555メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ278度21分・560メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ284度14分・304メートルのところ

2 地元地区 葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、4,303平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第43号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第102号（葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱）  
 基点2 葦北郡津奈木町大字福浜4490番地地先の防波堤西側基部  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・40メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・350メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度・290メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・125メートルのところ

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、849平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第44号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第104号（葦北郡津奈木町大字福浜長浜崎（ホトビ崎）北端）  
 基点2 熊本県漁場基点火第103号（葦北郡芦北町竹島三角点）  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ285度33分・391メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ319度・535メートル

- ウ のところ  
基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ350度・375メートル
- エ のところ  
基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ79度30分・243メートル
- オ のところ  
基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ139度・310メートル
- カ のところ  
基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ167度18分・296メートル

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8,548平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第45号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町沖の島地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第104号(葦北郡津奈木町大字福浜長浜崎(ホトビ崎)北端)

基点2 熊本県漁場基点火第103号(葦北郡芦北町竹島三角点)

ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ87度22分・852メートル

イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ81度11分・1,036メートル

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度58分・1,258メートル

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ323度17分・1,232メートル

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,200平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第46号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第67号(葦北郡津奈木町合串小島北防波堤突端)

ア 基点1と葦北郡津奈木町帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・70メートル

イ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ116度・190メートル

ウ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ119度・400メートル

エ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ150度・395メートル

オ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ165度・170メートル

カ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ195度50分・30メートル

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、5,839平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第47号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第125号(葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端)  
 ア イとウを見通した線からイを基点として右へ270度・200メートルのところ  
 イ 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ79度・865メートルのところ  
 ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ82度50分・760メートルのところ  
 エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ87度30分・800メートルのところ  
 オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・90メートルのところ  
 カ ウとエを見通した線からオを基点として右へ90度・100メートルのところ  
 キ ウからエを見通した線上、エから175メートルのところ  
 ク アとイを見通した線からアを基点として右へ270度・120メートルのところ

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、3,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第48号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町平国地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第125号(葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端)  
 ア 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ31度30分・630メートルのところ  
 イ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・345メートルのところ  
 ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ343度20分・545メートルのところ  
 エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・700メートルのところ  
 オ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・745メートルのところ  
 カ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ17度40分・805メートルのところ

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、9,450平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第49号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町大泊地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第106号(葦北郡津奈木町大泊漁港北防波堤突端)  
 ア 基点1と葦北郡津奈木町津奈木干拓西角を見通した線から基点1を基点として右へ2  
 37度・62メートルのところ  
 イ 基点1と津奈木干拓西角を見通した線から基点1を基点として右へ241度30分・  
 113メートルのところ  
 ウ 基点1と津奈木干拓西角を見通した線から基点1を基点として右へ254度15分・  
 115メートルのところ  
 エ 基点1と津奈木干拓西角を見通した線から基点1を基点として右へ253度45分・  
 62メートルのところ
- 2 地元地区 葦北郡津奈木町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、350平方メートルを超えてはならない。

- 漁場計画番号 火区第61号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町大矢地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第102号(葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上  
 防犯灯柱)  
 ア イからオを見通した線上、イから45メートルのところ  
 イ 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右  
 へ330度30分・590メートルのところ  
 ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ0度45分・730  
 メートルのところ  
 エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度・710メー  
 ルのところ  
 オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メ  
 ートルのところ
- 2 地元地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

- 漁場計画番号 火区第73号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から11月10日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれ  
 た区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第10号(宇城市三角町三角と三角町郡浦との漁業権における  
 境界)  
 ア 基点1から南西へ海岸堤防に沿った線から基点1を基点として右へ275度30分・  
 785メートルのところ  
 イ 基点1から南西へ海岸堤防に沿った線から基点1を基点として右へ278度30分・  
 808メートルのところ  
 ウ 基点1から南西へ海岸堤防に沿った線から基点1を基点として右へ324度30分・  
 380メートルのところ  
 エ 基点1から南西へ海岸堤防に沿った線から基点1を基点として右へ322度・335  
 メートルのところ  
 オ 基点1から南西へ海岸堤防に沿った線から基点1を基点として右へ316度51分・  
 348メートルのところ  
 カ 基点1から南西へ海岸堤防に沿った線から基点1を基点として右へ316度51分・  
 372メートルのところ  
 キ 基点1から南西へ海岸堤防に沿った線から基点1を基点として右へ305度38分・  
 390メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町前越、中村及び郡浦
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年11月10日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第74号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から11月10日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点火第94号(宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端)
  - 基点2 熊本県漁場基点火第95号(宇城市三角町郡浦涼島南端)
  - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ178度15分・58メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ141度30分・85メートルのところ
  - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ183度20分・350メートルのところ
  - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ191度30分・350メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町前越、中村及び郡浦

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年11月10日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第75号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から11月10日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点火第94号(宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端)
  - 基点2 熊本県漁場基点火第95号(宇城市三角町郡浦涼島南端)
  - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ4度45分・460メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・310メートルのところ
  - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ345度・340メートルのところ
  - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・480メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町前越、中村及び郡浦

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年11月10日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第76号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端)
  - ア 基点1と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ13度10分・660メートルのところ
  - イ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・625メートルのところ
  - ウ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・920メートルのところ
  - エ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・950メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町前越、中村及び郡浦

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第77号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から11月10日まで

- (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端)  
 ア 基点1と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ27度・315メートルのところ  
 イ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ10度・315メートルのところ  
 ウ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ13度・615メートルのところ  
 エ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ22度30分・615メートルのところ  
 2 地元地区 宇城市三角町里浦、手場及び大口  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年11月10日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第78号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第14号(宇城市三角町手場底江崎南端)  
 基点2 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度10分・1,208メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ241度30分・1,756メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ287度57分・2,251メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度9分・1,877メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ290度41分・1,671メートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ291度41分・1,621メートルのところ  
 2 地元地区 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口  
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第79号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から11月10日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第14号(宇城市三角町手場底江崎南端)  
 ア 基点1と宇城市三角町鍋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ6度・455メートルのところ  
 イ 基点1と鍋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ20度・275メートルのところ  
 ウ 基点1と鍋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度30分・250メートルのところ  
 エ 基点1から鍋島南東端を見通した線上、基点1から445メートルのところ  
 2 地元地区 宇城市三角町里浦、手場及び大口  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年11月10日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第81号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 宇城市三角町大口大串の浜南西端  
 ア 基点1と宇城市三角町大口大串の鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ156度・95メートルのところ

- イ 基点1と大串の鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・10メートルのところ
- ウ 基点1と大串の鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ12度30分・125メートルのところ
- エ 基点1と大串の鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ132度・110メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町里浦、手場及び大口
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第82号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第16号(宇城市三角町と宇城市不知火町との境界(観音崎))
- ア 基点1と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・710メートルのところ
- イ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ356度45分・1,040メートルのところ
- ウ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ29度45分・2,055メートルのところ
- エ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ32度・2,010メートルのところ
- オ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ37度・2,690メートルのところ
- カ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ47度・2,540メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第83号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から11月10日まで
  - (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第16号(宇城市三角町と宇城市不知火町との境界(観音崎))
- ア 基点1と八代市鏡町野崎堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ324度15分・45メートルのところ
- イ 基点1と野崎堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ13度30分・95メートルのところ
- ウ 基点1と野崎堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ99度・174メートルのところ
- エ 基点1と野崎堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ124度30分・160メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町里浦、手場及び大口
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年11月10日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第85号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇城市不知火町松合地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第16号(宇城市三角町と宇城市不知火町との境界(観音崎))
- 基点2 熊本県漁場基点火第23号(宇城市不知火町松合松錦館南角)
- ア 基点1と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ349度15分・545メートルのところ
- イ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ341度30分・930メートルのところ
- ウ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ317度30分・



- 9 6 3 メートルのところ  
 工 基点1と北新地の堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ316度40分・  
 8 9 5 メートルの堤防西端を見通した線から基点2を基点として右へ63度30分  
 オ 基点2と不知火干拓堤防西端を見通した線から基点2を基点として右へ70度・1,  
 ・ 1, 5 2 0 メートルのところ  
 カ 基点2と不知火干拓堤防西端を見通した線から基点2を基点として右へ70度・1,  
 3 8 0 メートルのところ  
 キ 基点1と北新地の堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ311度15分・  
 6 6 3 メートルの堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ309度30分・  
 ク 基点1と北新地の堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ309度30分・  
 6 2 0 メートルのところ  
 2 地元地区宇城市不知火町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

- 漁場計画番号 火区第90号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市鏡町野崎地先  
 (4) 漁場の区域 八代市鏡町野崎地先、ウ、工、オ、カ、キ及び基点4、基点1、ケ及びアを順次に結んだ線と不知火干拓堤防及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第32号(八代市鏡町野崎堤防北端北曲り角)  
 基点2 熊本県漁場基点火第30号(宇城市不知火町通称「二本松」と上益城郡甲佐町甲佐岳山頂を見通した線から「二本松」を基点として右へ72度15分・636メートルのところと上草市大矢野町維和島南端を結んだ線が不知火干拓「和鹿島工区」西側堤防の西端で交わるこのところ)  
 基点3 熊本県漁場基点火第34号(八代市鏡町北新地旧2号樋門北角)  
 基点4 熊本県漁場基点火第33号(八代市鏡町野崎堤防南曲り南西端)  
 ア 基点1と宇城市不知火干拓堤防と交わるところ  
 へ 128度の線が不知火干拓堤防と交わるところ  
 イ 基点1と六地蔵トンネルの鼻を見通した線から基点1を基点として右へ22度10分の線が不知火干拓堤防と交わるところ  
 ウ 基点1と六地蔵トンネルの鼻を見通した線から基点1を基点として右へ90度・300メートルのところ  
 エ 基点1と六地蔵トンネルの鼻を見通した線から基点1を基点として右へ90度・300メートルのところ  
 オ 基点2から上天草市大矢野町維和島南端を見通した線上、基点2から560メートルのところ  
 カ 基点3と宇城市三角町戸馳島北東端を見通した線から基点3を基点として右へ47度線が基点2から維和島南端を見通した線と交わるところ  
 キ 基点4と八代市鏡町北新地堤防北端を見通した線から基点4を基点として右へ289度・130メートルのところ  
 ク イから不知火干拓堤防に沿って北西へ350メートルのところ  
 ケ 基点1から八代市鏡町野崎干拓堤防に沿って南東へ300メートルのところ  
 2 地元地区 八代市鏡町  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

- 漁場計画番号 火区第91号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先  
 (4) 漁場の区域 八代市鏡町北新地地先、イ、ウ、工、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、サ、シ、ス、セ及びサを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。  
 基点1 熊本県漁場基点火第34号(八代市鏡町北新地旧2号樋門北角)  
 基点2 熊本県漁場基点火第35号(八代市鏡町北新地旧1号樋門南角)  
 基点3 熊本県漁場基点火第86号(八代市鏡町北新地旧1号樋門南寄り昇降口の中央(熊本県漁場基点火第85号)から海岸堤防に沿って南西へ(直線)296.6メートルのところ)  
 基点4 熊本県漁場基点火第36号(八代市昭和同仁町旧2号樋門北角)  
 基点5 熊本県漁場基点火第83号(八代市鏡町北新地旧2号樋門北角から北東へ139.5メートル(2号樋門北寄り昇降口の中央)のところ)

- ア 基点1と宇城市三角町戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度50分・1,860メートルのところ
- イ 基点1と宇城市三角町戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ95度30分・445メートルのところ
- ウ 基点2と戸馳島北東端を見通した線から基点2を基点として右へ303度・1,050メートルのところ
- エ 基点3と宇城市三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ312度43分・688.82メートルのところ
- オ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ322度55分・1,091.83メートルのところ
- カ 基点4と戸馳島北東端を見通した線から基点4を基点として右へ355度30分・1,915メートルのところ
- キ コからカを見通した線上、シから150メートルのところ
- ク 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度45分・1,945メートルのところ
- ケ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度20分・1,850メートルのところ
- コ 基点4と戸馳島北東端を見通した線から基点4を基点として右へ354度45分・2,520メートルのところ
- サ 基点5と三角岳山頂を見通した線から基点5を基点として右へ0度21分・913メートルのところ
- シ 基点5と三角岳山頂を見通した線から基点5を基点として右へ325度30分・460メートルのところ
- ス 基点5と三角岳山頂を見通した線から基点5を基点として右へ315度40分・700メートルのところ
- セ 基点5と三角岳山頂を見通した線から基点5を基点として右へ347度57分・1,051.5メートルのところ

2 地元地区 八代市鏡町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第92号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 八代市昭和同仁町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点火第36号(八代市昭和同仁町旧2号樋門北角)
- 基点2 熊本県漁場基点火第86号(八代市鏡町北新地旧1号樋門南寄り昇降口の中央(熊本県漁場基点火第85号)から海岸堤防に沿って南西へ(直線)296.6メートルのところ)
- 基点3 熊本県漁場基点火第37号(八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ181メートルのところ)
- 基点4 熊本県漁場基点火第35号(八代市鏡町北新地旧1号樋門南角)
- ア 基点1と宇城市三角町戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度12分・300メートルのところ
- イ 基点3から戸馳島若宮神社を見通した線上、基点3から300メートルのところ
- ウ 基点3から戸馳島若宮神社を見通した線上、基点3から2,500メートルのところ
- エ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ354度45分・2,520メートルのところ
- オ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・1,915メートルのところ
- カ 基点2と宇城市三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ322度55分・1,091.83メートルのところ
- キ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ312度43分・688.82メートルのところ
- ク 基点4と戸馳島北東端を見通した線から基点4を基点として右へ303度・1,050メートルのところ
- ケ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度15分・2,550メートルのところ

2 地元地区 八代市昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第93号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

- (3) 漁場の位置 八代市北平和町地先
- (4) 漁場の区域 だ線とアを結んだ線とによって囲まれた区域
- を順次に結んだ線とアを結んだ線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第42号(八代市加賀島北端)
- 基点2 熊本県漁場基点火第43号(八代市加賀島南端)
- 基点3 熊本県漁場基点火第47号(八代市金剛第2樋門北角)
- ア 基点2と八代市船瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ348度15分の線が金剛干拓堤防と交わるところ
- イ 基点3から金剛干拓堤防に沿って北へ310メートルのところ
- ウ 基点2と船瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ16度30分・2,330メートルのところ
- エ 基点2と船瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ23度・2,040メートルのところ
- オ 基点2と船瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ32度30分・1,650メートルのところ
- カ 基点2と船瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ53度30分・1,110メートルのところ
- キ 基点2と船瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ68度30分・850メートルのところ
- ク 基点1と八代市弁天島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ331度40分・380メートルのところ
- 2 地元地区 八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第95号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町計石地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及びサとアを結んだ線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第59号(葦北郡芦北町湯浦川河口左岸松ヶ鼻)
- 基点2 熊本県漁場基点火第88号(葦北郡芦北町御番所鼻)
- 基点3 熊本県漁場基点火第79号(葦北郡芦北町唐船岩の中央)
- ア 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ14度49分・454メートルのところ
- イ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ281度・620メートルのところ
- ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ284度30分・1,060メートルのところ
- エ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ339度50分・475メートルのところ
- オ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ353度15分・465メートルのところ
- カ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ9度・270メートルのところ
- キ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ127度20分・130メートルのところ
- ク 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ143度30分・450メートルのところ
- ケ コから葦北郡芦北町花岡西城山山頂を見通した線上、コから60メートルのところ
- コ 葦北郡芦北町大字計石まごめ山山頂から城山山頂を見通した線が佐敷川右岸堤防と交わるところ
- サ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ104度の線が葦北郡芦北町大字計石海岸堤防と交わるところ
- 2 地元地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第96号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第59号(葦北郡芦北町湯浦川河口左岸松ヶ鼻)  
 基点2 熊本県漁場基点火第79号(葦北郡芦北町唐船岩の中央)  
 ア シと基点1を見通した線からシを基点として右へ6度・250メートルのところ  
 イ シと基点1を見通した線からシを基点として右へ304度10分・90メートルのところ  
 ウ スとシを見通した線からスを基点として右へ15度15分・87メートルのところ  
 エ スとシを見通した線からスを基点として右へ117度28分・337メートルのところ  
 オ スとシを見通した線からスを基点として右へ119度41分・627メートルのところ  
 カ スとシを見通した線からスを基点として右へ118度56分・860メートルのところ  
 キ スとシを見通した線からスを基点として右へ121度32分・869メートルのところ  
 ク スとシを見通した線からスを基点として右へ123度20分・629メートルのところ  
 ケ スとシを見通した線からスを基点として右へ124度17分・333メートルのところ  
 コ シと基点1を見通した線からシを基点として右へ304度21分・108メートルのところ  
 サ シと基点1を見通した線からシを基点として右へ323度30分の線と湯浦川左岸堤防と交わるところ  
 シ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ183度の線が最大高潮時海岸線と交わるところ  
 ス シから基点1を見通した線からシを基点として右へ304度10分の線と湯浦川左岸堤防と交わるところ
- 2 地元地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 火区第98号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第56号(葦北郡芦北町佐敷港南防波堤突端)  
 基点2 熊本県漁場基点火第79号(葦北郡芦北町唐船岩の中央)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ262度20分・460メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ267度・555メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ276度45分・670メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ271度15分・755メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ281度50分・855メートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ296度・658メートルのところ
- 2 地元地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 火区第113号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業

- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第95号(宇城市三角町郡浦涼島南端)  
 基点2 熊本県漁場基点火第94号(宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ224度45分・270メ  
 ートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・600メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ275度30分・705メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度45分・470メ  
 ートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町前越、中村及び郡浦

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 火区第114号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端)  
 ア 基点1と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分  
 ・405メートルのところ  
 イ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ7度・55メートルのと  
 ころ  
 ウ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ318度45分・95メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・415  
 メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町里浦、手場及び大口

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (3) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 火区第115号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第16号(宇城市三角町と宇城市不知火町との境界(観音  
 崎))  
 ア 基点1と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ25度  
 ・1,920メートルのところ  
 イ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ15度45分・  
 2,270メートルのところ  
 ウ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ25度・2,60  
 0メートルのところ  
 エ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ34度・2,30  
 0メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第117号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで

- (3) 漁場の位置 八代市鏡町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第16号(宇城市三角町と宇城市不知火町との境界(観音崎))
- ア 基点1と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・2,450メートルのところ
- イ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ12度55分・2,700メートルのところ
- ウ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ20度37分・2,990メートルのところ
- エ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ25度16分・2,760メートルのところ
- 2 地元地区 八代市鏡町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第118号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 八代市新港町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第43号(八代市加賀島南端)
- ア 基点1と八代市船瀬頂点を見通した線から基点1を基点として右へ104度30分・2,670メートルのところ
- イ 基点1と船瀬頂点を見通した線から基点1を基点として右へ106度45分・3,160メートルのところ
- ウ 基点1と船瀬頂点を見通した線から基点1を基点として右へ111度・3,140メートルのところ
- エ 基点1と船瀬頂点を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・2,645メートルのところ
- 2 地元地区 八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第131号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鼠蔵町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
- 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
- ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ142度・710メートルのところ
- イ 基点2から真方位221度49分4.5秒・718.2メートルのところ
- ウ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1,113.1メートルのところ
- エ 基点1から真方位271度52分16.2秒・1,131.1メートルのところ
- 2 地元地区 八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第132号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市高植本町地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 1 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
- 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
- ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ
- イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ
- ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ21度・275メートルのところ
- エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ2度・607メートルのところ
- オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ3度・970メートルのところ
- カ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ0度30分・970メートルのところ
- キ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ358度30分・603メートルのところ
- ク 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ13度45分・255メートルのところ
- 2 地元地区 八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第133号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市水島町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
- 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
- ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ146度45分・3,100メートルのところ
- イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2,963メートルのところ
- ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ
- エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ
- オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2,300メートルのところ
- 2 地元地区 八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第134号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市高植本町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
- 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
- ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ

- イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ
- ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ
- エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ
- 2 地元地区 八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第141号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年3月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市葭牟田町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
- 基点2 八代市真方橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
- ア 基点1から真方位274度8分40.1秒・1,129.5メートルのところ
- イ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1,113.1メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ355度45分・1,260メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ351度30分・1,270メートルのところ
- 2 地元地区 八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第151号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町三角浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第1号(宇城市三角町本村防波堤突端)
- ア 基点1と宇城市三角町中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ31度20分・540メートルのところ
- イ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ35度2分・446メートルのところ
- ウ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ28度49分・431メートルのところ
- エ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ26度・528メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第152号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町三角浦地先
- (4) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第1号(宇城市三角町本村防波堤突端)
- ア ウと基点1を見通した線からウを基点として右へ14度37分の線が陸岸と交わると



- 1 漁場計画番号 火区第153号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町白瀬地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第3号(宇城市三角町兜島山頂標柱)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町飛岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ335  
 度・1,180メートルのところ  
 イ 基点1と飛岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ339度15分・1,0  
 50メートルのところ  
 ウ 基点1と飛岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1,030メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と飛岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度30分・1,1  
 65メートルのところ  
 2 地元地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多  
 3 制限又は条件  
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。  
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな  
 い。

- 漁場計画番号 火区第161号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 こんぶ・わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)  
 ア 基点1から真方位237度50分21秒・83.5メートルのところ  
 イ 基点1から真方位247度24分7.7秒・130.5メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位201度20分13.6秒・266.5メートルのところ  
 エ 基点1から真方位191度0分7.8秒・247メートルのところ  
 2 地元地区 水俣市  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 火区第162号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 こんぶ・わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度11分45.4秒、東経130度21分57.8秒  
 イ 北緯32度11分42.0秒、東経130度21分53.8秒  
 ウ 北緯32度11分40.9秒、東経130度21分55.1秒  
 エ 北緯32度11分44.3秒、東経130度21分59.2秒  
 2 地元地区 水俣市  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな  
 い。

- 漁場計画番号 火区第171号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かきひび建養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分42.7秒
  - イ 北緯32度35分7.2秒、東経130度34分41.3秒
  - ウ 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分39.9秒
  - 工 北緯32度35分5.0秒、東経130度34分41.3秒

2 地元地区 八代市鏡町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第172号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点火第36号(八代市昭和同仁町旧2号樋門北角)
  - ア 基点1から真方位316度53分49.1秒・2,447.3メートルのところ
  - イ 基点1から真方位316度17分29.2秒・2,605メートルのところ
  - ウ 基点1から真方位305度40分40.2秒・2,571.5メートルのところ
  - 工 基点1から真方位305度40分41.8秒・2,411.4メートルのところ

2 地元地区 八代市鏡町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第181号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あかもく養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)
  - ア 基点1から真方位270度8分34.2秒・146.8メートルのところ
  - イ 基点1から真方位268度24分28.9秒・179.9メートルのところ
  - ウ 基点1から真方位225度46分0.2秒・232.4メートルのところ
  - 工 基点1から真方位220度3分57.7秒・207.4メートルのところ

2 地元地区 水俣市

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第182号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あかもく養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)
  - ア 基点1から真方位242度4分29.9秒・204.1メートルのところ
  - イ 基点1から真方位246度13分6.5秒・236.6メートルのところ
  - ウ 基点1から真方位236度24分25.2秒・265.9メートルのところ
  - 工 基点1から真方位231度2分34.5秒・234.3メートルのところ

2 地元地区 水俣市

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第191号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、工及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)
  - ア 基点1から真方位289度18分3.9秒・31.4メートルのところ
  - イ 基点1から真方位291度46分56.1秒・71.3メートルのところ
  - ウ 基点1から真方位193度51分32.3秒・177.3メートルのところ
  - 工 基点1から真方位181度47分1.3秒・188.3メートルのところ

2 地元地区 水俣市

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。